

資料編



## 資料編

## 《資料集》

## 資料1 防災関係機関等

資料1. 1	防災関係機関の連絡先一覧	1
資料1. 2	秩父市防災会議委員名簿	4
資料1. 3	秩父市指定給水装置工事事業者	6
資料1. 4	災害時優先電話一覧（電話番号省略）	12

## 資料2 災害危険箇所等関係

資料2. 1	山腹崩壊危険地区一覧	14
資料2. 2	崩壊土砂流出危険地区一覧	18
資料2. 3	地すべり危険地区一覧	23
資料2. 4	土石流危険溪流一覧	25
資料2. 5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	29
資料2. 6	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	42
資料2. 7	地すべり防止区域一覧	43
資料2. 8	地すべり危険箇所一覧	44
資料2. 9	土砂災害警戒区域等一覧	45
資料2. 10	土砂災害の前兆現象	64

## 資料3 避難所・医療等関係

資料3. 1	自主避難所一覧	65
資料3. 2	避難所一覧	65
資料3. 3	一時避難場所一覧	67
資料3. 4	福祉避難所一覧	70
資料3. 5	秩父郡市医師会災害医療対策機関編成	71
資料3. 6	救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）	72
資料3. 7	災害拠点病院（埼玉県）	73
資料3. 8	救命救急センター（埼玉県）	73
資料3. 9	トリアージタグ	74
資料3. 10	応急仮設住宅建設用地	75

## 資料4 備蓄施設等関係

資料4. 1	防災倉庫及び防災備蓄品	76
資料4. 2	応急給水用資器材	79
資料4. 3	給水車等保有状況	79

## 資料5 輸送等関係

資料5. 1	飛行場場外離着陸場一覧	80
--------	-------------	----

## 資料6 協定

資料6. 1	秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定	81
資料6. 2	秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定	83
資料6. 3	荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定	84
資料6. 4	埼玉県下消防応援協定	86
資料6. 5	埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書	88
資料6. 6	消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀨町）	90
資料6. 7	災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定	91
資料6. 8	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	92
資料6. 9	災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）	94
資料6. 10	災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）	96
資料6. 11	火災における応急仮設住宅建設についての協定書	97
資料6. 12	火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書	98

## 資料7 条例等

資料7. 1	秩父市防災会議条例	99
資料7. 2	秩父市災害対策本部条例	101
資料7. 3	秩父市災害対策本部に関する規程	102
資料7. 4	被害の調査及び集計要領	108
資料7. 5	秩父市災害見舞金支給規則	109

## 資料8 その他

資料8. 1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	110
資料8. 2	国・県・市指定文化財建物一覧	112
資料8. 3	突風の種類	115

## 《様式集》

様式1	『緊急通行車両関係様式』	116
様式2	『発生速報』	119
様式3	『経過速報』	120
様式4	『被害状況調』	121
様式5	『罹災証明書』	123

## 《資料集》

## 〔資料 1 防災関係機関等〕

## 資料 1. 1 防災関係機関の連絡先一覧

【第 1 編 第 2 節 第 2 防災関係機関の業務の大綱 (p1-14) 参照】

## ■ 県及び県の機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部消防防災課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3270
秩父地域振興センター	秩父市東町 29-20	24-1110
秩父福祉事務所・秩父保健所	秩父市桜木町 8-18	22-3824
北部教育事務所秩父支所	秩父市東町 29-20	23-2116
秩父県土整備事務所	秩父市下影森 1002-1	22-3715
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光 1-8-30	048-521-1274
秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211

## ■ 警察機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父警察署	秩父市上宮地町 29-2	24-0110
小鹿野警察署	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110
西武秩父駅前交番	秩父市野坂町 1-16-15	22-3329
秩父駅前交番	秩父市宮側町 1-10	24-9015
皆野交番	秩父郡皆野町大字皆野 1798-5	62-0033

## ■ 消防機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	21-0119
秩父消防署	秩父市下宮地町 10-25	21-0123
消防東分署	秩父郡横瀬町大字横瀬 5784-14	24-0119
消防西分署	秩父郡小鹿野町飯田 575-1	72-0119
消防南分署	秩父市荒川上田野 1735-1	54-0119
消防北分署	秩父郡皆野町大字皆野 2885-2	62-7119
秩父市消防団本部	秩父市大野原 200-132	21-0127

## ■指定地方行政機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
農林水産省関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-5835
東京管区气象台 熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858
関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 490-1	23-1260
国土交通省関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所	熊谷市大字久下 1631-5	048-522-0612
国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所	秩父市大滝 3875-1	55-0001
埼玉労働局 秩父労働基準監督署	秩父市上宮地町 23-24	22-3725

## ■自衛隊

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

## ■指定公共機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
日本郵便(株)秩父郵便局	秩父市上宮地町 3-16	22-0086
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波 1-113	048-538-5010
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
(株)NTTドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心 11-1 NTTドコモさいたまビル	048-600-5648
KDDI(株)北関東総支社	さいたま市大宮区桜木町 1-10-16	048-677-0086 0285-28-5290(夜間)

## ■指定地方公共機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
(一社) 埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町 3-5-1	048-824-2611
(一社) 埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-829-2323
(公社) 埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里 3-3-8	048-824-8122
(一社) 埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15	048-824-5539
(一社) 埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町 1-299-3	048-645-2771
(一社) 埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410	048-823-2020
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父市宮側町 1-7	22-0143
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459
秩父ガス(株)	秩父市上町 3-6-20	22-2134

## ■ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町 29-20	22-3645
秩父商工会議所	秩父市宮側町 1-7	22-4411
秩父郡市医師会	秩父市熊木町 2-19	22-0507
秩父郡市歯科医師会	皆野町皆野 173-3	62-3597
秩父郡市薬剤師会	秩父市寺尾 1447-1	26-5451
秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9	23-0611
秩父広域森林組合	秩父市日野田町 1-7-10	26-5231
秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14	22-1514
秩父通運(株)秩父支店	秩父市宮側町 6-11	22-3635
(株)秩父総合食品卸売市場	秩父市大野原 130	23-5911
(一社) 埼玉県建設業協会秩父支部 (秩父市建設業協会)	秩父市上影森 764-8	23-3239

## ■ 秩父市を管轄する一部事務組合

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父広域市町村圏組合 (消防本部、水道局を除く)	秩父市栃谷 1477	23-2242
秩父広域市町村圏組合水道局	秩父市別所 538	25-5221

## 資料 1. 2 秩父市防災会議委員名簿

【第 1 編 第 2 節 第 1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
秩父市	市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	会長
埼玉森林管理事務所	所長	秩父市大字大野原 490-1	23-1260	1 号委員
関東農政局埼玉支局	地方参事官 (埼玉支局長)	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号 10F	048-740-5835	1 号委員
秩父労働基準監督署	署長	秩父市上宮地町 23-24	22-3725	1 号委員
熊谷地方気象台	次長	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858	1 号委員
国土交通省関東整備局 二瀬ダム管理所	管理所長	秩父市大滝 3875-1	55-0001	1 号委員
埼玉県秩父地域振興センター	所長	秩父市東町 29-20	24-1110	2 号委員
埼玉県秩父県土整備事務所	所長	秩父市下影森 1002-1	22-3715	2 号委員
埼玉県秩父農林振興センター	所長	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211	2 号委員
埼玉県秩父保健所	所長	秩父市桜木町 8-18	22-3824	2 号委員
秩父警察署	署長	秩父市上宮地町 29-2	24-0110	3 号委員
小鹿野警察署	署長	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110	3 号委員
秩父市役所	副市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	市長室長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	総務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	財務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	環境部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	市民部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	福祉部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	保健医療部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	産業観光部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	地域整備部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	吉田総合支所長	秩父市下吉田 6585-2	77-1113	4 号委員
秩父市役所	大滝総合支所長	秩父市大滝 985	55-0101	4 号委員
秩父市役所	荒川総合支所長	秩父市荒川上田野 1734-6	54-2111	4 号委員
秩父市役所	市立病院事務局長	秩父市桜木町 8-9	23-0611	4 号委員
秩父市役所	教育委員会事務局長	秩父市大宮 794-6	25-5239	4 号委員
秩父市役所	議会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	農業委員会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市役所	会計管理者	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4 号委員
秩父市教育委員会	教育長	秩父市大宮 794-6	25-5227	5 号委員
秩父市消防団	消防団長	秩父市大野原 200-132	21-0127	6 号委員
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	事業部長	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623	7 号委員
東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社	支社長	熊谷市筑波 1-113	048-538-5010	7 号委員
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父駅務区長兼駅長	秩父市宮側町 1-7	22-0143	7 号委員
秩父ガス(株)	代表取締役	秩父市上町 3-6-20	22-2134	7 号委員
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	管区長	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459	7 号委員
日本郵便(株)秩父郵便局	局長	秩父市上宮地町 3-16	22-0086	7 号委員
秩父広域市町村圏組合 事務局	事務局長	秩父市栃谷 1477	23-2242	8 号委員

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	消防長	秩父市下宮地 10-25	21-0119	8号委員
秩父広域市町村圏組合 秩父消防署	消防署長	秩父市下宮地 10-25	21-0119	8号委員
秩父広域市町村圏組合 水道局	水道局長	秩父市別所 538	25-5221	8号委員
秩父市町会長協議会	会長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	9号委員
秩父市赤十字奉仕団	委員長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	9号委員
(福)秩父市社会福祉協議会	事務局長	秩父市野坂町 1-13-14	22-1514	9号委員
秩父通運(株)秩父支店	秩父支店長	秩父市宮側町 6-11	22-3635	10号委員
(一社)秩父郡市医師会	会長	秩父市熊木町 2-19	22-0570	10号委員
(株)秩父総合食品卸売市場	代表取締役	秩父市大野原 130	23-5911	10号委員
(一社)埼玉県建設業協会秩父支部	支部長	秩父市上影森 764-8	23-3239	10号委員

## 資料 1. 3 秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者

【第 2 編 第 1 章 第 3 節 生活維持のための準備 (p2-36) 参照】

## ■秩父市内工事業者

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	(株) アイ設備	秩父市山田 1 6 3 3 - 2	2 2 - 2 5 9 6	2 3 - 4 5 2 6
2	アイテック	秩父市大野原 2 3 0 1 - 6	2 2 - 3 6 8 6	
3	浅見建設工業 (株)	秩父市大野原 1 3 2 9 - 1	2 2 - 3 7 5 8	2 2 - 4 6 0 5
4	あさみ商店	秩父市熊木町 1 2 - 2 5	2 3 - 3 5 1 5	2 3 - 3 5 6 2
5	(有) アザミ水道	秩父市金室町 1 3 - 1 0	2 2 - 7 5 1 5	2 2 - 7 5 1 5
6	(有) 浅見設備工業	秩父市下影森 1 6 8 6 - 5	2 3 - 0 6 5 6	2 3 - 0 6 8 6
7	(有) 浅見電化サービス	秩父市下宮地 2 0 - 1 7	2 4 - 5 2 2 4	2 4 - 5 2 8 4
8	(有) アライ住設	秩父市下影森 2 6 5	2 3 - 2 6 4 7	2 5 - 1 3 6 6
9	新井水道	秩父市寺尾 1 9 1 7 - 1	2 4 - 2 9 4 2	2 5 - 1 5 0 9
10	荒川建設 (株)	秩父市荒川上田野 2 0 9 6 - 1	5 4 - 1 0 7 5	
11	飯島建築	秩父市黒谷 1 4 1 4 - 2	090-8581-3185	2 3 - 5 6 5 0
12	(有) 飯野商店	秩父市日野田町 1 - 2 - 8	2 2 - 1 6 1 7	2 2 - 7 0 6 5
13	(株) いさみや	秩父市大滝 1 3 1	5 4 - 0 6 3 3	5 4 - 0 7 1 8
14	(株) いのうえ工務店	秩父市黒谷 3 6 8 - 1	7 5 - 2 5 1 0	
15	井上設備興業	秩父市中村町 3 - 3 - 4 6	2 4 - 0 3 9 8	
16	(有) 今井工務店	秩父市黒谷 1 0 7 4 - 6	2 2 - 4 8 0 5	
17	今井水道	秩父市上影森 8 1 8 - 9	2 3 - 1 2 6 8	
18	ウォーターランド	秩父市下影森 6 7 8 - 1 8	2 3 - 1 9 9 4	2 3 - 1 9 9 4
19	内柳工務店	秩父市大野原 3 5 7 - 1	090-4532-4062	2 3 - 1 1 1 8
20	小川水道	秩父市中村町 2 - 9 - 2 4	2 3 - 5 2 6 5	2 3 - 5 2 6 5
21	(株) カナイ設備	秩父市東町 2 1 - 1 6	2 2 - 1 0 3 5	2 5 - 1 2 2 2
22	(株) カネミツ設備	秩父市熊木町 2 3 - 2	2 2 - 0 9 3 4	2 2 - 0 9 2 5
23	上林水道	秩父市上宮地町 2 0 - 2 3	2 3 - 1 5 1 6	
24	川田水道工業所	秩父市寺尾 5 8 2 - 3	2 3 - 9 9 1 5	
25	(有) 喜多園水道部	秩父市下宮地町 6 - 1 8	2 3 - 2 2 9 2	2 4 - 4 4 5 8
26	(有) キョカワ設備	秩父市荒川上田野 1 6 7 8 - 1 3	5 4 - 1 0 4 2	
27	クロサワ住設	秩父市寺尾 2 0 4 7 - 5	2 2 - 6 8 8 2	
28	(有) 黒澤水道設備	秩父市小柱 5 0 0 - 1	6 3 - 2 1 3 1	
29	(有) 黒沢総合	秩父市黒谷 6 5 - 1	2 4 - 4 4 7 1	
30	洗設	秩父市金室町 1 - 1 0 - 5 0 2	2 5 - 0 5 9 2	2 5 - 0 5 9 2
31	児玉工業 (株)	秩父市桜木町 1 1 - 2 4	2 2 - 4 4 4 1	2 4 - 8 2 1 7
32	小林設備	秩父市黒谷 1 4 4 5 - 2	090-5513-7650	
33	駒井建設興業 (株)	秩父市栃谷 2 2 0 - 3	2 5 - 0 3 8 9	2 5 - 0 3 9 7
34	埼玉文化産業 (株)	秩父市野坂町 1 - 1 2 - 3 0	2 2 - 1 6 6 3	2 5 - 1 6 6 3
35	(株) 斎藤組	秩父市下影森 1 6 3	2 2 - 5 5 0 5	
36	(株) 斎藤設備	秩父市上町 2 - 1 5 - 1 1	2 3 - 3 4 8 3	2 2 - 3 6 8 8
37	(有) 斎藤タイル工事店	秩父市黒谷 1 2 7 2 - 4	2 4 - 3 1 5 4	2 4 - 3 1 5 4
38	(有) サクラ住研	秩父市日野田町 2 - 6 - 1 6	2 2 - 7 5 0 0	2 2 - 7 5 0 5
39	(株) サンセイ	秩父市中宮地 2 9 - 2 1	2 3 - 6 1 5 6	
40	設楽住設工業	秩父市品沢 5 8 0 - 1	6 2 - 6 0 0 2	6 2 - 1 8 5 4
41	(株) 渋谷施設	秩父市上町 1 - 2 - 1 7	2 3 - 1 2 6 6	2 3 - 1 3 8 2
42	㈱清水商店トータルメンテナンス	秩父市熊木町 1 2 - 1 9	2 2 - 0 0 8 3	2 5 - 2 9 3 0

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
43	住環企画(株)	秩父市荒川上田野504-10	54-1313	54-1313
44	住幸	秩父市定峰514	24-3496	23-2071
45	(有) 強矢石油	秩父市上吉田4244-6	78-0370	
46	セキネ設備	秩父市下影森1189-2	24-7640	24-7640
47	総合設備	秩父市田村1490	23-9736	23-9736
48	(株)ソーセツ秩父営業所	秩父市大野原1133	23-6630	
49	(株) 太陽設備	秩父市寺尾2350-1	24-0530	25-1133
50	(株) ダイショウ	秩父市上影森122-4	22-3365	
51	武井産業(株)	秩父市大滝1797-3	55-0136	
52	(株)ムラホームサービス	秩父市別所386	24-1760	25-0306
53	(有) 秩父設備	秩父市中村町4-1-3	24-1235	24-9558
54	秩父土建(株)	秩父市大野原743	24-3111	
55	ちちぶ農業協同組合	秩父市上野原29-20	22-3645	25-0047
56	津山建設工業(株)	秩父市寺尾3426-1	23-8079	23-5493
57	(有) 中島土木	秩父市大野原1337-6	24-0052	
58	日新土木(有)	秩父市栃谷651-1	24-6474	22-9213
59	日本施設(株)	秩父市下宮地町9-8	22-5819	24-8647
60	(株) 萩原工務店	秩父市野坂町2-16-35	24-5062	24-5062
61	(有) ハマダ	秩父市大滝903-2	55-0050	
62	引間工業	秩父市大野原2952-3	22-2049	
63	フクシマ工務店	秩父市荒川日野842	54-0933	
64	福嶋設備	秩父市永田町2-7	23-5182	23-5182
65	(有) 藤原水道	秩父市野坂町1-6-4	22-5917	24-5343
66	(有) 宝生建設	秩父市大畑町2-15	24-5614	
67	マエデン	秩父市山田2132-1	25-1126	26-3007
68	町田土木	秩父市荒川上田野633-2	54-2339	
69	(株) 松岡組	秩父市大野原2799-3	23-8058	23-8060
70	(有) マルシン建設	秩父市吉田石間3867	77-0676	
71	(有) マルト設備	秩父市下吉田6242-1	77-1326	
72	(有) みやま商店	秩父市大滝3928-6	54-0453	
73	(有) 茂木設備	秩父市黒谷1306-8	24-0334	24-3388
74	(株) 山口組	秩父市大野原1333	22-4747	
75	(有) 山口土建	秩父市栃谷1158-9	23-3423	24-5323
76	山中電機商会	秩父市相生町7-12	22-1209	22-8656
77	(株) 山本組	秩父市大野原2947-1	24-8324	24-0894
78	(有) 雄企	秩父市品沢205	62-0100	
79	有隣興業(株)	秩父市上宮地町22-25	22-0210	22-5764
80	(有) ワカバヤシ	秩父市山田2540-4	22-2052	23-6327

## ■秩父郡内工事業者

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	㈱大場建設	秩父郡横瀬町大字横瀬 6 5 6 5	2 2 - 4 5 3 8	2 4 - 9 8 1 4
2	㈱キシオカ	秩父郡横瀬町大字横瀬 7 6 5	2 2 - 4 7 0 3	2 2 - 4 7 0 8
3	㈱シマダ土木	秩父郡横瀬町大字横瀬 6 5 5 5 - 1	2 4 - 0 9 7 1	2 4 - 0 8 6 5
4	㈱ナカザワ 横瀬営業所	秩父郡横瀬町大字横瀬 5 2 1 8	2 2 - 0 3 7 8	2 2 - 4 4 5 7
5	(有)平沼建設	秩父郡横瀬町大字横瀬 1 6 6 9	2 3 - 2 4 6 4	2 4 - 5 2 8 0
6	㈱福寿屋	秩父郡横瀬町大字横瀬 4 2 8 2 - 1	2 3 - 0 1 9 2	2 2 - 4 3 9 2
7	㈱松崎住宅産業	秩父郡横瀬町大字横瀬 4 2 3 3 - 3	2 4 - 4 7 5 6	2 2 - 7 5 2 0
8	(有)丸塚	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保 4 2 9 - 1	2 4 - 2 1 9 8	2 5 - 1 5 0 2
9	向井建築(有)	秩父郡横瀬町大字横瀬 1 2 1 2 - 1	2 2 - 3 2 7 5	2 2 - 3 2 2 8
10	(有)山中見一工務所	秩父郡横瀬町大字横瀬 6 4 3 3 - 3	2 2 - 8 3 1 8	2 2 - 8 3 1 8
11	(有)浅見管工	秩父郡皆野町大字三沢 2 9 6 4	6 5 - 0 5 3 6	6 5 - 0 8 7 6
12	(有)新井水道設備	秩父郡皆野町大字皆野 6 1 0 - 7	6 2 - 4 5 2 5	6 2 - 2 8 5 2
13	㈱新井石油	秩父郡皆野町大字金崎 5 6	6 2 - 1 2 5 1	6 2 - 1 1 4 5
14	(有)小笠原建設	秩父郡皆野町大字皆野 2 0 9 7 - 3	6 2 - 0 4 2 8	6 2 - 1 3 2 0
15	㈱岡田工務店	秩父郡皆野町大字皆野 3 1 - 5	6 2 - 3 2 3 6	6 2 - 4 1 3 1
16	金室住宅設備工事店	秩父郡皆野町大字大淵 5 0 3 - 2	6 2 - 5 3 9 5	6 2 - 5 3 9 5
17	(有)河内電設	秩父郡皆野町大字国神 6 6 8 - 4	6 2 - 0 7 5 4	6 2 - 5 0 7 8
18	久保土建(有)	秩父郡皆野町大字下田野 1 1 9 1 - 2	6 2 - 1 4 4 2	6 2 - 1 4 9 1
19	(有)黒澤鉄工所	秩父郡皆野町大字皆野 2 3 3 5 - 2	6 2 - 0 1 2 6	6 2 - 2 1 2 6
20	黒沢窯業(有)	秩父郡皆野町大字皆野 1 9 0 5 - 1	6 2 - 0 1 5 2	6 2 - 4 6 8 8
21	埼玉特殊工業㈱	秩父郡皆野町大字三沢 1 3 3 8 - 1	6 5 - 0 8 8 6	6 5 - 0 8 8 9
22	㈱中村工務店	秩父郡皆野町大字皆野 1 1 0 2 - 3	6 2 - 0 4 5 8	6 2 - 4 4 7 9
23	東設備	秩父郡皆野町大字下田野 1 0 9 8 - 1	6 2 - 4 6 3 4	
24	町田鉄工所	秩父郡皆野町大字皆野 8 8 4 - 9	6 2 - 0 3 0 4	6 2 - 0 3 0 4
25	守屋八潮建設㈱ 皆野支店	秩父郡皆野町大字大淵 1 1 - 1	6 2 - 1 1 2 1	6 2 - 1 6 8 4
26	四方田産業㈱	秩父郡皆野町大字皆野 1 4 0 8	6 2 - 1 4 8 4	2 6 - 5 0 1 3
27	浅見鉄工所	秩父郡長瀬町大字本野上 7 4 9	6 6 - 0 0 1 6	6 6 - 0 0 1 6
28	アメミヤ興業㈱	秩父郡長瀬町大字野上下郷 1 4 0 5	6 6 - 1 1 2 0	6 6 - 1 1 2 3
29	㈱一志工業	秩父郡長瀬町大字長瀬 6 1 8 - 2	6 6 - 3 0 4 3	6 6 - 3 6 6 7
30	大沢建材(有)	秩父郡長瀬町大字井戸 7 5 3	6 6 - 2 0 0 2	6 6 - 3 4 4 8
31	(有)梶野建材	秩父郡長瀬町大字中野上 4 7 3 - 5	6 6 - 1 4 1 8	6 6 - 1 4 1 8
32	シンテック㈱	秩父郡長瀬町大字野上下郷 3337-1	6 6 - 0 4 5 7	6 6 - 0 9 2 9
33	水道屋さん	秩父郡長瀬町大字中野上 5 7 1	6 6 - 3 7 1 5	6 6 - 3 7 1 5
34	関口建設	秩父郡長瀬町大字長瀬 1 4 0 8 - 3	6 6 - 1 1 7 9	
35	添田設備	秩父郡長瀬町大字矢那瀬 4 5 8	6 6 - 1 6 9 3	6 6 - 3 9 8 8
36	(有)高橋工務店	秩父郡長瀬町大字本野上 8 0 - 1	6 6 - 0 3 6 8	6 6 - 3 7 3 6
37	(有)秩北給排水サービス	秩父郡長瀬町大字長瀬 1 6 5 5 - 2	6 6 - 2 2 1 1	6 6 - 2 6 9 6
38	長栄建設㈱	秩父郡長瀬町大字野上下郷 1 9 2 0	6 6 - 2 7 5 0	6 6 - 3 0 8 5
39	(有)長瀬土木	秩父郡長瀬町大字中野上 1 1 3 5	6 6 - 2 4 8 7	6 6 - 3 7 8 0
40	樋口水道設備	秩父郡長瀬町大字野上下郷 4 7 4 - 1	6 6 - 2 0 3 5	6 6 - 2 6 9 1
41	㈱ヒマワリ建設	秩父郡長瀬町大字長瀬 8 5 1 - 1 1	6 6 - 3 0 6 1	6 6 - 3 8 0 8
42	エコシステムサービス㈱	秩父郡小鹿野町下小鹿野 1 4 1	7 5 - 4 0 4 1	7 5 - 3 5 2 3
43	菊屋	秩父郡小鹿野町小鹿野 3 4 1	7 5 - 1 1 2 2	7 5 - 1 1 2 1
44	(有)喜多工務店	秩父郡小鹿野町河原沢 1 5 0	7 6 - 0 1 5 9	7 6 - 0 1 4 9
45	(有)黒沢ハウジング	秩父郡小鹿野町三山 4 5 6	7 5 - 1 2 8 4	7 5 - 3 8 7 1

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
46	(有)小林石油	秩父郡小鹿野町下小鹿野 7 6 4	7 5 - 2 1 1 5	7 5 - 1 7 8 6
47	水道設備イマイ	秩父郡小鹿野町小鹿野 9 7 3	7 5 - 3 0 3 9	7 5 - 3 0 3 9
48	須田建設(株)	秩父郡小鹿野町小鹿野 9 6 7 - 1	7 5 - 0 1 4 5	
49	高橋建築(株)	秩父郡小鹿野町下小鹿野 1 4 4	7 5 - 2 3 7 7	7 5 - 3 5 2 3
50	たむら設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野 1 9 7 - 1	7 5 - 3 6 0 8	7 5 - 3 6 0 8
51	(有)トヨタ水道	秩父郡小鹿野町長留 4 9 1	7 5 - 3 1 4 7	7 5 - 3 3 9 7
52	(有)中野設備	秩父郡小鹿野町下小鹿野 2 1 6 - 1	7 5 - 3 6 0 3	7 5 - 5 0 1 5
53	奈良設備工業	秩父郡小鹿野町般若 7 8 2	7 5 - 0 1 8 0	7 5 - 3 6 3 6
54	(有)フルイチ無線電機	秩父郡小鹿野町小鹿野 1 8 7 2	7 5 - 0 3 0 3	7 5 - 2 0 4 6
55	(株)増田プロパン	秩父郡小鹿野町小鹿野 1 5 8	7 5 - 2 1 1 1	7 5 - 3 1 1 2
56	(有)ミヤテック	秩父郡小鹿野町小鹿野 1 7 4 1 - 1	7 5 - 3 2 1 2	7 5 - 5 1 5 0
57	茂木工務店	秩父郡小鹿野町下小鹿野 2 3 6 4 - 1	7 5 - 0 5 6 3	7 5 - 2 1 1 9
58	守屋設備	秩父郡小鹿野町両神小森 2 3 7 3	7 9 - 1 7 3 0	7 9 - 1 7 3 2
59	(有)守屋燃料店	秩父郡小鹿野町小鹿野 1 7 9 9 - 4	7 5 - 1 4 1 1	7 5 - 1 2 2 7
60	山崎水道設備	秩父郡小鹿野町小鹿野 4 5 8	7 5 - 3 4 7 8	7 5 - 3 3 2 9

## ■秩父郡外工事業者

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	㈱アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町 2-286	048-726-8613	050-3153-1750
2	㈱アイトップ	狭山市入間川 2-21-24	04-2952-2274	04-2953-3220
3	天田設備工業	児玉郡上里町大字金久保 699-20	0495-34-0440	0495-33-0847
4	(有)新井設備工業	児玉郡神川町大字二ノ宮 660-1	0495-77-3452	0495-77-3953
5	㈱荒川設備	川口市大字峯 810-12	048-297-8999	048-297-8966
6	(有)石原住宅設備	熊谷市石原 323-4	048-522-2807	048-526-2344
7	井上設備	大里郡寄居町大字用土 5738-2	048-584-0862	048-585-2423
8	(有)今井住設	本庄市児玉町児玉 350-2	0495-72-1894	0495-72-6367
9	大久原設備	本庄市児玉町共栄 314	0495-72-2843	0495-72-2923
10	(有)大越農機商会	大里郡寄居町大字桜沢 1344	048-581-1221	048-581-1223
11	大塚設備㈱	本庄市児玉町八幡山 624-3	0495-72-8580	0495-72-6235
12	㈱オカ住設	本庄市牧西 49-2	0495-22-4002	0495-24-6566
13	(有)小沢設備	大里郡寄居町大字折原 608-1	048-581-6479	048-581-9858
14	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田 411	048-536-3662	048-536-2337
15	(有)川崎設備工業	鶴ヶ島市新町 3-21-102	049-286-7041	049-286-7042
16	㈱観水	深谷市柏合 681-1	048-571-3119	048-571-6475
17	関東日精㈱	児玉郡神川町大字原新田 1097-1	0495-77-3850	0495-77-0192
18	㈱関東ボイラ販売サービスセンター	熊谷市押切 2525-4	048-536-4171	048-536-0777
19	キムラ水道設備	児玉郡美里町大字下児玉 1138-1	0495-76-1028	0495-76-1943
20	㈱クラシアン 西埼玉支社	所沢市岩岡町 801-1	042-942-3931	042-942-3932
21	㈱クラシアン 北埼玉支社	さいたま市北区吉野町 2-200-1	048-668-6911	048-668-6912
22	黒沢設備	深谷市針ヶ谷 817-1	048-585-0825	048-585-5962
23	K設備	比企郡吉見町大字長谷 722-20	0493-54-6362	0493-54-6385
24	㈱児玉設備工業	児玉郡神川町大字八日市 811-1	0495-77-4811	0495-77-1099
25	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町 360	048-522-1162	048-523-6624
26	埼玉設備工業㈱	熊谷市三ヶ尻 156	048-532-5765	048-532-0670
27	㈱坂井住設	児玉郡美里町大字白石 1452-16	0495-76-4833	0495-76-4834
28	㈱笹原設備工業	深谷市岡部 794-3	048-585-2217	048-585-5669
29	積和建設埼玉㈱	さいたま市見沼区東大宮 6-14-10	046-686-6611	046-686-6612
30	大翔工業	深谷市小前田 2082-2	048-584-5209	
31	㈱太水	大里郡寄居町大字折原 785-4	048-598-8440	048-586-0558
32	(有)平設備	比企郡滑川町大字伊古 158-1	0493-57-1157	0493-57-1156
33	㈱高橋設備	本庄市緑 2-1-2	0495-21-3563	0495-21-3506
34	㈱タキザワ	熊谷市石原 1-122	048-521-5028	048-523-1618
35	㈱たじま住宅設備	本庄市児玉町児玉 2293-15	0495-72-7771	0495-72-2562
36	㈱田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉 2444-12	0495-72-0210	0495-72-2042
37	戸矢設備	児玉郡上里町大字堤 333-2	0495-33-9239	0495-33-9239
38	㈱中島水道	熊谷市万吉 709-7	048-536-5151	048-536-5165
39	(有)長島設備商会	北本市本町 4-99	048-591-1304	048-591-1390
40	㈱中屋	熊谷市弥生 2-50	048-523-2372	048-525-2323
41	㈱ハウスブラミングエンタープライズ	行田市富士見町 1-9-3	048-564-0166	048-564-0167
42	パナソニックコンシューマーマーケティング㈱ 熊谷サービスセンター	熊谷市宮町 1-29	048-599-0191	048-525-1692

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
43	㈱深谷電気工事	深谷市上野台2935-4	048-571-4155	048-571-4159
44	㈱福田設備工業	加須市中種足1529	0480-73-2848	0480-73-2809
45	㈱平成	児玉郡上里町大字七本木1809	0495-34-3333	0495-34-3322
46	(有)へんみ設備	児玉郡美里町大字沼上85-2	0495-76-4120	0495-76-4227
47	㈱細田設備工業	本庄市児玉町塩谷587-1	0495-72-0909	0495-72-1156
48	三菱電機システムサービス ㈱熊谷サービスステーション	熊谷市柿沼662	048-524-2172	048-521-6098
49	㈱ユーライフ	東松山市元宿2-18-37	0493-59-9292	
50	㈱イースマイル 東京本社	東京都大田区上池台3-44-9	0120-123-456	03-5754-5521
51	藤岡水道サービス	群馬県藤岡市上大塚357-3	0274-23-9372	0274-23-9345

## 資料 1. 4 災害時優先電話一覧（電話番号省略）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備（p2-9）参照】

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 活動体制の確立（p3-19）参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
1	阿保町	下郷福祉交流センター
2	浦山	浦山公民館
3	永田町	保健センター
4	永田町	保健センター（FAX）
5	下影森	影森小学校
6	下影森	影森公民館
7	下吉田	吉田小学校
8	下吉田	吉田幼稚園
9	下吉田	吉田中学校
10	下吉田	吉田総合支所
11	下吉田	吉田総合支所
12	下吉田	吉田総合支所（FAX）
13	久那	久那幼稚園
14	久那	久那小学校
15	久那	久那公民館
16	金室町	下水道センター
17	金室町	西小学校
18	熊木町	歴史文化伝承館
19	熊木町	秩父市役所記者クラブ
20	熊木町	危機管理課
21	熊木町	歴史文化伝承館
22	荒川久那	橋立浄水場
23	荒川上田野	荒川総合支所
24	荒川上田野	荒川総合支所（FAX）
25	荒川上田野	荒川学童保育室
26	荒川上田野	荒川東小学校
27	荒川日野	荒川中学校
28	荒川日野	農村環境改善センター
29	荒川日野	荒川公民館
30	荒川日野	荒川幼稚園
31	荒川贄川	荒川西小学校
32	桜木町	秩父市立病院
33	桜木町	秩父市立病院
34	桜木町	秩父市立病院
35	山田	高篠中学校

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
36	山田	高篠小学校
37	山田	高篠公民館
38	山田	やすらぎの丘管理事務所
39	寺尾	尾田蒔公民館
40	寺尾	尾田蒔中学校
41	寺尾	尾田蒔小学校
42	上影森	影森中学校
43	上吉田	吉田デイサービスセンター
44	上吉田	塚越浄水場
45	上宮地町	勤労者福祉センター
46	上宮地町	勤労者福祉センター（公衆電話）
47	上宮地町	道路維持課分室
48	上宮地町	第一小学校
49	上町	花の木学童保育室
50	上町	花の木小学校
51	上町	秩父第二中学校
52	上町	市立図書館
53	太田	大田小学校
54	太田	大田中学校
55	大宮	羊山公園管理事務所
56	大滝	大滝老人福祉センター
57	大滝	大滝体育館
58	大滝	大滝温泉遊湯館
59	大滝	大滝歴史民俗資料館
60	大滝	大滝国民健康保険診療所
61	大滝	教育委員会大滝事務所
62	大滝	大滝総合支所（代表）
63	大滝	大滝総合支所水道監視室
64	大滝	大滝総合支所（FAX）
65	大野原	秩父市文化体育センター
66	大野原	原谷公民館
67	滝の上町	秩父第一中学校
68	中村町	中村児童館
69	中津川	こまどり荘
70	別所	別所浄水場
71	野坂町	建築住宅課分室
72	野坂町	南小学校
73	下宮地町	秩父消防本部
74	下宮地町	秩父消防本部

## 〔資料2 災害危険箇所等関係〕

## 資料2. 1 山腹崩壊危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62) 参照】

[平成29年1月1日現在]

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	金山	秩父市	—	中津川	赤岩	3
2	小倉沢	〃	—	〃	赤岩日影	5
3	大山沢	〃	—	〃	大山沢	2
4	ガク沢	〃	—	〃	ガク沢先	5
5	ムジナ沢	〃	—	〃	ムジナ沢先	6
6	王冠1	〃	—	〃	王冠、外1	6
7	王冠2	〃	—	〃	王冠	4
8	桃木平	〃	—	〃	桃木平、外1	7
9	若沢	〃	—	〃	中津川	3
10	猿市	〃	—	〃	トシノ平、外1	6
11	渋沢	〃	—	〃	桃平久保、外11	2
12	中津川	〃	—	〃	檜の久保、外11	2
13	中双里	〃	—	〃	中双里	10
14	向山	〃	—	〃	向山	5
15	大滑	〃	—	大滝	大滑	8
16	塩沢	〃	—	〃	塩沢	2
17	入波向	〃	—	〃	浜平	11
18	浜平	〃	—	〃	浜平	4
19	滝ノ沢	〃	—	〃	滝ノ沢	5
20	十々六木かみ	〃	—	〃	滝ノ沢、外1	10
21	十々六木	〃	—	〃	十々六木、外1	1
22	小双里	〃	—	〃	小双里	4
23	鶉平	〃	—	〃	鶉平	1
24	宮平	〃	—	〃	宮平	2
25	三十場奥	〃	—	〃	三十場奥	8
26	麻生	〃	—	〃	麻生	1
27	寺井	〃	—	〃	寺井外	2
28	上中尾	〃	—	〃	上中尾	1
29	栃本	〃	—	〃	栃本	1
30	地頭沢	〃	—	〃	栃本	1
31	惣小屋谷1	〃	—	〃	惣小屋谷	7
32	惣小屋谷2	〃	—	〃	惣小屋谷	5
33	惣小屋谷3	〃	—	〃	惣小屋谷	4
34	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	4
35	落合	〃	—	〃	落合	4
36	神岡左沢	〃	—	〃	神岡	6
37	神岡右沢	〃	—	〃	神岡	4
38	三峰	〃	—	〃	天狗杉	4
39	大輪沢	〃	—	〃	大輪	1
40	大血川奥	〃	—	大滝三峯	大血川、外5	1
41	大血川1	〃	—	〃	大血川、外5	6

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
42	大 血 川 2	秩 父 市	—	大 滝	大血川、外 5	4
43	巢 場	〃	—	〃	ウ シ ロ 沢	3
44	建 一 沢	〃	—	〃	建 一 沢	4
45	強 石	〃	—	〃	強 石、外 3	3
46	大 輪	〃	—	〃	廿六木エボシ岩	16
47	向 山	〃	—	〃	向 山	8
48	赤 岩	〃	—	大滝中津川	赤 岩	6
49	雁 掛 沢	〃	—	〃	赤 岩	3
50	大 血 川 奥 2	〃	—	大 滝	大血川、外 5	5
51	栃 本	〃	—	〃	笹 原	1
52	十 王 殿	〃	—	伊 古 田	十王殿、外 1	2
53	坊 平	〃	—	蒔 田	石 神、外 1	3
54	中 寺 尾	〃	—	寺 尾	中 寺 尾	1
55	峯 沢	〃	—	久 那	大 久 保	2
56	金 山 沢 1	〃	—	黒 谷	曾 根 坂	4
57	金 山 沢 2	〃	—	栃 谷	堀 切 間	4
58	大 棚 沢	〃	—	山 田	下 馬 庭	5
59	前 の 沢	〃	—	〃	桃 木 沢	5
60	下 影 森 1	〃	—	下 影 森	イ ヤ ギ 沢	5
61	下 影 森 2	〃	—	〃	薬師堂、外 4	7
62	井 戸 沢	〃	—	上 影 森	橋 立	5
63	大 谷	〃	—	浦 山	大 谷	5
64	浦 山	〃	—	〃	浦 山	8
65	栗 山 1	〃	—	〃	浦 山 川	10
66	栗 山 2	〃	—	〃	浦 山 川	4
67	栗 山 3	〃	—	〃	浦 山 川	11
68	武 士 平	〃	—	〃	武 士 平	6
69	上 茶 倉	〃	—	〃	上 茶 倉	6
70	背 戸 山	〃	—	〃	背 戸 山	7
71	細 久 保 1	〃	—	〃	細 久 保	3
72	細 久 保 2	〃	—	〃	細 久 保	3
73	細 久 保 3	〃	—	〃	日 影 倉	8
74	広 河 原 谷 1	〃	—	〃	広 河 原 谷	10
75	広 河 原 谷 2	〃	—	浦 山	広 河 原 谷	7
76	堀 切	〃	—	堀 切	亀 川	1
77	田 村	〃	—	田 村	深 町	3
78	品 沢	〃	—	品 沢	諏 訪 の 脇	2
79	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	6
80	金 倉	〃	—	〃	金 倉	6
81	石 亀	〃	—	品 沢	石 亀	1
82	宮 の 台	〃	—	大 宮	宮 野 台	1
83	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	1
84	瑞 岩 寺	〃	—	黒 谷	台 の 入	1
85	三 工 場 沢	〃	—	浦 山	三 工 場 沢	1
86	下 落 合	〃	—	久 那	下 落 合	1
87	井 森	〃	—	田 村	井 森	1
88	野 坂	〃	—	野 坂		1
89	町 分	〃	—	荒 川 贅 川	玉 田 林	6

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
90	下 郷 右	秩 父 市	—	荒 川 贄 川	甲 沢	5
91	下 郷 左	〃	—	荒 川	麻 生	1
92	柴 原	〃	—	荒 川 小 野 原	柴 原 山	4
93	久 那 1	〃	—	荒 川 久 那	赤 石 道	10
94	久 那 2	〃	—	〃	後 台 道 上	11
95	若 御 子	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	4
96	事 上	〃	—	荒 川 日 野	事 上	3
97	川 浦 谷	〃	—	〃	倉 掛	5
98	林 沢	〃	—	荒 川	玉 田 林	2
99	贄 川	〃	—	荒 川 贄 川	柳 島	2
100	世 戸 沢	〃	—	荒 川 日 野	世 戸 沢	1
101	日 野	〃	—	〃	下 毛 原	2
102	南 山	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	2
103	南 山 2	〃	—	上 田 野	南 山	1
104	梁 場	〃	—	吉 田 太 田 部	梁 場	8
105	古 指	〃	—	〃	相 見	5
106	小 指 1	〃	—	〃	小 指	1
107	小 指 2	〃	—	〃	小 指	1
108	檜 尾	〃	—	〃	檜 尾	3
109	女 形 沢	〃	—	上 吉 田	女 形	4
110	女 形 1	〃	—	〃	女 形	5
111	女 形 2	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
112	女 形 3	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
113	塚 腰	〃	—	〃	塚 腰	2
114	小 川 1	〃	—	〃	牛 丸 沢	3
115	小 川 2	〃	—	〃	小 川	1
116	明 ケ 平	〃	—	〃	明 ケ 平	1
117	女 部 田	〃	—	〃	東 女 部 田	2
118	中 島	〃	—	〃	中 島	2
119	巢 掛 沢	〃	—	〃	巢 掛 沢	3
120	大 棚 部	〃	—	〃	大 棚 部	1
121	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	1
122	沢 戸	〃	—	〃	明 ケ 平	1
123	漆 木	〃	—	吉 田 石 間	漆 木	2
124	沢 口	〃	—	〃	左 八 ノ 神、外 3	1
125	矢 畑	〃	—	下 吉 田	矢 畑 山、外 1	1
126	芦 田 2	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	5
127	芦 田 1	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	1
128	守 岩	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩、外 1	5
129	室 久 保 入	〃	—	〃	室 久 保	1
130	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩、外 1	2
131	阿 熊	〃	—	〃	新 井	1
132	新 志	〃	—	吉 田 久 長	新 志	5
133	元 郷 1	〃	—	〃	大 久 保、外 2	1
134	元 郷 2	〃	—	〃	元 郷	3
135	番 戸	〃	—	下 吉 田	福 田、外 3	1
136	八 人 峠	〃	—	〃	小 坂 下 山、外 1	8
137	赤 柴	〃	—	〃	赤 柴 山	3

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
138	橋 倉	秩 父 市	—	上 吉 田	ツラ原堀、外1	1
139	鉢 久 保 1	〃	—	下 吉 田	ハ ラ ヒ 沢	3
140	鉢 久 保 2	〃	—	〃	ハ ラ ヒ 沢	1
141	ワ タ シ 山	〃	—	上 吉 田	ワ タ シ 山	4
142	土 坂	〃	—	〃	は か け	1
143	松 場 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	松 場	5
144	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	1
145	駒 形	〃	—	上 吉 田	駒 形	3
146	半 納	〃	—	吉 田 石 間	半 納	1
147	福 田 沢	〃	—	下 吉 田	福 田	1
148	沢 口	〃	—	吉 田 石 間	沢 口	1
149	太 田 部	〃	—	吉 田 太 田 部	岩 井	1

## 資料2. 2 崩壊土砂流出危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62) 参照】

[平成29年1月1日現在]

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	山 吹 谷	秩 父 市	—	中 津 川	山 吹 谷	0.5
2	山 吹 沢	〃	—	〃	山 吹 沢	6.6
3	六 助 沢	〃	—	〃	六 助 沢	1.5
4	赤 岩 沢	〃	—	〃	小 倉 沢	0.9
5	下 駄 屋 坂 沢	〃	—	〃	下 駄 屋 坂 沢	2.1
6	赤 岩 日 影	〃	—	〃	赤 岩 日 影	0.5
7	山 鳥	〃	—	〃	山 鳥	1.4
8	下 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	10
9	上 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	8.6
10	新 兵 エ 沢	〃	—	〃	新 兵 エ 沢	2.9
11	ガ ク 沢	〃	—	〃	ガ ク 沢	6.1
12	ガ ク 沢 入 口	〃	—	〃	ガ ク 沢	0.02
13	バ ラ 沢	〃	—	〃	バ ラ 沢	0.04
14	イ タ チ 沢	〃	—	〃	イ タ チ 沢	0.01
15	ム ジ ナ 沢	〃	—	〃	ム ジ ナ 沢	9.0
16	鎌 倉 沢	〃	—	〃	鎌 倉 沢	4.4
17	上 山 の 沢	〃	—	〃	上 山 の 沢	0.06
18	大 若	〃	—	〃	大 若	0.05
19	ウ ズ ノ 沢	〃	—	〃	ウ ズ ノ 沢	0.1
20	若 沢	〃	—	〃	若 沢	1.5
21	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	0.3
22	う ず の 沢	〃	—	〃	中 津 川	1
23	神 流 川	〃	—	〃	神 流 川	0.1
24	下 山	〃	—	〃	下 山	1.6
25	石 舟 沢	〃	—	〃	石 舟 沢	3.7
26	長 栄 橋	〃	—	〃	長 栄 橋	0.2
27	相 原 山	〃	—	〃	相 原 山	0.4
28	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	1.5
29	中 双 里	〃	—	〃	中 双 里	1.2
30	井 戸 沢	〃	—	〃	塩 沢 榎 内	7.1
31	や た け 沢	〃	—	大 滝	塩 沢 井 戸 沢	2.4
32	小 塩 沢	〃	—	中 津 川	塩 沢 小 差	0.5
33	能 沢	〃	—	〃	入 波 向	0.3
34	滝 沢 奥	〃	—	〃	入 波 向 西 向	0.1
35	入 波 沢	〃	—	大 滝	浜 平	3.7
36	浜 平	〃	—	〃	浜 平	2.2
37	西 の 沢	〃	—	〃	鶉 平	1.4
38	櫛 平	〃	—	〃	櫛 平	1.1
39	滝 川 1	〃	—	〃	滝 川	0.1
40	滝 川 2	〃	—	〃	滝 川	0.1
41	滝 川 3	〃	—	〃	滝 川	0.1
42	滝 川 4	〃	—	〃	滝 川	1
43	松 葉 沢	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	4.2
44	惣 小 屋 谷 1	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	17.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
45	惣小屋谷 2	秩父市	—	大 滝	惣小屋谷	2.9
46	鷹ノ巣 沢	〃	—	〃	鷹ノ巣 沢	2.9
47	檜 沢	〃	—	〃	檜 沢	4.1
48	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	2.9
49	万寿 沢	〃	—	〃	落合	1.8
50	むじな 沢	〃	—	〃	落合	2.3
51	井戸 沢	〃	—	〃	女夫岩	0.6
52	榎木 沢	〃	—	〃	大血川	1
53	井戸 沢	〃	—	〃	大血川	3
54	横岩 沢	〃	—	〃	横岩 沢	4.5
55	唐 沢	〃	—	〃	巣場	1.5
56	ウシロ 沢	〃	—	〃	ウシロ 沢	1
57	滝ノ入 沢	〃	—	〃	滝ノ入 沢	1.5
58	カラ 沢	〃	—	〃	巣場カラ 沢	1.7
59	庚申 沢	〃	—	〃	鶉平	1.8
60	上 山	〃	—	〃	上 山	0.7
61	大山 沢	〃	—	中津川	大山 沢	1.3
62	東 谷	〃	—	大 滝	大血川	2.4
63	向の 沢	〃	—	〃	大血川山	9
64	大砥 沢	〃	—	三 峰	飛 岩	3.0
65	向 山	〃	—	中津川	向 山	0.6
66	大 輪	〃	—	大 滝	大達原カマヌケ	0.3
67	新兵衛山 2	〃	—	中津川	新兵衛山	0.2
68	堤平 1	〃	—	太 田	堤平	1.2
69	堤平 2	〃	—	伊古田	朴木 沢	0.7
70	奈良山	〃	—	〃	奈良山	0.8
71	田ノ入(二)	〃	—	〃	十王殿	0.8
72	田高 入	〃	—	〃	田高 入	2.6
73	伊古田 山	〃	—	〃	伊古田 山	0.5
74	中 組	〃	—	品 沢	境 沢	0.7
75	芳ヶ入 沢	〃	—	〃	坊ヶ入	3.7
76	長尾 沢	〃	—	〃	中 組	1.8
77	筑紫山	〃	—	蒔 田	大 平 山	0.4
78	大 平 山	〃	—	〃	大 平 山	0.4
79	上 蒔 田	〃	—	〃	清 水	0.3
80	坊 沢	〃	—	〃	府 坂	0.6
81	大 谷 山	〃	—	〃	大 谷	0.9
82	上 寺 尾	〃	—	寺 尾	八 木	0.3
83	子の神 沢	〃	—	久 那	長 坂	0.5
84	野々上	〃	—	〃	野々上	0.7
85	木 毛	〃	—	黒 谷	木 毛	0.1
86	下 山	〃	—	〃	下 山	0.6
87	竹ノ入 沢	〃	—	〃	竹ノ入 沢	0.6
88	栃 沢	〃	—	〃	堀ノ内	0.6
89	鴨 畝	〃	—	定 峰	鴨 畝	2.3
90	大 谷 川	〃	—	〃	大 谷 川	1.8
91	定 峰	〃	—	〃	宮の木	0.7
92	桑原 沢	〃	—	栃 谷	越 腰 入	1

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
93	長 芦 沢	秩 父 市	—	山 田	上 長 芦	1
94	白 石 沢	〃	—	〃	沢 の 口	2.6
95	沢 の 口 沢	〃	—	〃	山 の 神	0.9
96	常 光 寺 沢	〃	—	〃	腰 ノ 入	0.9
97	常 木 沢	〃	—	〃	常 木 沢	0.5
98	常 平 田 沢	〃	—	〃	古 堂	0.9
99	奥 鳴 子 沢	〃	—	上 影 森	奥 橋 立	4.4
100	嶽	〃	—	浦 山	細 ケ 谷	0.8
101	茶 平 沢	〃	—	〃	木 切 山	0.7
102	船 井 戸	〃	—	〃	中 久 保 小 根	0.5
103	長 坂	〃	—	〃	桧 岩	0.4
104	中 の 沢	〃	—	〃	茸 平	3.8
105	東 谷	〃	—	〃	竹 の 下	2
106	井 戸 川	〃	—	〃	井 戸 入	1.1
107	ツ ク オ 谷	〃	—	〃	ツ ク オ 谷	0.5
108	シモロツボ 谷	〃	—	〃	広 河 原	0.9
109	長 尾	〃	—	〃	広 河 原	0.5
110	持 田 沢	〃	—	〃	日 影 倉	0.3
111	幹 沢	〃	—	〃	芋 畑	0.6
112	沢 ノ 入	〃	—	〃	金 倉	1.1
113	清 水 沢	〃	—	〃	仁 田 場	1.2
114	性	〃	—	〃	中 ノ 沢	0.3
115	定 峰 2	〃	—	定 峰	フ タ ニ タ	0.5
116	日 野 田	〃	—	大 宮	日 野 田 上	0.8
117	堰 ノ 上	〃	—	蒔 田	堰 ノ 上	0.1
118	巢 御	〃	—	浦 山	巢 御	1
119	塩 谷 沢	〃	—	寺 尾	伝 来	2.5
120	黒 谷	〃	—	黒 谷	妙 ケ 峠	0.6
121	久 那	〃	—	久 那	桜 沢	1.9
122	栃 ノ 木 沢	〃	—	〃	塩 水	0.4
123	鬼 ケ 岩	〃	—	山 田	鬼 ケ 岩	0.5
124	小 柱	〃	—	小 柱	東 平	0.2
125	塩 谷 沢 2	〃	—	寺 尾	乙 塩 谷 外 1	0.1
126	唐 沢	〃	—	浦 山	日 影 倉	0.21
127	鬼 ケ 沢	〃	—	田 村	鬼 ケ 沢 外 1	0.2
128	管 仁 田	〃	—	黒 谷	管 仁 田	0.2
129	定 峰 2	〃	—	定 峰	サ ソ ウ 外 1	0.2
130	鳥 首 沢	〃	—	浦 山	三 居 平 外 1	2.7
131	井 戸 窪 沢	〃	—	〃	半 根 岩 外 1	1.4
132	鍛 冶 崩 沢	〃	—	〃	広 川 原	1.8
133	長 尾 沢	〃	—	〃	広 川 原	0.8
134	広 川 原	〃	—	〃	広 川 原	0.6
135	上 の 沢 1	〃	—	荒 川 贄 川	白 久	0.9
136	上 の 沢 2	〃	—	〃	白 久	1.6
137	c 沢	〃	—	〃	笹 平	0.4
138	b 沢	〃	—	〃	南 柿 平	2.2
139	が に 沢	〃	—	〃	長 岩	3.5
140	大 指	〃	—	〃	梅 ケ 谷	0.4

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
141	ガニ沢	秩父市	—	荒川贄川	贄川	7.6
142	日向沢	〃	—	〃	上平	5.8
143	蛙窪	〃	—	荒川小野原	蛙窪	0.4
144	嶽ノ沢	〃	—	荒川日野	嶽ノ沢	0.4
145	大堀沢	〃	—	荒川上田野	南山	0.9
146	堂の沢	〃	—	〃	南山	0.1
147	事上	〃	—	〃	事上	0.1
148	南山	〃	—	荒川日野	南山	2.8
149	三期沢	〃	—	〃	世戸沢	0.2
150	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	1.1
151	小幡陣	〃	—	〃	小幡陣	3.3
152	川戸入	〃	—	〃	川戸入	1.0
153	松葉沢	〃	—	〃	馬立	1.2
154	湯の入	〃	—	荒川	中山	0.6
155	二見沢	〃	—	荒川白久	二夕谷	5.5
156	寺の前沢	〃	—	荒川	沢の入	0.4
157	オツカゾ沢	〃	—	荒川贄川	オツカゾ沢	1
158	相ノ浦	〃	—	荒川白久	相ノ浦	1.2
159	林沢	〃	—	〃	林沢	0.5
160	玉田林	〃	—	荒川贄川	贄川	0.6
161	柳田沢	〃	—	〃	寒久保	0.2
162	上常盤沢	〃	—	荒川小野沢	上常盤沢	0.2
163	双見沢	〃	—	荒川白久	日峯	0.6
164	鷺ノ巢	〃	—	荒川小野原	安場	1.9
165	南山2	〃	—	荒川上田野	南山	1.4
166	高指	〃	—	荒川日野	高指	0.6
167	寺沢	〃	—	〃		0.1
168	相見	〃	—	吉田太田部	相見	0.9
169	小指	〃	—	〃	小指	0.4
170	三ツ山	〃	—	〃	三ツ山	13.4
171	西の向	〃	—	〃	西の向	2.9
172	イデ沢	〃	—	上吉田	イデ沢	0.3
173	権現堀	〃	—	〃	権現堀	1.5
174	橋の沢	〃	—	〃	柿沢	0.3
175	真弓沢	〃	—	〃	宝金沢	4.2
176	井戸沢	〃	—	〃	小川	0.5
177	ごんぞ沢	〃	—	〃	明ヶ平	1
178	東沢	〃	—	〃	明ヶ平	2
179	夕ナ窪	〃	—	〃	小川戸	0.9
180	大波見沢	〃	—	〃	大波見	2.4
181	家ノ入	〃	—	〃	家ノ入	0.5
182	赤岩沢	〃	—	〃	女部田	0.8
183	松岡入	〃	—	〃	松岡入	0.4
184	龍泉寺沢	〃	—	〃	中島	1.6
185	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	0.8
186	巢掛	〃	—	〃	巢掛沢	0.2
187	明玉入	〃	—	吉田石間	明玉入	0.3
188	森戸入	〃	—	〃	沢戸	4.8

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
189	桧 沢	秩 父 市	—	吉 田 石 間	半 納	0.5
190	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	4.7
191	木 引 戸	〃	—	〃	半 納	3.5
192	石 間	〃	—	〃	大 指	1.1
193	モモのくぼ	〃	—	〃	中 郷	1.2
194	滝 の 沢	〃	—	〃	沢 口	1.6
195	黒 地 谷	〃	—	〃	黒 地 河 入	2.7
196	亀 木 沢	〃	—	〃	粟 野	1.4
197	矢 畑 山	〃	—	〃	矢 畑 山	0.5
198	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	0.5
199	物 見 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩	1.4
200	西 の 入	〃	—	〃	白 岩	1.3
201	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩 沢	2.2
202	松 場 沢	〃	—	〃	松 場	1.5
203	藤 柴 沢	〃	—	吉 田 久 長	藤 芝	2.5
204	頼 母 沢 1	〃	—	〃	峯 久 保	2.3
205	頼 母 沢 2	〃	—	〃	梅 谷	0.7
206	頼 母 沢 3	〃	—	〃	高 田	0.2
207	万 場 沢	〃	—	下 吉 田	万 場 沢	3.6
208	中 ノ 沢	〃	—	上 吉 田	中 ノ 沢	0.6
209	高 岸 沢	〃	—	吉 田 石 間	井 戸 日 影	0.6
210	滝 の 沢	〃	—	上 吉 田	滝 の 沢	0.2
211	矢 丸 沢	〃	—	〃	矢 丸 沢	0.2

## 資料2. 3 地すべり危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-62、2-65) 参照】

[平成29年1月1日現在]

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	字	
1	黒石	秩父市	—	久那	黒石	38.9
2	別所	〃	—	〃	別所	54.2
3	大久保	〃	—	〃	大久保	33.5
4	安立	〃	—	〃	安立	25.8
5	姥ヶ沢	〃	—	〃	折	12.3
6	坂本	〃	—	〃	坂本	38.1
7	滝の上	〃	—	〃	平仁田	18.2
8	下川	〃	—	黒谷	木毛	43
9	和銅沢	〃	—	〃	下山	34.9
10	笠山	〃	—	〃	笠山	30
11	栃谷入	〃	—	栃谷	栃谷入、ほか1	15
12	定峰	〃	—	定峰	下平、ほか4	21.1
13	日向	〃	—	浦山	日向、ほか4	15
14	山摺1	〃	—	〃	山摺	5.1
15	山摺2	〃	—	〃	山摺	14
16	冠岩沢	〃	—	〃	冠岩	4.3
17	太田部	〃	—	吉田太田部	小指	9.4
18	女形	〃	—	上吉田	女形	6.7
19	宮戸	〃	—	〃	中島	13.3
20	児玉入	〃	—	〃	石間戸	3.4
21	森戸入	〃	—	吉田石間	沢戸	7.9
22	井上	〃	—	下吉田	井上	5.9
23	彦久保	〃	—	〃	彦久保	22.1
24	新志	〃	—	〃	新志	7.1
25	白砂岩	〃	—	久長	上郷	4.9
26	藤柴沢	〃	—	〃	藤芝	13
27	頼母沢	〃	—	〃	頼母沢	2.4
28	万場沢	〃	—	下吉田	万場沢	17.3
29	ヨッポ沢	〃	—	〃	ヨッポ沢	10
30	沼沢	〃	—	〃	布里	13.2
31	滝沢	〃	—	上吉田	千鹿谷	4.5
32	千鹿谷	〃	—	〃	千鹿谷	4.8
33	十々六木	〃	—	大滝	十々六木	40.2
34	大久保1	〃	—	〃	大久保	10.7
35	大久保2	〃	—	〃	大久保	7.7
36	小六井戸	〃	—	〃	栃本	10
37	三峰1	〃	—	〃	三峰	128.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	字	
38	三 峰 2	秩 父 市	—	大 滝	三 峰	41.2
39	三 峰 3	〃	—	〃	三 峰	7.8
40	二 瀬	〃	—	〃	二 瀬	15.7
41	三 十 場	〃	—	〃	三 十 場	21.9
42	深 井 戸 沢	〃	—	〃	大 達 原	36.1
43	新 山 沢	〃	—	〃	新 山 沢	22.9
44	大 血 川	〃	—	〃	大 血 川	13.3
45	強 石 沢	〃	—	〃	強 石	20.7
46	上 中 尾	〃	—	〃	上 中 尾	2.7
47	大 堀 沢	〃	—	荒川上田野	船 川	26.4

## 資料 2. 4 土石流危険渓流一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-63) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

渓流番号	渓流名	渓流所在地
364-I-001	竹の久保沢	秩父市布里
364-I-002	千鹿谷川入沢	秩父市千鹿谷
364-I-003	女形 2	秩父市女形
364-I-004	大鹿沢	秩父市明ヶ平
364-I-005	タナ窪沢	秩父市小川戸
364-I-006	中河原沢	秩父市女部田
364-I-007	十二天沢	秩父市久形
364-I-008	久形 1	秩父市久形
364-I-009	龍泉寺沢	秩父市中島
364-I-010	沢の入沢	秩父市大棚部
364-I-011	久保沢	秩父市石間戸
364-I-012	西ノ入沢	秩父市沢口
364-I-014	モモクボ・南	秩父市中郷
364-I-015	下漆木	秩父市沢口
364-I-016	滝の沢	秩父市沢口
364-I-017	矢畑沢西	秩父市矢畑
364-I-018	矢畑沢	秩父市矢畑
364-I-019	沢入沢	秩父市井上
364-I-020	西の入沢	秩父市白岩
364-I-021	白岩沢	秩父市白岩
364-I-022	白岩沢 2	秩父市白岩
364-I-023	松葉沢	秩父市松場
364-I-024	西沢	秩父市彦久保
364-II-002	赤柴	秩父市赤柴
364-II-003	かみ沢	秩父市宮戸
364-II-004	松岡沢	秩父市女部田
364-II-005	女形 3	秩父市女形
364-II-006	イデ沢向	秩父市女形
364-II-007	女形 1	秩父市女形
364-II-008	峯の沢	秩父市女形
364-II-010	橋の沢	秩父市明ヶ平
364-II-011	外柿沢	秩父市外柿
364-II-012	井戸沢	秩父市小川
364-II-014	東沢	秩父市明ヶ平
364-II-015	タナ窪沢	秩父市塚越
364-II-016	不動沢	秩父市小川戸
364-II-017	大波見沢	秩父市大波見
364-II-018	清水入沢	秩父市大波見
364-II-019	女部田	秩父市女部田
364-II-021	番切り沢	秩父市久形
364-II-022	田の入沢	秩父市中島
364-II-023	大棚部	秩父市大棚部
364-II-024	虫神沢	秩父市漆木
364-II-025	森戸入沢	秩父市沢戸
364-II-027	中沢	秩父市漆木
364-II-028	棒の入沢	秩父市漆木
364-II-029	出入沢	秩父市半根子

溪流番号	溪流名	溪流所在地
364—Ⅱ—030	矢畑東	秩父市矢畑
364—Ⅱ—032	矢畑2	秩父市矢畑
364—Ⅱ—033	天神沢西	秩父市井上
364—Ⅱ—035	鍛冶山	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—036	西沢	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—037	宮沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—039	白岩沢3	秩父市白岩
364—Ⅱ—040	川久保1	秩父市川久保
364—Ⅱ—041	川久保2	秩父市川久保
364—Ⅱ—044	彦久保2	秩父市彦久保
364—Ⅱ—045	彦久保3	秩父市彦久保
364—Ⅱ—046	東沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—047	彦久保4	秩父市彦久保
364—Ⅱ—049	西沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—050	藤芝沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—051	和田	秩父市和田
364—Ⅱ—052	頼母沢1	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—053	江義沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—054	八王寺沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—055	頼母沢5	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—056	葉暮沢	秩父市頼母沢
367—Ⅰ—001	間の沢	秩父市神岡
367—Ⅰ—004	小倉沢	秩父市小倉沢
367—Ⅰ—005	西の沢	秩父市鷓平
367—Ⅰ—006	庵の沢2	秩父市落合
367—Ⅰ—007	万治沢	秩父市落合
367—Ⅰ—008	庵の沢	秩父市落合
367—Ⅱ—001	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—002	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—003	井戸沢	秩父市中双里
367—Ⅱ—004	境沢	秩父市柵平
367—Ⅱ—005	境沢2	秩父市柵平
367—Ⅱ—007	橋湯沢	秩父市町分
368—Ⅰ—002	仁丹沢	秩父市越
368—Ⅰ—003	矢の沢	秩父市事上
368—Ⅰ—006	上大塚沢	秩父市大塚
368—Ⅰ—007	谷津沢	秩父市橋場
368—Ⅰ—008	谷津沢2	秩父市橋場
368—Ⅰ—009	深入沢	秩父市荒川白久
368—Ⅰ—010	宮沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—011	愛宕沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—012	寺の前沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—013	白川橋2	秩父市上サ
368—Ⅰ—014	上の沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—001	事上	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—002	持小屋沢	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—003	西ノ沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—004	西ノ沢2	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—008	下大塚沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—009	イノチ沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—010	大久保沢	秩父市荒川白久

溪流番号	溪流名	溪流所在地
368—Ⅱ—011	二見沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—012	二見沢 2	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—013	白川橋 1	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—014	西ノ沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—015	横手沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—016	権田沢	秩父市町分
368—Ⅱ—017	権田沢 2	秩父市町分
368—Ⅱ—018	橋湯沢	秩父市荒川贄川
207—Ⅰ—001	大畑沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—002	文珠堂沢(1)	秩父市木毛
207—Ⅰ—003	文珠堂沢(2)	秩父市木毛
207—Ⅰ—004	硫黄沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—005	下田沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—006	押出堀	秩父市黒谷
207—Ⅰ—007	小樽(1)	秩父市小樽
207—Ⅰ—008	黒谷(3)	秩父市黒谷
207—Ⅰ—009	曾根坂沢	秩父市黒谷
207—Ⅰ—010	柳田	秩父市上小川
207—Ⅰ—011	下郷(1)	秩父市下郷
207—Ⅰ—012	下郷(2)	秩父市下郷
207—Ⅰ—015	栃谷入沢	秩父市上郷
207—Ⅰ—016	上郷(5)	秩父市上郷
207—Ⅰ—017	前沢(1)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—018	前沢(2)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—019	塔ノ入沢	秩父市山田
207—Ⅰ—020	常木沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—021	常木沢(2)	秩父市山田
207—Ⅰ—022	堂平田沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—023	押堀川(1)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—024	押堀川(2)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—025	イヤギ沢	秩父市山田
207—Ⅰ—026	田の沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—027	沖ノ沢入沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—028	別当沢	秩父市大沼町
207—Ⅰ—029	沖川堀	秩父市日影
207—Ⅰ—031	滝川(1)	秩父市平仁田
207—Ⅰ—032	坂本(1)	秩父市坂本
207—Ⅰ—033	栃の木沢	秩父市栗原
207—Ⅰ—034	落合沢	秩父市落合
207—Ⅰ—035	別所(1)	秩父市別所
207—Ⅰ—036	別所(3)	秩父市別所
207—Ⅰ—037	大塚沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—038	空沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—039	上寺尾(2)	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—040	薬師堂沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—042	坊平	秩父市坊平
207—Ⅰ—043	石神沢	秩父市蒔田
207—Ⅰ—044	上蒔田(3)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—045	上蒔田(4)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—046	長尾沢	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—047	品沢(3)	秩父市品沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地
207—I—051	宮根入沢	秩父市伊古田
207—I—052	十王殿(3)	秩父市十王殿
207—I—053	十王殿(4)	秩父市十王殿
207—II—001	木毛	秩父市木毛
207—II—003	和銅沢川	秩父市柳田
207—II—005	杉沢	秩父市笠山
207—II—006	小樽(2)	秩父市小樽
207—II—010	上郷(2)	秩父市上郷
207—II—011	上郷(3)	秩父市上郷
207—II—013	定峰(2)	秩父市定峰
207—II—015	上郷(4)	秩父市上郷
207—II—016	中郷	秩父市中郷
207—II—017	大棚(1)	秩父市大棚
207—II—018	桃木沢	秩父市上山田
207—II—020	上影森(1)	秩父市上影森
207—II—021	上影森(2)	秩父市上影森
207—II—022	上影森(3)	秩父市上影森
207—II—023	上影森(4)	秩父市上影森
207—II—025	浦山(1)	秩父市浦山
207—II—026	浦山(2)	秩父市浦山
207—II—029	清水沢	秩父市浦山
207—II—031	滝川(2)	秩父市平仁田
207—II—032	平仁田(1)	秩父市平仁田
207—II—033	平仁田(2)	秩父市平仁田
207—II—034	坂本(2)	秩父市坂本
207—II—035	姥ヶ沢	秩父市折
207—II—037	別所(2)	秩父市別所
207—II—038	上寺尾(1)	秩父市上寺尾
207—II—040	坊平(1)	秩父市坊平
207—II—042	田村(2)	秩父市田村
207—II—043	田村(3)	秩父市田村
207—II—044	上蒔田(1)	秩父市上蒔田
207—II—045	上蒔田(2)	秩父市上蒔田
207—II—048	品沢(1)	秩父市品沢
207—II—049	品沢(2)	秩父市品沢
207—II—056	西平(1)	秩父市西平
207—J—001	上郷(6)	秩父市上郷
207—J—002	大棚(2)	秩父市大棚
207—J—003	押堀川	秩父市下影森
207—J—004	上影森(5)	秩父市上影森
207—J—005	野々上(2)	秩父市野々上
207—J—006	野々上(3)	秩父市野々上
207—J—007	野々上(4)	秩父市野々上
207—J—008	折	秩父市折
207—J—009	五百沢	秩父市折
207—J—010	蒔田(2)	秩父市蒔田
207—J—011	蒔田(3)	秩父市蒔田
207—J—012	中組(2)	秩父市中組

## 資料 2. 5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-64) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0125	腰	秩父市	吉田久長	腰	自然	50	310	34
11106-I-0126	元郷	〃	〃	元郷	自然	40	70	38
11106-I-0127	白岩	〃	吉田阿熊	白岩	自然	30	210	48
11106-I-0128	室久保	〃	〃	室久保	自然	20	170	37
11106-I-0129	万場沢(1)	〃	下吉田	万場沢	自然	25	240	32
11106-I-0130	藤沢一	〃	〃	藤沢	自然	15	90	42
11106-I-0131	兎田	〃	〃	兎田	自然	30	160	45
11106-I-0132	桜井一	〃	〃	桜井	自然	20	100	55
11106-I-0133	布里	〃	〃	布里	自然	30	350	55
11106-I-0134	井上	〃	〃	井上	自然	15	150	35
11106-I-0135	棕山(1)	〃	〃	芦田	自然	40	230	38
11106-I-0136	棕宮(2)	〃	〃	芦田	自然	15	200	50
11106-I-0137	沢戸	〃	吉田石間	沢戸	自然	70	850	35
11106-I-0138	東	〃	〃	東	自然	40	640	34
11106-I-0139	半納(1)	〃	〃	半納	自然	50	440	38
11106-I-0140	半納一	〃	〃	半納一	自然	30	250	40
11106-I-0141	檜尾	〃	吉田太田部	檜尾	自然	70	200	47
11106-I-0142	北(1)	〃	〃	北	自然	25	350	40
11106-I-0143	相見	〃	〃	相見	自然	40	300	40
11106-I-0144	矢畑一	〃	下吉田	矢畑	自然	120	310	35
11106-I-0145	中井ノ入	〃	吉田石間	中井ノ入	自然	60	380	38
11106-I-0146	左八の神	〃	〃	左八の神	自然	174	600	38
11106-I-0147	沢口(1)	〃	〃	沢口	自然	70	150	40
11106-I-0148	下漆木	〃	〃	下漆木	自然	25	260	35
11106-I-0149	漆木(1)	〃	〃	漆木	自然	50	170	37
11106-I-0150	平島	〃	〃	平島	自然	122	310	35
11106-I-0151	柚木一	〃	〃	柚木	自然	35	450	40
11106-I-0152	柚木二	〃	〃	柚木	自然	30	340	35
11106-I-0153	中割	〃	〃	中割	自然	40	230	37
11106-I-0154	石間戸	〃	上吉田	石間戸	自然	12	180	32
11106-I-0155	大柵部	〃	〃	大柵部	自然	30	180	54
11106-I-0156	室戸	〃	〃	室戸	自然	55	100	40
11106-I-0157	後川	〃	〃	後川	自然	95	270	38
11106-I-0158	中島(2)	〃	〃	中島	自然	45	50	35
11106-I-0159	大道上	〃	〃	大道上	自然	30	270	30
11106-I-0160	千鹿谷一	〃	〃	千鹿谷	自然	55	120	45
11106-I-0161	松岡	〃	〃	松岡	自然	60	220	55
11106-I-0162	東女郎田	〃	〃	東女郎田	自然	10	280	75
11106-I-0163	西女郎田	〃	〃	西女郎田	自然	40	120	40
11106-I-0164	大波見	〃	〃	大波見	自然	130	180	42
11106-I-0165	新井	〃	〃	新井	自然	14	230	70
11106-I-0166	諸日影	〃	〃	諸日影	自然	10	220	65
11106-I-0167	竹ノ妻	〃	〃	竹ノ妻	自然	156	220	32
11106-I-0168	明ノ平	〃	〃	明ノ平	自然	120	260	38
11106-I-0169	小川日向	〃	〃	小川日向	自然	84	290	46
11106-I-0170	小川日影	〃	〃	小川日影	自然	136	130	42
11106-I-0171	下夏地	〃	〃	下夏地	自然	214	220	42

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0172	三社	秩父市	上吉田	三社	自然	76	100	43
11106-I-0173	とふ山	〃	〃	とふ山	自然	130	190	39
11106-I-0174	千鹿谷	〃	〃	千鹿谷	自然	24	190	34
11106-I-0175	三宮寺原	〃	吉田久長	三宮寺原	自然	30	70	45
11106-I-0176	吉田小学校1	〃	下吉田	下	自然	20	370	40
11106-I-0177	吉田小学校2	〃	〃	中	自然	20	300	47
11106-I-0178	吉田小学楼3	〃	〃	上	自然	20	430	47
11106-I-0285	赤谷日影-1	〃	中津川	小倉沢	自然	60	150	35
11106-I-0286	小倉沢	〃	〃	小倉沢	自然	80	80	40
11106-I-0287	上倉	〃	三峰	上倉	自然	50	230	45
11106-I-0288	大木	〃	〃	大木	自然	20	200	30
11106-I-0289	猫木	〃	〃	猫下	自然	18	160	50
11106-I-0290	吉ヶ谷	〃	〃	吉ヶ谷	自然	170	170	38
11106-I-0291	中津川(1)	〃	中津川	中津川	自然	60	130	35
11106-I-0292	王冠-1	〃	〃	王冠	自然	50	120	38
11106-I-0293	王冠-2	〃	〃	王冠	自然	100	100	40
11106-I-0294	中津川-1	〃	〃	中津川	自然	60	270	38
11106-I-0295	中津川(2)	〃	〃	中津川	自然	40	150	40
11106-I-0296	中津川(3)	〃	〃	中津川	自然	100	270	43
11106-I-0297	中双里(1)	〃	〃	中双里	自然	40	150	50
11106-I-0298	中双里-1	〃	〃	中双里	自然	40	100	48
11106-I-0299	中双里(2)	〃	〃	中双里	自然	35	80	68
11106-I-0300	小双里	〃	大滝	小双里	自然	70	250	40
11106-I-0301	鶉平(1)	〃	〃	鶉平	自然	50	230	40
11106-I-0302	鶉平(2)	〃	〃	鶉平	自然	90	200	37
11106-I-0303	梶平	〃	〃	梶平	自然	75	130	50
11106-I-0304	川又	〃	〃	川又	自然	40	320	61
11106-I-0305	牛房平	〃	〃	牛房平	自然	150	140	38
11106-I-0306	栃本(1)	〃	〃	栃本	自然	80	240	38
11106-I-0307	栃本(2)	〃	〃	栃本	自然	40	320	30
11106-I-0308	栃本(3)	〃	〃	栃本	自然	70	80	33
11106-I-0309	上中尾-1	〃	〃	上中尾	自然	60	150	38
11106-I-0310	上中尾-2	〃	〃	上中尾	自然	230	270	34
11106-I-0311	寺井麻生-1	〃	〃	寺井	自然	280	220	40
11106-I-0312	寺井麻生-2	〃	〃	麻生	自然	100	220	39
11106-I-0313	麻生-1	〃	〃	麻生	自然	250	50	38
11106-I-0314	麻生-2	〃	〃	麻生	自然	130	40	36
11106-I-0315	二瀬	〃	〃	大久保	自然	100	260	47
11106-I-0316	麻生-3	〃	〃	麻生	自然	30	30	45
11106-I-0317	大久保	〃	〃	大久保	自然	21	240	34
11106-I-0318	小西	〃	〃	小西	自然	21	150	36
11106-I-0319	槌打	〃	〃	槌打	自然	11	270	65
11106-I-0320	三十場	〃	〃	三十場	自然	200	300	42
11106-I-0321	宮平	〃	〃	宮平	自然	90	140	39
11106-I-0322	三十槌	〃	〃	三十槌	自然	70	130	40
11106-I-0323	大落合	〃	〃	落合	自然	90	370	42
11106-I-0324	大落合-1	〃	〃	落合	自然	150	220	40
11106-I-0325	神庭	〃	〃	神庭	自然	40	220	45
11106-I-0326	岡本	〃	〃	岡本	自然	80	260	40
11106-I-0327	大輪	〃	〃	大輪	自然	60	280	40
11106-I-0328	大達原	〃	〃	大達原	自然	60	130	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106—I—0329	大血川	秩父市	大滝	大血川	自然	40	100	41
11106—I—0330	下大血川	〃	〃	大血川	自然	80	200	40
11106—I—0331	強石(1)	〃	〃	強石	自然	100	100	40
11106—I—0332	強石(2)	〃	〃	強石	自然	60	240	42
11106—I—0333	強石(3)	〃	〃	強石	自然	40	110	45
11106—I—0334	大輪	〃	〃	大輪	自然	90	280	34
11106—I—0335	落合	〃	〃	落合	自然	60	130	45
11106—I—0336	中落合	〃	〃	落合	自然	50	330	42
11106—I—0337	落合一1	〃	〃	落合	自然	30	120	42
11106—I—0338	巣場	〃	〃	巣場	自然	70	230	42
11106—I—0339	越	〃	荒川上野田	越	人工	5	50	35
11106—I—0340	大指	〃	荒川贅川	大指	自然	25	170	38
11106—I—0341	向原	〃	〃	向原	自然	45	160	34
11106—I—0342	川町	〃	〃	川町	自然	25	150	54
11106—I—0343	上郷	〃	〃	上郷	自然	30	190	54
11106—I—0344	向田	〃	〃	向田	自然	40	120	32
11106—I—0345	下郷	〃	〃	下郷	自然	40	90	50
11106—I—0346	本原	〃	〃	本原	自然	100	360	36
11106—I—0347	柴原(1)	〃	荒川小野原	柴原	自然	20	80	45
11106—I—0348	柴原(2)	〃	〃	柴原	自然	30	120	40
11106—I—0349	柴原一1	〃	〃	柴原	自然	20	50	35
11106—I—0350	谷	〃	荒川白久	谷	自然	30	200	42
11106—I—0351	伊勢崎	〃	〃	伊勢崎	自然	65	100	60
11106—I—0352	豆早原(1)	〃	〃	豆早原	自然	40	50	63
11106—I—0353	大塚(1)	〃	荒川日野	大塚	自然	19	30	35
11106—I—0354	大塚(2)	〃	〃	大塚	自然	25	70	30
11106—I—0355	富士山	〃	〃	富士山	自然	30	200	42
11106—I—0356	下日野	〃	〃	下日野	自然	43	110	40
11106—I—0357	安戸(1)	〃	荒川上日野	安戸	自然	32	180	45
11106—I—0358	半縄	〃	荒川上田野	半縄	自然	13	90	35
11106—I—0359	安戸(2)	〃	荒川上日野	安戸	自然	31	190	50
11106—I—0360	安戸(3)	〃	〃	安戸	自然	33	290	71
11106—I—0361	事上	〃	〃	事上	自然	46	80	35
11106—I—0362	平沢	〃	荒川久那	平沢	自然	36	90	45
11106—I—0363	久那一2	〃	〃		自然	15	90	49
11106—I—0364	石原	〃	荒川上田野	石原	自然	18	140	85
11106—I—0365	親平	〃	荒川久那	親平	自然	35	100	34
11106—I—0366	沢戸(1)	〃	荒川贅川	沢戸	自然	30	80	55
11106—I—0367	猪鼻一3	〃	荒川白久	猪鼻	自然	150	70	45
11106—I—0368	谷(2)	〃	〃	谷	自然	40	90	42
11106—I—0369	橋場一2	〃	〃	橋場	自然	35	60	37
11106—II—0176	矢畑一2	〃	下吉田	矢畑	自然	110	30	42
11106—II—0177	女形一5	〃	上吉田	女形	自然	40	20	44
11106—II—0178	女形一6	〃	〃	女形	自然	70	20	45
11106—II—0179	女形一7	〃	〃	女形	自然	30	10	36
11106—II—0180	鉢久保	〃	下吉田	鉢久保	自然	20	30	35
11106—II—0181	阿熊下	〃	吉田阿熊	阿熊下	自然	45	50	47
11106—II—0182	室久保一1	〃	〃	室久保	自然	30	60	43
11106—II—0183	室久保一2	〃	〃	室久保	自然	20	60	40
11106—II—0184	松場一1	〃	〃	松場	自然	40	35	40
11106—II—0185	松場一2	〃	〃	松場	自然	90	70	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0186	横田倉(1)	秩父市	吉田阿熊	横田倉	自然	30	120	32
11106-Ⅱ-0187	横田倉(2)	〃	〃	横田倉	自然	35	140	43
11106-Ⅱ-0188	白岩-1	〃	〃	白岩	自然	40	50	48
11106-Ⅱ-0189	川久保-1	〃	〃	川久保	自然	60	40	38
11106-Ⅱ-0190	川久保-2	〃	〃	川久保	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0191	川久保	〃	〃	川久保	自然	130	100	47
11106-Ⅱ-0192	白岩-2	〃	〃	白岩	自然	40	70	55
11106-Ⅱ-0193	阿熊下-1	〃	〃	阿熊下	自然	50	90	40
11106-Ⅱ-0194	彦久保-2	〃	〃	彦久保	自然	20	50	42
11106-Ⅱ-0195	守岩	〃	〃	守岩	自然	130	200	47
11106-Ⅱ-0196	芦田	〃	下吉田	芦田	自然	30	60	36
11106-Ⅱ-0197	井上-1	〃	〃	井上	自然	20	120	48
11106-Ⅱ-0198	井上-2	〃	〃	井上	自然	35	80	35
11106-Ⅱ-0199	井上-3	〃	〃	井上	自然	40	100	40
11106-Ⅱ-0200	釜ノ上	〃	〃	釜ノ上	自然	20	90	45
11106-Ⅱ-0201	釜ノ上-1	〃	〃	釜ノ上	自然	15	150	50
11106-Ⅱ-0202	関-1	〃	〃	関	自然	35	40	40
11106-Ⅱ-0203	関-2	〃	〃	関	自然	8	60	50
11106-Ⅱ-0204	新田原-1	〃	〃	新田原	自然	60	70	33
11106-Ⅱ-0205	橋倉-1	〃	〃	橋倉	自然	20	30	47
11106-Ⅱ-0206	桜井-2	〃	〃	桜井	自然	22	40	38
11106-Ⅱ-0207	桜井-3	〃	〃	桜井	自然	25	80	40
11106-Ⅱ-0208	桜井-4	〃	〃	桜井	自然	5	30	65
11106-Ⅱ-0209	桜井-5	〃	〃	桜井	官然	20	70	35
11106-Ⅱ-0210	首部沢	〃	〃	首部沢	自然	40	120	40
11106-Ⅱ-0211	藤沢-3	〃	〃	藤沢	自然	35	70	38
11106-Ⅱ-0212	藤沢-4	〃	〃	藤沢	自然	25	50	40
11106-Ⅱ-0213	新田原	〃	〃	新田原	自然	12	50	50
11106-Ⅱ-0214	大日堂	〃	〃	大日堂	自然	30	80	35
11106-Ⅱ-0215	棕本-1	〃	〃	棕本	自然	12	50	48
11106-Ⅱ-0216	棕本-2	〃	〃	棕本	自然	15	65	42
11106-Ⅱ-0217	鍛冶山(1)	〃	〃	鍛冶山	自然	30	70	38
11106-Ⅱ-0218	鍛冶山(2)	〃	〃	鍛冶山	自然	40	190	34
11106-Ⅱ-0219	田中-1	〃	〃	田中	自然	50	100	45
11106-Ⅱ-0220	田中-2	〃	〃	田中	自然	20	50	60
11106-Ⅱ-0221	田中-3	〃	〃	田中	自然	50	50	38
11106-Ⅱ-0222	橋倉	〃	〃	橋倉	自然	16	160	34
11106-Ⅱ-0223	藤沢-2	〃	〃	藤沢	自然	25	30	42
11106-Ⅱ-0224	藤六	〃	〃	藤六	自然	20	80	50
11106-Ⅱ-0225	番戸	〃	〃	番戸	自然	40	50	38
11106-Ⅱ-0226	福田	〃	〃	福田	自然	20	220	50
11106-Ⅱ-0227	取方	〃	〃	取方	自然	12	50	45
11106-Ⅱ-0228	暮坪	〃	〃	暮坪	自然	6	60	64
11106-Ⅱ-0229	万場沢(2)	〃	〃	万場沢	自然	30	130	40
11106-Ⅱ-0230	半根古	〃	吉田石間	半根古	自然	70	150	35
11106-Ⅱ-0231	又ノ平	〃	〃	又ノ平	自然	50	190	40
11106-Ⅱ-0232	上郷	〃	吉田久長	上郷	自然	25	60	35
11106-Ⅱ-0233	藤頼	〃	〃	藤頼	自然	70	60	48
11106-Ⅱ-0234	頼母沢-1	〃	〃	頼母沢	自然	150	120	38
11106-Ⅱ-0235	藤芝	〃	〃	藤芝	自然	65	100	34
11106-Ⅱ-0236	女形-1	〃	上吉田	女形	自然	50	70	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0237	女形-2	秩父市	上吉田	女形	自然	30	10	38
11106-Ⅱ-0238	女形-3	〃	〃	女形	自然	50	70	36
11106-Ⅱ-0239	女形-4	〃	〃	女形	自然	30	20	38
11106-Ⅱ-0240	つらはら堀	〃	〃	つらはら堀	自然	100	150	40
11106-Ⅱ-0241	小川	〃	〃	小川	自然	60	70	48
11106-Ⅱ-0242	三社-1	〃	〃	三社	自然	64	50	36
11106-Ⅱ-0243	三社-2	〃	〃	三社	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0244	女郎田	〃	〃	女郎田	自然	20	150	42
11106-Ⅱ-0245	西女郎田-1	〃	〃	西女郎田	自然	30	70	42
11106-Ⅱ-0246	千鹿谷-2	〃	〃	千鹿谷	自然	60	30	40
11106-Ⅱ-0247	室戸-1	〃	〃	室戸	自然	25	100	42
11106-Ⅱ-0248	巢掛	〃	〃	巢掛	自然	40	90	42
11106-Ⅱ-0249	巢掛-1	〃	〃	巢掛	自然	25	40	37
11106-Ⅱ-0250	中島(1)	〃	〃	中島	自然	12	160	60
11106-Ⅱ-0251	塚越-1	〃	〃	塚越	自然	20	70	42
11106-Ⅱ-0252	塚越-2	〃	〃	塚越	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0253	塚越-4	〃	〃	塚越	自然	92	50	40
11106-Ⅱ-0254	塚越-5	〃	〃	塚越	自然	40	30	40
11106-Ⅱ-0255	明ヶ平	〃	〃	明ヶ平	自然	20	20	32
11106-Ⅱ-0256	明ヶ平-1	〃	〃	明ヶ平	自然	40	30	36
11106-Ⅱ-0257	矢畑(2)	〃	下吉田	矢畑	自然	30	100	48
11106-Ⅱ-0258	矢畑(1)	〃	〃	矢畑	自然	76	110	38
11106-Ⅱ-0259	沢戸-4	〃	吉田石間	沢戸	自然	35	30	40
11106-Ⅱ-0260	沢戸-2	〃	〃	沢戸	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0261	沢戸-5	〃	〃	沢戸	自然	50	60	43
11106-Ⅱ-0262	西	〃	〃	西	自然	65	130	40
11106-Ⅱ-0263	漆木(2)	〃	〃	漆木	自然	60	200	40
11106-Ⅱ-0264	沢口(2)	〃	〃	沢口	自然	40	150	37
11106-Ⅱ-0265	下漆木-1	〃	〃	下漆木	自然	60	50	37
11106-Ⅱ-0266	半納(2)	〃	〃	半納	自然	35	450	45
11106-Ⅱ-0267	半納-2	〃	〃	半納	自然	100	50	42
11106-Ⅱ-0268	クボタ-1	〃	吉田太田部	クボタ	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0269	北(2)	〃	〃	北	自然	25	260	42
11106-Ⅱ-0270	クボタ-2	〃	〃	クボタ	自然	13	150	45
11106-Ⅱ-0271	クボタ	〃	〃	クボタ	自然	50	130	40
11106-Ⅱ-0272	相見-1	〃	〃	相見	自然	30	50	35
11106-Ⅱ-0273	築場	〃	〃	築場	自然	20	120	30
11106-Ⅱ-0274	馬込	〃	上吉田	馬込	自然	62	100	67
11106-Ⅱ-0425	三峰	〃	三峰	三峰	自然	20	100	35
11106-Ⅱ-0426	上倉-1	〃	〃	上倉	人工	15	70	39
11106-Ⅱ-0427	川又-1	〃	大滝	川又	自然	30	50	36
11106-Ⅱ-0428	川又-4	〃	〃	川又	自然	100	70	32
11106-Ⅱ-0429	川又-5	〃	〃	川又	自然	70	30	34
11106-Ⅱ-0430	大血川-1	〃	〃	大血川	自然	30	60	35
11106-Ⅱ-0431	大血川-2	〃	〃	大血川	自然	30	50	42
11106-Ⅱ-0432	大血川-3	〃	〃	大血川	自然	30	100	70
11106-Ⅱ-0433	神岡	〃	〃	神庭	自然	60	50	45
11106-Ⅱ-0434	上中尾-3	〃	〃	上中尾	自然	50	40	35
11106-Ⅱ-0435	栃本-3	〃	〃	栃本	自然	40	40	35
11106-Ⅱ-0436	赤谷日影-2	〃	中津川	小倉沢	自然	50	160	41
11106-Ⅱ-0437	中津川-3	〃	〃	中津川	自然	50	100	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0438	橋場-1	秩父市	荒川白久	橋場	自然	30	110	36
11106-Ⅱ-0439	久那-1	〃	荒川久那		自然	15	50	40
11106-Ⅱ-0440	諸	〃	〃	諸	人工	24	110	75
11106-Ⅱ-0441	上下石原	〃	荒川上日野	上下石原	自然	30	40	47
11106-Ⅱ-0442	久那	〃	荒川久那	平沢	自然	20	50	53
11106-Ⅱ-0443	柴原-2	〃	荒川小野原	柴原	自然	40	110	34
11106-Ⅱ-0444	小野原-1	〃	〃	小野原	自然	40	65	35
11106-Ⅱ-0445	小野原-2	〃	〃	小野原	自然	50	70	45
11106-Ⅱ-0446	小野原-3	〃	〃	小野原	自然	90	60	60
11106-Ⅱ-0447	松葉	〃	〃	松葉	自然	60	80	50
11106-Ⅱ-0448	宮ノ下	〃	荒川日野	宮ノ下	自然	55	50	52
11106-Ⅱ-0449	坂口	〃	荒川上田野	坂口	自然	20	80	43
11106-Ⅱ-0450	芦川-1	〃	荒川日野	芦川	自然	37	100	30
11106-Ⅱ-0451	芦川-2	〃	〃	芦川	自然	25	100	40
11106-Ⅱ-0452	下日野-2	〃	〃	下日野	自然	40	90	30
11106-Ⅱ-0453	川宿	〃	〃	川宿	自然	20	120	55
11106-Ⅱ-0454	上サ-1	〃	荒川白久	上サ	自然	40	40	32
11106-Ⅱ-0455	上サ-2	〃	〃	上サ	自然	25	90	30
11106-Ⅱ-0456	上サ-3	〃	〃	上サ	自然	50	40	33
11106-Ⅱ-0457	猪鼻-1	〃	〃	猪鼻	自然	50	60	35
11106-Ⅱ-0458	沢戸(2)	〃	荒川贅川	沢戸	自然	40	60	35
11106-Ⅱ-0459	東ノ前(1)	〃	〃	東ノ前	自然	70	200	38
11106-Ⅱ-0460	猪鼻-2	〃	荒川白久	猪鼻	自然	100	120	60
11106-Ⅱ-0461	東ノ前(2)	〃	荒川贅川	東ノ前	自然	40	180	40
11106-Ⅱ-0462	豆早原(2)	〃	荒川白久	豆早原	自然	45	20	63
11106-Ⅱ-0463	柿平	〃	荒川贅川	柿平	自然	30	50	49
11106-Ⅱ-0464	古池	〃	〃	古池	自然	50	50	48
11106-Ⅱ-0465	上平-1	〃	〃	上平	自然	25	50	34
11106-Ⅱ-0466	上平-2	〃	〃	上平	自然	80	130	36
11106-Ⅱ-0467	下坂	〃	〃	下坂	自然	8	20	40
11106-Ⅱ-0468	大指-2	〃	〃	大指	自然	30	50	52
11106-Ⅱ-0469	町分	〃	〃	町分	自然	40	30	83
11106-Ⅲ-0250	井上	〃	下吉田	井上	自然	40	175	30
11106-Ⅲ-0325	浦山ダム	〃	荒川久那	浦山ダム	自然	90	200	48
11106-Ⅲ-0326	浦山口	〃	〃	浦山口	自然	30	175	35
11106-Ⅲ-0327	柴原-3	〃	荒川小野原	柴原	自然	40	90	39
11106-Ⅲ-0328	柴原-4	〃	〃	柴原	人工	30	100	30
11106-Ⅲ-0329	柴原-5	〃	〃	柴原	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0330	柴原-6	〃	〃	柴原	自然	80	280	53
11106-Ⅲ-0331	柴原-7	〃	〃	柴原	自然	90	100	50
11106-Ⅲ-0332	小野原-4	〃	〃	小野原	自然	25	75	39
11106-Ⅲ-0333	小野原-5	〃	〃	小野原	自然	30	650	55
11106-Ⅲ-0334	小野原-6	〃	〃	小野原	自然	30	480	55
11106-Ⅲ-0335	小野原-7	〃	〃	小野原	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0336	小野原-8	〃	〃	小野原	自然	30	100	40
11106-Ⅲ-0337	鷺ノ巣	〃	〃	鷺ノ巣	自然	20	350	40
11106-Ⅲ-0338	越-2	〃	荒川上田野	越	自然	60	250	34
11106-Ⅲ-0339	坂口-2	〃	〃	坂口	自然	30	300	45
11106-Ⅲ-0340	栃久保	〃	〃	栃久保	自然	40	150	30
11106-Ⅲ-0341	糶屋-1	〃	〃	糶屋	自然	30	300	40
11106-Ⅲ-0342	糶屋-2	〃	〃	糶屋	自然	30	600	55

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅲ-0343	芦川-3	秩父市	荒川日野	芦川	自然	20	150	33
11106-Ⅲ-0344	芦川-4	〃	〃	芦川	自然	20	500	39
11106-Ⅲ-0345	下日野-3	〃	〃	下日野	自然	30	250	55
11106-Ⅲ-0346	寺沢	〃	〃	寺沢	自然	30	60	31
11106-Ⅲ-0347	松葉-2	〃	〃	松葉	自然	30	325	55
11106-Ⅲ-0348	大塚-9	〃	〃	大塚	自然	50	175	33
11106-Ⅲ-0349	原	〃	荒川白久	原	自然	40	160	38
11106-Ⅲ-0350	上サ-4	〃	〃	上サ	自然	30	270	30
11106-Ⅲ-0351	上サ-5	〃	〃	上サ	自然	30	200	30
11106-Ⅲ-0352	谷-2	〃	〃	谷	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0353	谷-3	〃	〃	谷	自然	80	350	33
11106-Ⅲ-0354	谷-4	〃	〃	谷	自然	40	90	39
11106-Ⅲ-0355	谷-5	〃	〃	谷	自然	120	200	45
11106-Ⅲ-0356	猪鼻-4	〃	〃	猪鼻	自然	50	180	30
11106-Ⅲ-0357	豆日原-2	〃	〃	豆日原	自然	40	200	45
11106-Ⅲ-0358	豆日原-3	〃	〃	豆日原	自然	40	325	55
11106-Ⅲ-0359	下郷-2	〃	荒川贅川	下郷	自然	50	240	37
11106-Ⅲ-0360	柿平-1	〃	〃	柿平	自然	20	70	30
11106-Ⅲ-0361	柿平-2	〃	〃	柿平	自然	50	130	33
11106-Ⅲ-0362	柿平-3	〃	〃	柿平	自然	30	150	30
11106-Ⅲ-0363	柿平-4	〃	〃	柿平	自然	30	130	33
11106-Ⅲ-0364	柿平-5	〃	〃	柿平	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0365	柿平-6	〃	〃	柿平	自然	20	80	45
11106-Ⅲ-0366	柿平-7	〃	〃	柿平	自然	50	300	34
11106-Ⅲ-0367	柿平-8	〃	〃	柿平	自然	30	100	31
11106-Ⅲ-0368	古池-1	〃	〃	古池	自然	20	125	30
11106-Ⅲ-0369	古池-2	〃	〃	古池	自然	30	150	32
11106-Ⅲ-0370	古池-3	〃	〃	古池	自然	35	150	35
11106-Ⅲ-0371	上平-3	〃	〃	上平	自然	30	70	37
11106-Ⅲ-0372	上平-4	〃	〃	上平	自然	30	170	45
11106-Ⅲ-0373	上平-5	〃	〃	上平	自然	40	100	40
11106-Ⅲ-0374	上平-6	〃	〃	上平	自然	50	220	45
11106-Ⅲ-0375	大指-3	〃	〃	大指	自然	20	200	40
11106-Ⅲ-0376	大指-4	〃	〃	大指	自然	20	60	40
11106-Ⅲ-0377	大指-5	〃	〃	大指	自然	40	200	38
11106-Ⅲ-0378	大指-6	〃	〃	大指	自然	40	80	38
11106-Ⅲ-0379	大指-7	〃	〃	大指	自然	30	100	30
11106-Ⅲ-0380	大指-8	〃	〃	大指	自然	30	70	38
11106-Ⅲ-0381	町分-2	〃	〃	町分	自然	40	100	30
11106-I-0001	川俣(1)	〃	浦山	川俣	自然	40	340	37
11106-I-0002	毛附	〃	〃	毛附	自然	30	200	40
11106-I-0003	金倉	〃	〃	金倉	自然	30	80	36
11106-I-0004	日向	〃	〃	日向	自然	35	100	32
11106-I-0005	大谷	〃	〃	大谷	自然	50	120	36
11106-I-0006	巴(1)	〃	下影森	巴	自然	33	280	60
11106-I-0007	宮本町-1	〃	宮本町		自然	40	300	32
11106-I-0008	大沼町	〃	大沼町		自然	20	40	42
11106-I-0009	巴(2)	〃	下影森	巴	自然	33	120	50
11106-I-0010	巴(3)	〃	〃	巴	自然	31	100	64
11106-I-0011	巴(4)	〃	〃	巴	自然	37	210	74
11106-I-0012	大久保	〃	久那	大久保	自然	50	100	47

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106—I—0013	野坂	秩父市	野坂町	二丁目	自然	25	850	36
11106—I—0014	阿保	〃	阿保町		自然	25	300	52
11106—I—0015	下宮地町—1	〃	下宮地町		自然	20	300	35
11106—I—0016	上山田—1	〃	山田	上山田	自然	25	90	43
11106—I—0017	矢追—1	〃	〃	矢追	自然	30	120	37
11106—I—0018	矢追—2	〃	〃	矢追	自然	30	50	40
11106—I—0019	大畑町	〃	大畑町		自然	20	110	35
11106—I—0020	宮崎—1	〃	大野原	宮崎	自然	25	200	58
11106—I—0021	宮崎—2	〃	〃	宮崎	自然	15	40	53
11106—I—0022	黒草	〃	〃	黒草	自然	15	150	32
11106—I—0023	大戸原	〃	山田	大戸原	自然	8	120	54
11106—I—0024	矢追—3	〃	〃	矢追	自然	15	120	84
11106—I—0025	定峰—1	〃	定峰	定峰	自然	20	220	37
11106—I—0026	定峰—4	〃	〃	定峰	自然	30	70	38
11106—I—0027	定峰—5	〃	〃	定峰	自然	20	140	30
11106—I—0028	中郷—1	〃	栃谷	中郷	自然	20	100	38
11106—I—0029	栃谷入沢—1	〃	〃	栃谷入沢	自然	25	150	38
11106—I—0030	木毛—1	〃	黒谷	木毛	自然	90	50	35
11106—I—0031	木毛—4	〃	〃	木毛	自然	60	190	30
11106—I—0032	柳田—1	〃	〃	柳田	自然	25	240	40
11106—I—0033	破風屋—1	〃	〃	破風屋	自然	40	240	30
11106—I—0034	破風屋—2	〃	〃	破風屋	自然	50	280	30
11106—I—0035	小樽—4	〃	〃	小樽	自然	30	150	35
11106—I—0036	小樽—3	〃	〃	小樽	自然	40	300	40
11106—I—0037	上大田	〃	大田	上大田	自然	27	170	50
11106—I—0038	十王殿—2	〃	伊古田	十王殿	自然	30	130	30
11106—I—0039	滝坂	〃	上野	滝坂	自然	40	150	34
11106—I—0040	井戸尻	〃	〃	井戸尻	自然	17	170	38
11106—I—0041	別所	〃	別所		自然	13	200	37
11106—I—0042	大久保(2)	〃	久那	大久保	自然	20	210	30
11106—I—0043	平仁田	〃	〃	平仁田	自然	60	300	38
11106—I—0044	熊木	〃	熊木町		自然	20	170	44
11106—I—0045	熊木町 43	〃	熊木町 43		自然	30	40	40
11106—I—0046	上ノ沼	〃	大宮	上ノ沼	自然	25	150	35
11106—I—0047	中寺尾	〃	寺尾	中寺尾	自然	20	70	40
11106—I—0048	上寺尾—1	〃	〃	上寺尾	自然	15	270	35
11106—I—0049	中寺尾—2	〃	〃	中寺尾	自然	15	160	30
11106—I—0050	中寺尾—3	〃	〃	中寺尾	自然	40	90	38
11106—I—0051	中寺尾—4	〃	〃	中寺尾	自然	18	150	42
11106—I—0052	中寺尾—6	〃	〃	中寺尾	自然	30	100	33
11106—I—0053	上蒔田—3	〃	蒔田	上蒔田	自然	20	60	30
11106—I—0054	中寺尾—1	〃	寺尾	中寺尾	自然	50	400	30
11106—I—0055	下寺尾—5	〃	〃	下寺尾	自然	45	380	30
11106—I—0056	下寺尾—4	〃	〃	下寺尾	自然	25	125	35
11106—I—0057	近戸	〃	近戸町		自然	30	170	70
11106—I—0058	上太田	〃	太田	柴宮裏	自然	30	140	60
11106—I—0059	下太田	〃	〃	磯端	自然	15	360	55
11106—I—0060	小柱	〃	小柱	東平	自然	15	320	64
11106—I—0370	下寺尾—7	〃	寺尾	下寺尾	自然	30	100	30
11106—II—0001	十王殿—1	〃	伊古田	十王殿	自然	20	100	38
11106—II—0002	上原	〃	〃	上原	自然	15	90	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0003	西平	秩父市	伊古田	西平	自然	6	70	50
11106-Ⅱ-0004	細久保(1)	〃	浦山	細久保	自然	70	60	46
11106-Ⅱ-0005	武士平	〃	〃	武士平	自然	70	180	40
11106-Ⅱ-0006	小樽-2	〃	黒谷	小樽	自然	30	90	30
11106-Ⅱ-0007	木毛-2	〃	〃	木毛	自然	45	60	35
11106-Ⅱ-0008	木毛-3	〃	〃	木毛	自然	80	170	30
11106-Ⅱ-0009	木毛-5	〃	〃	木毛	自然	20	60	40
11106-Ⅱ-0010	柳田-2	〃	〃	柳田	自然	45	90	50
11106-Ⅱ-0011	下山-1	〃	〃	下山	自然	5	48	35
11106-Ⅱ-0012	下山(2)	〃	〃	下山	自然	7	70	35
11106-Ⅱ-0013	下山(1)	〃	〃	下山	自然	30	40	30
11106-Ⅱ-0014	柳田-3	〃	〃	柳田	自然	70	70	30
11106-Ⅱ-0015	深田	〃	山田	深田	自然	30	30	36
11106-Ⅱ-0016	大棚-1	〃	〃	大棚	自然	25	70	42
11106-Ⅱ-0017	大棚-3	〃	〃	大棚	自然	25	30	44
11106-Ⅱ-0018	大棚-4	〃	〃	大棚	自然	20	50	34
11106-Ⅱ-0019	大棚-6	〃	〃	大棚	自然	40	50	34
11106-Ⅱ-0020	矢行地-2	〃	〃	矢行地	自然	30	120	40
11106-Ⅱ-0021	矢行地-4	〃	〃	矢行地	自然	30	70	41
11106-Ⅱ-0022	矢追-4	〃	〃	矢追	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0023	峰沢	〃	下宮地	峰沢	自然	20	60	42
11106-Ⅱ-0024	下寺尾-1	〃	寺尾	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0025	下寺尾-2	〃	〃	下寺尾	自然	45	120	30
11106-Ⅱ-0026	下寺尾-3	〃	〃	下寺尾	自然	40	150	30
11106-Ⅱ-0027	下寺尾-6	〃	〃	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0028	中寺尾-7	〃	〃	中寺尾	自然	20	30	30
11106-Ⅱ-0029	蒔田	〃	蒔田		自然	5	90	65
11106-Ⅱ-0030	下蒔田	〃	〃	下蒔田	自然	25	100	37
11106-Ⅱ-0031	上蒔田-2	〃	〃	上蒔田	自然	30	70	34
11106-Ⅱ-0032	上蒔田-4	〃	〃	上蒔田	自然	30	50	34
11106-Ⅱ-0033	中蒔田-1	〃	〃	中蒔田	自然	20	30	38
11106-Ⅱ-0034	中蒔田-2	〃	〃	中蒔田	自然	20	40	30
11106-Ⅱ-0035	堤平	〃	太田	堤平	自然	30	30	35
11106-Ⅱ-0036	富田-1	〃	〃	富田	自然	30	40	40
11106-Ⅱ-0037	大宮	〃	大宮		自然	20	30	46
11106-Ⅱ-0038	蓼沼-1	〃	大野原	蓼沼	自然	15	30	47
11106-Ⅱ-0039	蓼沼-2	〃	〃	蓼沼	自然	23	80	36
11106-Ⅱ-0040	中原	〃	〃	中原	自然	20	60	36
11106-Ⅱ-0041	桐木	〃	〃	桐木	自然	30	30	77
11106-Ⅱ-0042	定峰-2	〃	定峰	定峰	自然	40	100	37
11106-Ⅱ-0043	定峰-6	〃	〃	定峰	自然	30	80	40
11106-Ⅱ-0044	定峰-7	〃	〃	定峰	自然	40	120	42
11106-Ⅱ-0045	定峰-10	〃	〃	定峰	自然	20	80	72
11106-Ⅱ-0046	定峰-8	〃	〃	定峰	自然	15	50	42
11106-Ⅱ-0047	井森	〃	田村	井森	自然	7	200	32
11106-Ⅱ-0048	駒沢(2)	〃	〃	駒沢	自然	25	100	50
11106-Ⅱ-0049	駒沢(1)	〃	〃	駒沢	自然	25	80	64
11106-Ⅱ-0050	中郷	〃	〃	中郷	自然	20	60	30
11106-Ⅱ-0051	坊平	〃	〃	坊平	自然	10	60	30
11106-Ⅱ-0052	下郷-1	〃	栃谷	下郷	自然	15	25	35
11106-Ⅱ-0053	下郷-2	〃	〃	下郷	自然	25	160	35

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0054	中郷-2	秩父市	栃谷	中郷	自然	30	40	34
11106-Ⅱ-0055	栃谷定峰	〃	〃	定峰	自然	8	30	38
11106-Ⅱ-0056	栃谷入沢-2	〃	〃	栃谷入沢	自然	20	40	40
11106-Ⅱ-0057	遠原-1	〃	品沢	遠原	自然	20	110	31
11106-Ⅱ-0058	遠原-2	〃	〃	遠原	自然	15	110	45
11106-Ⅱ-0059	小池	〃	〃	小池	自然	50	100	40
11106-Ⅱ-0060	上郷-1	〃	〃	上郷	自然	30	30	40
11106-Ⅱ-0061	上郷-2	〃	〃	上郷	自然	15	50	38
11106-Ⅱ-0062	上郷-3	〃	〃	上郷	自然	40	110	35
11106-Ⅱ-0063	中組-2	〃	〃	中組	自然	20	40	32
11106-Ⅱ-0064	細久保(2)	〃	浦山	細久保	自然	50	50	40
11106-Ⅱ-0065	川俣(2)	〃	〃	川俣	自然	30	50	43
11106-Ⅱ-0066	毛附-1	〃	〃	毛附	自然	40	70	35
11106-Ⅱ-0067	毛附-3	〃	〃	毛附	自然	30	30	40
11106-Ⅲ-0001	みどりが丘-1	〃	みどりが丘		自然	20	100	30
11106-Ⅲ-0002	みどりが丘-2	〃	〃		自然	30	160	30
11106-Ⅲ-0003	十王殿-1	〃	伊古田	十王殿	自然	15	100	33
11106-Ⅲ-0004	十王殿-2	〃	〃	十王殿	自然	20	400	30
11106-Ⅲ-0005	十王殿-3	〃	〃	十王殿	自然	30	150	31
11106-Ⅲ-0006	西平-1	〃	〃	西平	自然	30	150	35
11106-Ⅲ-0007	西平-2	〃	〃	西平	自然	30	100	35
11106-Ⅲ-0008	西平-3	〃	〃	西平	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0009	西平-4	〃	〃	西平	自然	30	110	30
11106-Ⅲ-0010	西平-5	〃	〃	西平	自然	30	80	30
11106-Ⅲ-0011	冠岩-1	〃	浦山	冠岩	自然	40	100	40
11106-Ⅲ-0012	冠岩-2	〃	〃	冠岩	自然	40	150	40
11106-Ⅲ-0013	栗山-1	〃	〃	栗山	自然	20	100	33
11106-Ⅲ-0014	栗山-2	〃	〃	栗山	自然	30	50	40
11106-Ⅲ-0015	細久保-1	〃	〃	細久保	自然	50	110	43
11106-Ⅲ-0016	細久保-2	〃	〃	細久保	自然	80	75	40
11106-Ⅲ-0017	細久保-3	〃	〃	細久保	自然	65	70	41
11106-Ⅲ-0018	山摺-1	〃	〃	山摺	自然	70	50	41
11106-Ⅲ-0019	山摺-2	〃	〃	山摺	自然	70	100	33
11106-Ⅲ-0020	山摺-3	〃	〃	山摺	自然	60	240	31
11106-Ⅲ-0021	川俣-1	〃	〃	川俣	自然	70	240	43
11106-Ⅲ-0022	川俣-2	〃	〃	川俣	自然	65	60	35
11106-Ⅲ-0023	川俣-3	〃	〃	川俣	自然	50	100	40
11106-Ⅲ-0024	川俣-4	〃	〃	川俣	自然	60	60	39
11106-Ⅲ-0025	川俣-5	〃	〃	川俣	自然	40	50	38
11106-Ⅲ-0026	川俣-6	〃	〃	川俣	自然	70	70	41
11106-Ⅲ-0027	川俣-7	〃	〃	川俣	自然	40	40	40
11106-Ⅲ-0028	大神楽-1	〃	〃	大神楽	自然	30	130	31
11106-Ⅲ-0029	大神楽-2	〃	〃	大神楽	自然	50	160	43
11106-Ⅲ-0030	大谷-2	〃	〃	大谷	自然	15	500	30
11106-Ⅲ-0031	茶平-1	〃	〃	茶平	自然	50	40	33
11106-Ⅲ-0032	茶平-2	〃	〃	茶平	自然	60	50	40
11106-Ⅲ-0033	日向-1	〃	〃	日向	自然	20	400	40
11106-Ⅲ-0034	日向-2	〃	〃	日向	自然	20	250	40
11106-Ⅲ-0035	日向-3	〃	〃	日向	自然	20	120	40
11106-Ⅲ-0036	日向-4	〃	〃	日向	自然	20	500	40
11106-Ⅲ-0037	毛附-4	〃	〃	毛附	自然	40	110	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0038	毛附-5	秩父市	浦山	毛附	自然	70	60	44
11106-III-0039	下久那-1	〃	荒川久那	下久那	自然	20	80	45
11106-III-0040	下久那-2	〃	〃	下久那	自然	25	40	45
11106-III-0041	坂本	〃	〃	坂本	自然	25	200	45
11106-III-0042	平仁田-2	〃	〃	平仁田	自然	20	200	40
11106-III-0043	野々上-1	〃	〃	野々上	自然	35	190	38
11106-III-0044	野々上-2	〃	〃	野々上	自然	20	150	45
11106-III-0045	宮本町	〃	宮本町		自然	30	100	33
11106-III-0046	木毛-6	〃	黒谷	木毛	自然	20	130	35
11106-III-0047	木毛-7	〃	〃	木毛	自然	40	40	37
11106-III-0048	木毛-8	〃	〃	木毛	自然	30	100	37
11106-III-0049	柳田-4	〃	〃	柳田	自然	35	120	45
11106-III-0050	上山田	〃	山田	上山田	自然	20	70	30
11106-III-0051	大棚-7	〃	〃	大棚	自然	10	110	30
11106-III-0052	大棚-8	〃	〃	大棚	自然	20	60	35
11106-III-0053	谷津-1	〃	〃	谷津	自然	10	80	30
11106-III-0054	谷津-2	〃	〃	谷津	自然	30	70	30
11106-III-0055	下寺尾-7	〃	寺尾	下寺尾	自然	25	280	30
11106-III-0056	黒石-1	〃	〃	黒石	自然	20	250	45
11106-III-0057	黒石-2	〃	〃	黒石	自然	20	350	45
11106-III-0058	黒石-3	〃	〃	黒石	自然	25	70	45
11106-III-0059	黒石-4	〃	〃	黒石	自然	30	65	43
11106-III-0060	中蒔田-3	〃	〃	中蒔田	自然	20	350	33
11106-III-0061	中蒔田-4	〃	〃	中蒔田	自然	30	300	30
11106-III-0062	下蒔田	〃	蒔田	下蒔田	自然	30	100	50
11106-III-0063	上蒔田-5	〃	〃	上蒔田	自然	20	160	30
11106-III-0064	上蒔田-6	〃	〃	上蒔田	自然	60	100	30
11106-III-0065	上蒔田-7	〃	〃	上蒔田	自然	25	70	30
11106-III-0066	上蒔田-8	〃	〃	上蒔田	自然	25	100	30
11106-III-0067	上蒔田-9	〃	〃	上蒔田	自然	30	200	30
11106-III-0068	上蒔田-10	〃	〃	上蒔田	自然	30	170	35
11106-III-0069	中蒔田-5	〃	〃	中蒔田	自然	30	140	35
11106-III-0070	中蒔田-6	〃	〃	中蒔田	自然	30	380	35
11106-III-0071	中蒔田-7	〃	〃	中蒔田	自然	25	125	30
11106-III-0072	肥土-1	〃	小柱	肥土	自然	10	125	30
11106-III-0073	肥土-2	〃	〃	肥土	自然	30	90	30
11106-III-0074	磯端	〃	太田	磯端	自然	30	250	65
11106-III-0075	山根	〃	〃	山根	自然	20	60	30
11106-III-0076	堤平-1	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0077	堤平-2	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0078	堤平-3	〃	〃	堤平	自然	30	250	31
11106-III-0079	富田-2	〃	〃	富田	自然	35	300	30
11106-III-0080	富田-3	〃	〃	富田	自然	20	70	30
11106-III-0081	定峰-11	〃	定峰	定峰	自然	30	120	40
11106-III-0082	定峰-12	〃	〃	定峰	自然	20	80	39
11106-III-0083	定峰-13	〃	〃	定峰	自然	8	130	50
11106-III-0084	定峰-14	〃	〃	定峰	自然	20	170	43
11106-III-0085	定峰-15	〃	〃	定峰	自然	20	350	44
11106-III-0086	定峰-16	〃	〃	定峰	自然	20	320	45
11106-III-0087	定峰-17	〃	〃	定峰	自然	40	75	30
11106-III-0088	駒沢-1	〃	田村	駒沢	自然	25	125	32

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0089	駒沢-2	秩父市	田村	駒沢	自然	20	150	35
11106-III-0090	駒沢-3	"	"	駒沢	自然	20	240	35
11106-III-0091	駒沢-4	"	"	駒沢	自然	30	110	31
11106-III-0092	駒沢-5	"	"	駒沢	自然	30	175	40
11106-III-0093	駒沢-6	"	"	駒沢	自然	20	170	35
11106-III-0094	駒沢-7	"	"	駒沢	自然	25	160	35
11106-III-0095	駒沢-8	"	"	駒沢	自然	25	180	45
11106-III-0096	駒沢-9	"	"	駒沢	自然	20	200	35
11106-III-0097	中郷-3	"	"	中郷	自然	20	110	30
11106-III-0098	中郷-4	"	"	中郷	自然	30	150	32
11106-III-0099	中郷-5	"	"	中郷	自然	20	190	45
11106-III-0100	中郷-6	"	"	中郷	自然	25	200	45
11106-III-0101	中郷-7	"	"	中郷	自然	20	100	31
11106-III-0102	中郷-8	"	"	中郷	自然	20	75	40
11106-III-0103	坊平-1	"	"	防平	自然	20	100	40
11106-III-0104	坊平-2	"	"	防平	自然	30	150	32
11106-III-0105	坊平-3	"	"	防平	自然	20	100	30
11106-III-0106	坊平-4	"	"	防平	自然	20	50	35
11106-III-0107	坊平-5	"	"	防平	自然	25	90	33
11106-III-0108	坊平-6	"	"	防平	自然	30	130	31
11106-III-0109	坊平-7	"	"	防平	自然	20	110	30
11106-III-0110	中郷-3	"	栃谷	中郷	自然	15	140	37
11106-III-0111	二丁目	"	日野田町	二丁目	自然	30	80	30
11106-III-0112	遠原-3	"	品沢	遠原	自然	30	160	32
11106-III-0113	遠原-4	"	"	遠原	自然	35	130	35
11106-III-0114	遠原-5	"	"	遠原	自然	35	120	35
11106-III-0115	遠原-6	"	"	遠原	自然	20	70	35
11106-III-0116	下郷-3	"	"	下郷	自然	30	90	35
11106-III-0117	下郷-4	"	"	下郷	自然	30	90	30
11106-III-0118	下郷-5	"	"	下郷	自然	30	110	31
11106-III-0119	下郷-6	"	"	下郷	自然	30	150	35
11106-III-0120	山池	"	"	山池	自然	30	70	32
11106-III-0121	上郷-4	"	"	上郷	自然	30	80	30
11106-III-0122	上郷-5	"	"	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0123	上郷-6	"	"	上郷	自然	40	220	39
11106-III-0124	上郷-7	"	"	上郷	自然	40	210	34
11106-III-0125	上郷-8	"	"	上郷	自然	40	80	34
11106-III-0126	上郷-9	"	"	上郷	自然	40	110	32
11106-III-0127	上郷-10	"	"	上郷	自然	30	170	35
11106-III-0128	上郷-11	"	"	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0129	上郷-12	"	"	上郷	自然	30	100	40
11106-III-0130	上郷-13	"	"	上郷	自然	20	50	39
11106-III-0131	上郷-14	"	"	上郷	自然	30	70	37
11106-III-0132	上郷-15	"	"	上郷	自然	30	40	39
11106-III-0133	上郷-16	"	"	上郷	自然	20	50	40
11106-III-0134	上郷-17	"	"	上郷	自然	30	50	39
11106-III-0135	上郷-18	"	"	上郷	自然	50	75	45
11106-III-0136	中組-3	"	"	中組	自然	35	120	45
11106-III-0137	中組-4	"	"	中組	自然	40	120	33
11106-III-0138	中組-5	"	"	中組	自然	35	130	45
11106-III-0139	中組-6	"	"	中組	自然	40	290	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106—Ⅲ—0140	安立	秩父市	別所	安立	自然	40	200	50
11106—Ⅲ—0141	木久保	〃	〃	木久保	自然	40	370	40
11106—Ⅲ—0142	堀切—1	〃	堀切		自然	20	180	43
11106—Ⅲ—0143	堀切—2	〃	〃		自然	25	80	45
11106—Ⅲ—0144	小樽—1	〃	黒谷	小樽	自然	30	150	35
11106—Ⅲ—0145	大棚—5	〃	山田	大棚	自然	60	70	40
11106—Ⅲ—0146	矢行地—1	〃	〃	矢行地	自然	25	50	45
11106—Ⅲ—0147	上蒔田—1	〃	蒔田	上蒔田	自然	45	70	32
11106—Ⅲ—0148	中組—1	〃	品沢	中組	自然	50	80	36
11106—Ⅲ—0149	坊平—8	〃	田村	坊平	自然	30	200	40

## 資料 2. 6 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-64) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

区域名	所在地	指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日	概成
中津川	秩父市中津川	1.13	467	S52. 4. 5	
赤岩日影	秩父市中津川	2.25	1393	S46. 10. 22	
上中尾	秩父市大滝	3.30	467	S52. 4. 5	○
寺井麻生	秩父市大滝	13.81	467・ 1070	S52. 4. 5 H 3. 7. 30	○
落合	秩父市大滝	1.30	467 ×	S52. 4. 5	○
大輪	秩父市大滝	1.80	467	S52. 4. 5	○
巣場	秩父市大滝	3.90	57	S56. 1. 13	○
下大血川	秩父市大滝	4.40	57	S56. 1. 13	
下落合	秩父市大滝	8.60	57	S56. 1. 13	○
中落合	秩父市大滝	6.20	57	S56. 1. 13	○
沢戸	秩父市吉田石間	8.06	467	S52. 4. 5	
東	秩父市吉田石間	4.77	467	S52. 4. 5	
滝坂	秩父市上町	0.45	1329	S53. 9. 8	○
井戸尻	秩父市上町	0.61	1329	S53. 9. 8	○
椋宮	秩父市下吉田	0.58	1329	S53. 9. 8	
吉田小学校	秩父市下吉田	2.70	1329	S53. 9. 8	
兔田	秩父市下吉田	1.02	1329	S53. 9. 8	○
二瀬	秩父市大滝	1.69	1720	S59. 12. 4	
布里	秩父市下吉田	1.28	1070	H 3. 7. 30	
中割	秩父市吉田石間	2.73	849	H 4. 6. 12	○
小川日向	秩父市上吉田	1.18	278	H 6. 3. 1	○
漆木	秩父市吉田石間	0.93	278	H 6. 3. 1	○
櫛平	秩父市大滝	3.88	278	H 6. 3. 1	○
鶉平	秩父市大滝	1.16	1266	H11. 10. 1	
中双里	秩父市中津川	0.97	1064	H12. 7. 28	○
熊木	秩父市熊木町	4.84	1201	H12. 9. 8	○
巴	秩父市下影森	0.61	1059	H13. 6. 26	○
小川日影	秩父市上吉田	0.95	1337	H13. 8. 31	○
ナラヲ	秩父市吉田太田部	1.36	1337	H13. 8. 31	○
釜の上	秩父市下吉田	0.46	1336	H15. 6. 17	○
上中尾諏訪森	秩父市大滝	1.07	621	H17. 3. 22	○
小双里	秩父市大滝	4.17	621	H17. 3. 22	
上町	秩父市上町	0.25	411	H20. 3. 21	○
千鹿谷	秩父市上吉田	1.20	473	H21. 3. 27	
下大輪	秩父市大滝	1.65	472	H21. 3. 27	
近戸	秩父市近戸町	0.45	268	H23. 3. 11	
宮平	秩父市大滝	0.81	386	H23. 3. 29	
(37箇所)		96.52			22

## 資料 2. 7 地すべり防止区域一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

番号	防止区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類	防止施設		指定年月日	備考
						工種	内容		
1	森戸の入	秩父市吉田石間	7.88	7	農道 100m			昭和 37.10.11	未着工
2	万場沢	秩父市下吉田	17.32	8	道路 870m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	概成
3	太田部	秩父市吉田太田部	9.38	20	道路 250m 農道 1,120m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	〃
9	滝の上	秩父市荒川久那	18.19	11	道路 400m	床固工 排水工	水路 暗渠	昭和 35.9.27	〃
10	定峰	秩父市定峰	64.24	57	道路 4,784m	谷止工 排水工 杭打工	水路 暗渠	昭和 37.10.11 平成 4.8.5	〃
25	二瀬	秩父市大滝	15.68	3	林道 815m	排水工	暗渠	昭和 53.5.13	〃
29	栃本	秩父市大滝	36.40	25	国道 1,160 m 林道 920m 村道 410m	谷止工		昭和 61.4.10	〃

## 資料2. 8 地すべり危険箇所一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

○は地すべり防止区域指定済箇所、( )内は防止区域指定済面積

[平成29年1月1日現在]

整理 番号	区域名	所在地 面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物施設の種類	防 止 施 設		指 定 年月日	備考
					工種	内 容		
1	安 や す た 立	秩父市荒川久那 29.7	36	県道 400m 市道 1,000m				
2	別 べ っ し 所	秩父市別所 37.2	13	県道 400m 市道 900m				
11	小 お が 川	秩父市上吉田 9.7	12	県道 400m 市道 100m 公会堂 1				○
39	二 ふ た 瀬	秩父市大滝 17.5	3	国道 300m				
40	梁 や な 場	秩父市吉田太田部 20.9	3	市道 450m				
60	明 ケ 平	秩父市上吉田 6.3	—	—				
61	沢 さ わ 戸	秩父市吉田石間 25.9	29	市道 500m				
62	半 は ん の 納	秩父市吉田石間 10.6	15	森林管理道 1,400m				
63	石 い さ 間	秩父市吉田石間 15.9	12	—				
64	石 い さ 間	秩父市吉田石間 16.3	4	—				
65	沢 さ わ ぐ 口	秩父市吉田石間 7.2	8	—				
66	石 い し ま 戸	秩父市上吉田 7.2	—	—				
67	千 ち 鹿 が や 谷	秩父市上吉田 5.9	8	—				
68	千 ち 鹿 が や 谷	秩父市上吉田 9.1	9	市道 300m 集会場 1				
69	室 む ろ く 久 保	秩父市吉田阿熊 28.1	25	市道 800m 集会場 1				
83	久 く 那 な	秩父市寺尾 15.0	0	県道 350m				
84	久 く 那 な	秩父市別所 71.9	83	県道 2,300m 浄水場 1 市道 1,000m				
85	久 く 那 な	秩父市荒川久那 19.4	4	市道 400m				
86	久 く 那 な	秩父市荒川久那 31.2	17	市道 1,400m				
87	寺 て ら 井	秩父市大滝 52.5	45	市道 650m 国道 700m				
107	き 北 た	秩父市吉田太田部 10.8	6	県道 700m				
108	久 形 大 道 上	秩父市上吉田 13.9	16	県道 450m 市道 500m 公民館 1				
110	守 も り い 岩	秩父市吉田阿熊 21.8	5	県道 420m				

## 資料 2. 9 土砂災害警戒区域等一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H18. 3. 22	鶉平 2 - 1	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	鶉平 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	鶉平 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十場 - 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十樋 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	三十樋 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大落合 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大落合 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	岡本 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	岡本 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	落合 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	落合 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	神岡 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	間の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	庵の沢 2	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	万治沢	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	庵の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	境沢 2	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	境沢	〃	○	○	土石流
H18. 3. 22	西の沢	〃	○		土石流
H18. 3. 22	赤谷日影 1	秩父市中津川地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 1 - 1	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大達原	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 2 - 9	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	強石 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大輪 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	巢場 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H18. 3. 22	大血川 2	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H18.3.22	大血川3	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H18.3.22	強石沢	〃	○	○	土石流
H19.3.30	川俣1-1	秩父市浦山地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	毛附1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	毛附1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	日向1-5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大谷1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	武士平-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	武士平-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栗山1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栗山2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保5-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	細久保5-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川俣5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	茶平2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	山摺6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	金倉2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	浦山1	〃	○		土石流
H19.3.30	浦山2	〃	○		土石流
H19.3.30	清水沢	〃	○		土石流
H19.3.30	定峰1-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰3-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰8	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H19.3.30	定峰 1 1 - 1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	定峰 1 0 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	上郷 2	〃	○	○	土石流
H19.3.30	上郷 3	〃	○	○	土石流
H19.3.30	定峰	〃	○		土石流
H19.3.30	上倉 1	秩父市三峰地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大木 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	猫下	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	吉ヶ谷	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	三峰	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	中双里 2	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 3	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	上中尾 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	寺井麻生 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	寺井麻生 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	二瀬	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	麻生 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	大滝大久保 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	小西	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	牛房平 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	牛房平 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 2 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H19.3.30	川又 4 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H19.3.30	栃本 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H19. 3. 30	栃本 4 - 2	秩父市大滝地内	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 1	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	破風屋 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	破風屋 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	木毛 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下山 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下山 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	柳田 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	大畑沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	文珠堂沢 1	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	文珠堂沢 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	硫黄沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	下田沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	木毛	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	和銅沢川	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	久那大久保 1 - 1	秩父市荒川久那	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那大久保 2 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	平仁田 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	平仁田 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下久那 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	下久那 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	久那坂本	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	野々上 1	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	野々上 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	野々上 3	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	滝川 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	坂本 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	栃の木沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	落合沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	滝川 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	平仁田 1	〃	○		土石流
H20. 4. 11	平仁田 2	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	坂本 2	〃	○		土石流
H20. 4. 11	姥ヶ沢	〃	○		土石流
H20. 4. 11	所ノ沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	五百沢	〃	○	○	土石流
H20. 4. 11	茶平 3	秩父市浦山	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	浦山大神楽 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	栗山 3 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	栗山 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H20.4.11	栗山3-3	秩父市浦山	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	冠岩2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	山摺2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	山摺2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	山摺2-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	山摺2-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	川俣8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	川俣9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	唐沢	〃	○	○	土石流
H20.4.11	茶平川	〃	○	○	土石流
H20.4.11	細久保	〃	○	○	土石流
H20.4.11	沢の入	〃	○	○	土石流
H20.4.11	栗山	〃	○	○	土石流
H20.4.11	野々上4	〃	○	○	土石流
H20.4.11	崩間沢	〃	○	○	土石流
H20.4.11	坂本3	〃	○		土石流
H20.4.11	上町-1	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	大指1	秩父市荒川贅川	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	向原-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	向原-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	町分1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	町分1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	町分1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	沢戸1	秩父市荒川白久	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	猪鼻1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	猪鼻3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	沢戸2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	東ノ前1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	東ノ前1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	猪鼻2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	猪鼻2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	猪鼻2-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	東ノ前2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	東ノ前2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	柿平1	秩父市荒川贅川	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	古池1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	大指2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	町分2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	橋湯沢	〃	○	○	土石流
H20.4.11	権田沢1	〃	○	○	土石流
H20.4.11	横手沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
H20.4.11	上の沢	〃	○	○	土石流
H20.4.11	下夏地1-1	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	下夏地1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三祢1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	とふ山1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	とふ山1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	ワタシ山	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	つらはら堀1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	赤子ノ葉	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	女形3-1	〃	○		急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H20.4.11	女形3-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三船	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	とふ山2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三祢2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三祢2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	つらはら堀2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	向堂2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	下夏地2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	下夏地2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	女形1	〃	○		土石流
H20.4.11	向堂1	〃	○		土石流
H20.4.11	イデ沢向	〃	○		土石流
H20.4.11	三祢3	〃	○	○	土石流
H20.4.11	峯の沢	〃	○		土石流
H20.4.11	女形2	〃	○	○	土石流
H20.4.11	半納1-1	秩父市吉田石間	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-1	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	小川	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社3-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	三社2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納3	秩父市吉田石間	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	半納4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-1	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ2-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	北2-6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ3-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	クボタ1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20.4.11	相見2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	築場-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20.4.11	築場-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H20. 4. 11	築場－3	秩父市吉田太田部	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	築場－7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H20. 4. 11	外柿沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
H20. 4. 11	井戸沢	〃	○	○	土石流
H22. 3. 16	小倉沢	秩父市中津川	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	王冠1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	王冠2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川2－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川2－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川3－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中津川3－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生1－1	秩父市大滝	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生1－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生1－3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	寺井麻生1－4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	槌打	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大滝宮平1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大滝宮平2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	大落合2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	下大血川－3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	落合1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	中落合－3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	赤谷日影2	秩父市中津川	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	宮平	秩父市大滝	○		土石流
H22. 3. 16	小倉沢	秩父市中津川	○	○	土石流
H22. 3. 16	上井戸沢1	〃	○		土石流
H22. 3. 16	上井戸沢2	〃	○	○	土石流
H22. 3. 16	井戸沢	〃	○		土石流
H22. 3. 16	千鹿谷1－1	秩父市上吉田	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷1－2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷1－3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷2－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷2－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	千鹿谷3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	馬込－1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H22. 3. 16	馬込－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽1-1	秩父市黒谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	小樽4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	木毛7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H23. 3. 29	木毛 8	秩父市黒谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	押出堀	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 1	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 3	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	小樽 4	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	杉沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	小樽 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	宮本町 1 - 1	秩父市上影森	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	宮本町 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	八幡町	秩父市下影森	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	イヤギ沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	田の沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	沖の沢入沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	別当沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	沖川堀	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 1 - 1	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 1 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 2	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 3	〃	○		土石流
H23. 3. 29	上影森 4	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 3 - 1	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 3 - 2	〃	○		土石流
H23. 3. 29	押堀川 4	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	押堀川 5	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 1	秩父市上影森	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	上影森 5 - 3	〃	○		土石流
H23. 3. 29	別所 2	秩父市別所	○	○	土石流
H23. 3. 29	別所 3	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	別所 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	別所 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	モモクボ・南	秩父市吉田石間	○	○	土石流
H23. 3. 29	下漆木	〃	○		土石流
H23. 3. 29	虫神沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	森戸入沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	中沢	〃	○	○	土石流
H23. 3. 29	棒の入沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 7	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 8	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 9	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	石間沢戸 1 - 10	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東- 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東- 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東- 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	東- 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H23.3.29	東-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	東-6	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	東-7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	左八の神	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	下漆木1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	下漆木1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木1-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木1-4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	平島	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	中割-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	中割-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	柚木2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	柚木2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	柚木2-3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	高岸1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	又ノ平	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	枇杷の沢	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	当ノ尾根-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	高岸2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木2-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	漆木2-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	下漆木2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	沢戸向	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	当ノ尾根-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	又ノ平2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	谷津沢1	秩父市荒川白久	○		土石流
H23.3.29	谷津沢2-1	〃	○	○	土石流
H23.3.29	谷津沢2-2	〃	○	○	土石流
H23.3.29	深入沢	〃	○	○	土石流
H23.3.29	宮沢	〃	○		土石流
H23.3.29	愛宕沢	〃	○		土石流
H23.3.29	寺の前沢	〃	○		土石流
H23.3.29	白川橋1	〃	○	○	土石流
H23.3.29	二見沢1	〃	○		土石流
H23.3.29	二見沢2	〃	○		土石流
H23.3.29	白川橋2	〃	○	○	土石流
H23.3.29	谷1-1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	谷1-2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	谷1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	橋場1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	谷2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	橋場2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	橋場3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23.3.29	上サ-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	上サ-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	上サ-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23.3.29	上大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
H23.3.29	西ノ沢1	〃	○	○	土石流
H23.3.29	西ノ沢2	〃	○		土石流

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H23. 3. 29	下大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
H23. 3. 29	大久保沢	〃	○		土石流
H23. 3. 29	イノチ沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
H23. 3. 29	大塚 1	秩父市荒川日野	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	大塚 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	富士山	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下日野 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	安戸 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	松葉	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	宮ノ下	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	上田野	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	芦川	秩父市荒川日野	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	下日野 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	川宿 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	川宿 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	寺沢 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	寺沢 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	豆早原 1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 29	豆早原 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷中郷 1	秩父市栃谷	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷入沢 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷定峰	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷入沢 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	栃谷下郷 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	柳田	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 2 - 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	下郷 2 - 2	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	栃谷入沢	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 1	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 4	〃	○		土石流
H23. 9. 20	中郷	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	上郷 5	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	黒谷	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	曾根坂沢	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	矢追 1	秩父市山田	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	下長芦	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 3 - 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 5	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H23. 9. 20	木戸原 4 - 2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 4 - 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 8 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 8 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	深田	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 4	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 2 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	大棚 2 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 4 - 1	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢追 4 - 2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	木戸原 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	矢行地 3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H23. 9. 20	前沢 1	秩父市栃谷	○		土石流
H23. 9. 20	前沢 2	〃	○	○	土石流
H23. 9. 20	大棚 1	秩父市山田	○	○	土石流
H26. 5. 30	巴 - 1	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	巴 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	巴 - 3	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 5. 30	近戸 - 1	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日向 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日向 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	小川日影 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	明ヶ平 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	大鹿沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	橋の沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	東沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	小川戸沢	〃	○		土石流
H26. 9. 16	中河原沢	〃	○		土石流
H26. 9. 16	タナ窪沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	不動沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	大波見沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	清水入沢	〃	○	○	土石流
H26. 9. 16	大波見 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	大波見 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	新井 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	新井 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	諸日影	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	竹ノ妻	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 9. 16	塚越 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H26.9.16	塚越 4	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	十二天沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	久形	〃	○	○	土石流
H26.9.16	龍泉寺沢－1	〃	○		土石流
H26.9.16	龍泉寺沢－2	〃	○		土石流
H26.9.16	龍泉寺沢－3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	久保沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	かみ沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	松岡沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	女部田	〃	○	○	土石流
H26.9.16	番切り沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	田の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	大棚部	〃	○	○	土石流
H26.9.16	石間戸	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大棚部	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	宮戸	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	後川－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	後川－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	中島 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大道上－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大道上－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	松岡	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	東女部田－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	東女部田－2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西女部田 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	女部田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西女部田 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	宮戸－1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	巣掛 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	巣掛 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	中島 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	芦田 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	芦田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	井上 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	大日堂	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	鍛冶山 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	鍛冶山 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	新志 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	矢畑沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	矢畑沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢入沢	〃	○		土石流
H26.9.16	矢畑 3	〃	○		土石流
H26.9.16	矢畑東	〃	○	○	土石流

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H26.9.16	矢畑	秩父市上吉田	○	○	土石流
H26.9.16	天神沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	鍛冶山	〃	○	○	土石流
H26.9.16	西沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	沢入沢西	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊下1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保3-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	室久保2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊松場2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉1-5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	横田倉2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	白岩3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	川久保3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	白岩2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	阿熊下2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	彦久保-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	守岩	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H26.9.16	西の入沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	松葉沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	西沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	宮沢	〃	○	○	土石流
H26.9.16	白岩沢3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	川久保1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	川久保2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	東沢-1	〃	○	○	土石流
H26.9.16	東沢-2	〃	○	○	土石流
H26.9.16	彦久保3	〃	○	○	土石流
H26.9.16	室久保	〃	○	○	地滑り
H26.9.16	守岩	〃	○	○	地滑り
H28.3.29	石神沢	秩父市蒔田	○	○	土石流

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H28.3.29	上蒔田3	〃	○	○	土石流
H28.3.29	上蒔田4	〃	○	○	土石流
H28.3.29	蒔田3	〃	○		土石流
H28.3.29	蒔田1	〃	○	○	土石流
H28.3.29	上蒔田1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	蒔田-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	蒔田-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中蒔田1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田1 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田1 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田1 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田8	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	上蒔田1 0	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中蒔田5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中蒔田3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中蒔田4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平1	秩父市田村	○	○	土石流
H28.3.29	坊平2	〃	○	○	土石流
H28.3.29	田村1	〃	○		土石流
H28.3.29	田村2	〃	○	○	土石流
H28.3.29	中郷2	〃	○	○	土石流
H28.3.29	中郷1	〃	○	○	土石流
H28.3.29	井森-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	井森-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢1 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢1 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷8	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	井森3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢8	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平8-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平8-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	井森2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷1 0	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H28.3.29	駒沢14	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	駒沢15	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	中郷11	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.3.29	坊平9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	竹の久保沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
H28.7.8	千鹿谷川入沢	〃	○		土石流
H28.7.8	西ノ入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
H28.7.8	滝の沢	〃	○	○	土石流
H28.7.8	赤柴2	秩父市下吉田	○	○	土石流
H28.7.8	赤柴	〃	○	○	土石流
H28.7.8	出入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
H28.7.8	田中沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
H28.7.8	西ノ入沢2	秩父市吉田石間	○	○	土石流
H28.7.8	布里	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	椋宮	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	檜尾-1	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	檜尾-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	檜尾-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	檜尾-4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	中井ノ入	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	沢口1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	吉田小学校1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	吉田小学校2	〃	○		急傾斜地の崩壊
H28.7.8	吉田小学校3	〃	○		急傾斜地の崩壊
H28.7.8	釜の上	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	鉢久保	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	釜ノ上1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	釜ノ上2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	橋倉1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	椋本1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	椋本2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	田中1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	田中2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	田中3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	橋倉2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	橋倉2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	半根古	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	西	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	沢口2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	布里2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	赤柴1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	布里3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	井上5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	赤柴2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	万場沢1-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	万場沢1-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	万場沢1-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	兎田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	関1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H28.7.8	関2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	関2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	新田原1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井5-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	桜井5-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	首部沢-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	首部沢-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢4-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢4-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	新田原	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤六	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	番戸	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	福田-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	福田-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	取方	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	暮坪	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	万場沢2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	万場沢2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	関3-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	関3-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	関4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	新田原2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢6-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤沢6-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	首部沢1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	福田1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	頼母沢6	秩父市吉田久長	○	○	土石流
H28.7.8	藤芝沢	〃	○	○	土石流
H28.7.8	和田	〃	○	○	土石流
H28.7.8	頼母沢1	〃	○	○	土石流
H28.7.8	江義沢	〃	○	○	土石流
H28.7.8	八五寺沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
H28.7.8	頼母沢2	〃	○	○	土石流
H28.7.8	葉暮沢	〃	○	○	土石流
H28.7.8	藤芝沢2	〃	○	○	土石流
H28.7.8	藤頼-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	頼母沢-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	頼母沢-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤頼7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区	特別警戒区	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
H28.7.8	頼母沢3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	頼母沢4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	頼母沢5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	腰-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	腰-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	腰-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	元郷	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	三宮寺原	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	久長上郷	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤芝-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	藤芝-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.7.8	西沢	〃	○	○	土石流
H28.10.11	藤沢2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿2	秩父市伊古田	○	○	土石流
H28.12.27	西平	〃	○	○	土石流
H28.12.27	上太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿1	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上太田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	下太田	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上原	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	伊古田西平1	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	太田富田1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	みどりが丘1	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	みどりが丘2-1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	みどりが丘2-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿3	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	十王殿5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	伊古田西平2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	伊古田西平3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	伊古田西平4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	伊古田西平5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	磯端	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	山根	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	堤平2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	太田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	太田富田2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	太田富田3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢1	秩父市品沢	○	○	土石流
H28.12.27	品沢2	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢3	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢4	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢5	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢6	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢7	〃	○	○	土石流
H28.12.27	品沢8	〃	○	○	土石流
H28.12.27	小柱-1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	小柱-2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	小柱-3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H28.12.27	遠原 1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 2 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	小池	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 3 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中組 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 1 9	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	肥土 1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 3 - 1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 3 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 4	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	遠原 6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 1 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 1 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 4 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	品沢下郷 4 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 1 2 - 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 1 2 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中組 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中組 5	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中組 6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	堀切 2	秩父市堀切	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中組 2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	阿保 - 1	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	阿保 - 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	阿保 - 3	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	宮崎 1	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	宮崎 2	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	黒草	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	翠沼 1	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中原	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	桐木	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	下小川	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 6	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 7	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	上郷 10	〃	○	○	急傾斜地の崩壊
H28.12.27	中郷 2	秩父市吉田石間	○		地滑り
H28.12.27	沢口	〃	○		地滑り
H28.12.27	石間戸	秩父市上吉田	○		地滑り
H28.12.27	後千鹿谷	〃	○		地滑り
H28.12.27	前千鹿谷	〃	○		地滑り
H28.12.27	小川	〃	○		地滑り

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警 戒 区 域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
H28.12.27	沢戸	秩父市吉田石間	○		地滑り
H28.12.27	半納	〃	○		地滑り
H28.12.27	中郷1	〃	○		地滑り
H28.12.27	北	秩父市吉田太田部	○		地滑り
H28.12.27	久形大道上	秩父市上吉田	○		地滑り
H28.12.27	築場	秩父市吉田太田部	○		地滑り

## 資料 2. 10 土砂災害の前兆現象

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-67) 参照】

## ■土砂災害の前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れ出す</li> <li>・落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目がみえる</li> <li>・がけから小石がパラパラと落ちる</li> <li>・斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる</li> <li>・がけから水が噴き出す</li> <li>・湧水が濁り出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> <li>・池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じり出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする</li> <li>・山鳴りがする</li> <li>・転石のぶつかり合う音がする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> <li>・樹木の揺れる音がする</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
臭 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>	—	—

出典) 「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」

(H18.3 土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会 (国土交通省))

## 〔資料3 避難所・医療等関係〕

## 資料3. 1 自主避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

市は、市が避難勧告等を発令する以前に、危険を感じた地域住民が自主的に避難する場合の受け入れ施設を、自主避難所として指定している。

[平成29年1月1日現在]

No.	避難施設名	所在地	電話	収容人員 (人)
1	歴史文化伝承館※	熊木町8-15	22-2211	50
2	吉田総合支所	下吉田6585-2	77-1111	30
3	大滝総合支所	大滝985	55-0101	20
4	荒川総合支所	荒川上田野1734-6	54-2111	20

※「歴史文化伝承館」は、本庁舎建設後に「秩父市役所」となる。

## 資料3. 2 避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

市は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設を、「避難所」として指定している。

## ■避難所一覧

[平成29年1月1日現在]

No.	避難所	所在地	電話	収容人員 (人)	飲料水供給の別
1	秩父高等学校体育館	上町2-23-45	22-3606	1,200	可
2	秩父第二中学校	上町3-13-48	22-0646	1,600	可
3	花の木小学校	上町2-21-37	22-0607	2,000	可
4	南小学校	野坂町2-14-29	22-1299	1,100	可
5	西小学校	金室町9-46	22-0221	1,000	可
6	秩父第一中学校	滝の上町9-22	22-1142	1,800	可
7	秩父第一小学校	上宮地町36-11	22-0003	1,000	可
8	文化体育センター	大野原1470	24-4004	700	可
9	原谷小学校	大野原2991	22-0844	600	可
10	尾田蒔小学校	寺尾2375	23-9123	500	可
11	高篠小学校	山田2619	22-0659	700	可
12	大田小学校	太田1661	62-0651	300	可
13	影森小学校	下影森1104	22-0779	800	可

No.	避難所	所在地	電話	収容人員 (人)	飲料水供給の別
14	久那小学校	久那 2183- 1	22-1530	150	可
15	溪流荘	浦山 1540	22-7117	50	可
16	秩父農工科学高等学校	大野原 2000	22-3017	1200	可
17	浦山ダムうららびあ	荒川久那 4041	24-3333	100	可
18	久長農村集落センター	吉田久長 424	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
19	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
20	上の原集落センター	下吉田 2808	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	30	可
21	やまなみ会館	下吉田 6557-1	72-2030	250	可
22	上吉田生活改善センター	上吉田 613-1	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	20	可
23	吉田小学校	下吉田 3833	77-0014	150	可
24	吉田取方総合運動公園	下吉田 427	77-1602	500	可
25	吉田中学校	下吉田 6402	77-0015	200	可
26	上吉田運動公園	上吉田 3352-1	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	100	可
27	吉田元気村	上吉田 4942-1	78-1000	300	可
28	石間交流学習館	吉田石間 2620-1	77-0715	100	可
29	吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	吉田総合支所 市民福祉課 77-1111	60	可
30	光の村養護学校（旧光岩小学校）	大滝 4783	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
31	旧大滝中学校	大滝 4058	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	500	可
32	旧上中尾小学校	大滝 1535	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
33	旧大滝小学校	大滝 1999	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	300	可
34	こまどり荘	中津川 447	56-0100	100	可
35	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214-2	大滝総合支所 市民福祉課 55-0101	30	可
36	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	54-3056	50	可
37	荒川東小学校	荒川上田野 1755	54-1009	200	可
38	荒川中学校	荒川日野 23	54-1010	300	可
39	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1	54-2230	100	可
40	荒川公民館	荒川日野 76-1	54-1058	50	可
41	荒川西小学校	荒川贅川 840	54-0004	200	可
42	スポーツ健康センター	下影森 924-1	25-5230	525	可

注) 秩父宮記念市民会館については、新施設完成後、避難所として指定する。

## 資料 3. 3 一時避難場所一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

## (1) 一時避難場所

市は、土砂災害のおそれがある場合など、いち早く避難するための施設、又は地震による発災直後の緊急に避難する場所として「一時避難場所」を指定している。

## ■秩父地区

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	秩父公園	熊木町 8-15	熊木町国道西東町	有
2	南小学校	野坂町 2-14-29	野坂町 日野田町	有
3	秩父第二中学校	上町 3-13-48	上町 別所	有
4	花の木小学校	上町 2-21-37	中町 本町 近戸町 中村町 2・3 丁目	有
5	西小学校	金室町 9-46	宮側町 金室町 永田町 道生町 中村町 1・4 丁目 桜木町	有
6	秩父第一中学校	滝の上町 9-22	相生町 滝の上町 柳田町 阿保町 大畑町	有
7	旧秩父東高等学校	下宮地町 7-3	下宮地町	有
8	宮地グラウンド	上宮地町	上宮地町 中宮地町 番場町 上野町	有
9	羊山公園	野坂町	熊木町国道東側	有
10	尾田蒔小学校	寺尾 2375	尾田蒔地区	有
11	大田小学校	太田 1661	大田地区	有
12	原谷小学校	大野原 2991	原谷地区	有
13	原谷グラウンド	大野原 1470	原谷地区	有
14	高篠小学校	山田 2619	高篠地区	有
15	影森小学校	下影森 1104	影森地区	有
16	久那小学校	久那 2183-1	久那地区	有
17	溪流荘	浦山 1546	浦山地区	有
18	秩父農工科学高等学校	大野原 2003	原谷地区	無

## ■吉田地区

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	吉田小学校	下吉田 3833	本町 上町 仲町 新志 上野釜の上赤柴	有
2	吉田取方総合運動公園	下吉田 481	取方 桜井	有
3	久長農村集落センター	吉田久長 424	久長元 久長上 藤頼	有
4	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	阿熊下 阿熊中 阿熊上	有
5	上の原集落センター	下吉田 2808	関小暮 藤沢 新田原	有
6	吉田中学校	下吉田 6402	橋倉 布里田中 矢畑	有
7	やまなみ会館	下吉田 6557—1	椋本 井上	有
8	上吉田生活改善センター	上吉田 613—1	石間戸 大棚部 宮戸 中島 千鹿谷 久形	有
9	上吉田運動公園	上吉田 3352—1	女部田 大波見	有
10	吉田元気村	上吉田 4942—1	小川戸 塚越 明ヶ平 小川 女形	有
11	石間交流学習館	吉田石間 2620—1	沢口 漆木	有
12	吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664—2	上太田部 下太田部	有

## ■大滝地区

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	光の村養護学校 (旧光岩小学校)	大滝 4783	強石 巢場 大血川 大達原 大輪	有
2	旧大滝中学校	大滝 4058	神岡 落合 三十槌 大久保 二瀬	有

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
3	旧上中尾小学校	大滝 1535	麻生 寺井 上中尾 栃本 川又	有
4	旧大滝小学校	大滝 1999	鶉平 小双里 中双里	有
5	こまどり荘	中津川 447	中津川	有
6	大滝神庭交流広場	大滝 790—1	大滝地区全域	有
7	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214—2	三峰	有
8	ニッチツ資源開発本部	中津川 420	小倉沢	有

## ■荒川地区

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	避難場所	所在地	避難対象地	標識板設置の有無
1	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	久那 下石原 上石原 1～3 栃久保 糝屋の一部	有
2	荒川東小学校	荒川上田野 1755	船川 越 事上 下半縄 上半縄 坂口 糝屋の一部	有
3	荒川中学校	荒川日野 23	芦川 寺沢 下日野 大塚 松葉 鷺ノ巣 小野原 柴原	有
4	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1		
5	荒川公民館	荒川日野 76-1		
6	荒川西小学校	荒川贄川 840	中野 青梅 上サ 猪鼻 町分 古池 大指	有
7	旧自治セミナーハウスグラウンド	荒川白久 599-1	豆早原 橋場 原 上郷 上平 反平 下郷	有
8	花見の里	荒川上田野 413-3	石原 糝谷 栃久保 久那	有

## (2) 広域避難場所

市は、大規模地震による同時多発火災などから身を守る場所として「広域避難場所」を指定している。

## ■広域避難場所一覧

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	避難施設名	所在地	面積 (ha)	避難対象地	標識板設置 の有無	備考
1	聖地公園	山田	23	旧市内全域	有	広域避難場所
2	秩父ミュージズパーク	久那	375	市内全域	有	広域避難場所

## 資料 3. 4 福祉避難所一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-23) 参照】

市は、災害発生後、避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するための施設として、以下に示す「福祉避難所」を開設する。

## ■福祉避難所一覧

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

No.	施設名	所在地	電話	飲料水 の供給	備考
1	埼玉県立秩父特別支援学校	大宮 6576-1	24-1361	可	協定締結
2	特別養護老人ホーム荒川園	荒川鬻川 1088	54-1500	可	協定締結
3	特別養護老人ホーム大滝・桜の園	大滝 166	54-2215	可	協定締結
4	特別養護老人ホーム杏子苑	寺尾 3900-1	25-1983	可	協定締結
5	地域密着型特別養護老人ホーム 楓の森	荒川上田野 766-1	54-3210	可	協定締結
6	介護老人保健施設ピッラ・ベッキア	寺尾 2744	22-7026	可	協定締結
7	自立支援施設 武甲の森	寺尾 1449	24-5553	可	協定締結
8	特別養護老人ホーム 白砂恵慈園	吉田久長 186-1	77-0099	可	協定締結
9	障がい者支援施設さやか さやか事業所	山田 1199-2	24-9956	可	協定締結
10	障がい者支援施設さやか ふらわあ事業所	寺尾 2825	25-3000	可	協定締結
11	介護老人保健施設 うらら	中村町 3-6-24	27-0250	可	協定締結
12	シニアホーム 武甲の郷	日野田町 2-14-5	27-8181	可	協定締結
13	特別養護老人ホーム 偕楽苑	蒔田 1977	23-2313	可	協定締結

注) 埼玉県立秩父特別支援学校への避難者受入は、原則、在学生、卒業生及びその家族とする。

## 資料3. 5 秩父郡市医師会災害医療対策機関編成

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-16) 参照】

## ■秩父郡市医師会災害医療対策機関編成表

[平成29年1月1日現在]

本部長 副本部長 副本部長 副本部長 事務	近藤 俊夫 西 秀夫 横田 幸弘 井上 靖 吉田 正明	坂本 光一	
Ⅱ 災害医療基幹病院	小鹿野中央病院 秩父市立病院	秩父病院 秩父生協病院	秩父第一病院 清水病院
Ⅲ 災害医療基幹病院 診療所群  秩父病院 群	浅海医院 三上医院(荒川) 片田医院 本強矢整形外科病院 石塚内科胃腸科医院	松本クリニック 野田医院 近藤医院 大友内科医院 関根医院	いなば眼科クリニック 丸山耳鼻咽喉科医院 竹越医院
秩父第一病院 群	はらしまクリニック 高橋内科クリニック 内田医院 井上皮膚科医院 三上医院(中町) 岡部医院	あらいクリニック あさひ診療所 岩田産婦人科医院 井上医院 片山耳鼻咽喉科 健生堂医院	城谷医院 たかはし整形外科皮フ科ク リニック 眼科・並木医院 熊木こどもクリニック 蓮沼医院
秩父市立病院 群	秩父市大滝国保診療所 荒船医院 松田医院 荻原医院	今井内科クリニック 秩父脳外科内科クリニック クリニック公園ばし 加藤クリニック	堤医院(道生町) 秩父中央病院 久喜医院
秩父生協病院 群	水野医院 金子クリニック 山田クリニック 五野上医院	石塚クリニック 倉林外科胃腸科医院 大谷津医院 あいおいクリニック	おおのはら眼科 伊藤医院 酒井耳鼻咽喉科医院 つちはし眼科内科クリニック
小鹿野中央病院 群	本間医院 鈴木内科眼科クリニック 上吉田医院	原医院 新井医院 横田内科・呼吸器科クリニック	堤医院
清水病院 群	長瀬医新クリニック 南須原医院 落合眼科医院	みなの整形外科医院 金子医院 倉林医院	伊古田小児科医院 松本医院
Ⅳ CMAT  Chichibu Disaster Medical Assistance Team	第1支援隊  西 秀夫 三上 倫 石郷岡聡	第2支援隊  横田幸弘 本強矢隆生 原 靖	第3支援隊  松本 郷 岡部和彦 井上 靖
	会員全員協力支援隊		

(敬称略)

## 資料 3. 6 救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■埼玉県秩父保健所

所在地	〒368-0025	電話番号	0494-22-3824
	秩父市桜木町 8-18	FAX 番号	0494-22-2798

## ■救急病院・救急診療所一覧表（秩父保健所管内）

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号 (0494)	FAX 番号 (0494)	診療科目
秩父市立病院	368-0025	秩父市 桜木町 8-9	23-0611	23-0650	内、外、整、泌、脳、小、 麻、循内、消内
医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市 和泉町 20	22-3022	24-9633	外、内、消外、消内、肝 臓内科、循内、形、整、 腫瘍内科、肛門外科、 放、麻、歯
秩父中央病院	368-0056	秩父市 寺尾 1404	24-5551	24-5552	精、内、リハ、歯外
秩父生協病院	368-0016	秩父市 阿保町 1-11	23-1300	22-7003	内、小、リハ、循内
秩父第一病院	368-0051	秩父市 中村町 2-8-14	25-0311	25-0551	内、循内、外、神内、リ ハ、皮
本強矢整形外科病院	369-1871	秩父市 下影森 871-1	24-7615	23-3348	整
医療法人彩清会 清水病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 1390-2	62-0067	62-4393	内、外、胃内、リハ、皮
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 2031-1	62-6300	62-6010	内、外、整、脳、婦、小、 リハ、放、歯、歯外、 麻、眼、神内、皮
国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野 300	75-2332	75-3313	内、婦、整、眼、耳、リ ハ、外、心療、精

## 資料3. 7 災害拠点病院（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■災害拠点病院（埼玉県）

[平成29年1月1日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
○埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
○さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
○獨協医科大学越谷病院	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

## 資料3. 8 救命救急センター（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

## ■救命救急センター（埼玉県）

[平成29年1月1日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院救命救急センター	338-8553	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111

資料3. 9 トリアージタグ

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-14) 参照】

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-55) 参照】

(表面)

(裏面)

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

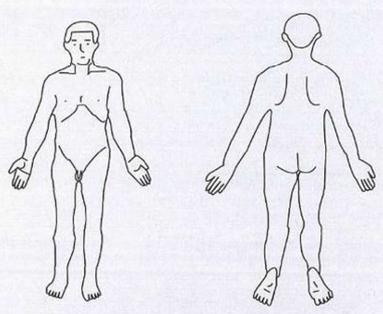
  

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医 師 救 急 救 命 士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項	

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

特記事項

(黒)	○
(赤)	I
(黄)	II
(緑)	III

## 資料 3. 10 応急仮設住宅建設用地

【【第 2 編 第 1 章 第 3 節 生活維持活動のための準備 (p2-46) 参照】】

## ■ 応急仮設住宅建設用地一覧表

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

所在地	所有者	面積	現況	建設可能 戸数	優先順位
大野原字下中原 1443- 1	秩父市	7,200 m <sup>2</sup>	原谷グラウンド	120 戸	1
大宮字藤井 6208	秩父市	7,000 m <sup>2</sup>	羊山グラウンド	116 戸	2
計		14,200 m <sup>2</sup>		236 戸	

## 〔資料4 備蓄施設等関係〕

## 資料4. 1 防災倉庫及び防災備蓄品

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-38) 参照】

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧 (その1)

[平成29年1月1日現在]

No	施設名称	住所	電話	乾パン	アルファ米	アルファ米 おかゆ	飲料水 (ℓ)	懐中電灯	防災毛布	アルミマット
1	秩父第一小学校	上宮地町36-11	22-0003					10	30	32
2	花の木小学校	上町2-21-37	22-0607					10	26	32
3	西小学校	金室町9-46	22-0221					10	30	32
4	南小学校	野坂町2-14-29	22-1229					10	28	32
5	尾田蒔小学校	寺尾2375	23-9123					10	27	32
6	原谷小学校	大野原2991	22-0844					10	30	32
7	久那小学校	久那2183-1	22-1530					10	30	32
8	高篠小学校	山田2619	22-0659					8	30	32
9	大田小学校	太田1656	62-0651						27	32
10	影森小学校	下影森1104	22-0779					10	145	32
11	秩父第一中学校	滝の上町9-22	22-1142					13	1,288	68
12	秩父第二中学校	上町3-13-48	22-0646					10	33	32
13	尾田蒔中学校	寺尾2006	23-9234					10	30	
14	高篠中学校	山田2647	22-0685					10	30	
15	影森中学校	上影森53	22-0778					10	30	
16	浦山ダムうららびあ	荒川久那4041	23-1431	64	50		12		38	32
17	原谷体育館	大野原1470	24-4004						320	32
18	本庁防災倉庫	熊木町8-15	22-2211	1,280	500		120	158	50	
19	金室防災倉庫	金室町	22-2211	27,008	6,000	4,150	4,500	28		
20	大畑防災倉庫	大畑町6-4	22-2211						150	
21	吉田支所内 防災倉庫	吉田下吉田6585-2	77-1111	640	441			30	50	30
22	大滝支所内 防災倉庫	大滝985	55-0101	256	200		60	30	100	30
23	荒川支所内 防災倉庫	荒川上田野1734-6	54-2111		50			30	50	30
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	吉田下吉田6585-2	77-1111						250	64
25	大滝中敷地内 防災倉庫	大滝4058		512						32
26	花見の里敷地内 防災倉庫	荒川上田野413-3							290	96
27	秩父特別 支援学校	大宮6576-1	24-1361						220	
28	さやか学園	山田1199-2	24-9956						70	
29	荒川園	荒川賛川1088	54-1500							
30	白砂恵慈園	吉田久長186-1	77-0099						100	
31	ほのぼのマイタウン	蒔田1977	21-5535							
32	三峰区コミュニティセンタ ー	三峰20		128	250	250	204		70	
33	中津川集会所	中津川248		128	200	135	204		60	
34	大血川健康元気プラザ	大滝334-1		128	150	200	204		50	
35	太田部分校	吉田太田部664-2		640	350	250	108		40	
36	福祉女性会館	野坂町1-13-14	22-1050							
37	秩父市立病院	桜木町8-9	23-6611							
38	大滝・桜の園	大滝166	54-2215							
39	グループホーム 楓	荒川上田野768	54-3210							
40	杏子苑	寺尾3900-1	25-1983							
41	ピッラ・ベッキア	寺尾2744	22-7026							
42	武甲の森	寺尾1449	24-5553							
43	ケアハウス 藤の郷	日野田町2-22-30	22-7366							
44	うらら	中村町3-6-24	27-0250							
45	秩父市立病院	桜木町8-9	23-0611							
	合計			30,784	8,191	4,985	5,412	417	3,672	766

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧（その2）

No	施設名称	多目的 テント (小)	多目的 テント (大)	簡易 トイレ	救急箱	生理用品	ブルーシート	飲料水袋	紙おむつ (大人用)	紙おむつ (子ども用)
1	秩父第一小学校	8	2	20	1			500	414	560
2	花の木小学校	8	2	20	1		4	500	414	560
3	西小学校	18	2	220	1		4	500	414	560
4	南小学校	16	2	220	1		4	300	414	560
5	尾田蒔小学校	8	2	20	1		4	200	414	560
6	原谷小学校	18	2	210	1		4	300	414	560
7	久那小学校	8	2	10				500	414	560
8	高篠小学校	18	2	210	1		4	500	414	560
9	大田小学校	14	2	220	1			400	414	560
10	影森小学校	8	2	30	1			300	414	140
11	秩父第一中学校	6	2	210	1		2	3,250	496	560
12	秩父第二中学校	8	2	20			4	0	414	560
13	尾田蒔中学校	2		10	1		4	200	414	560
14	高篠中学校	2			1		4	200	414	560
15	影森中学校	2		10	1		4	200	414	560
16	浦山ダムうららびあ	6	2							
17	原谷体育館	6	2							
18	本庁防災倉庫	1			4		8	200		
19	金室防災倉庫	120		87	1		34			
20	大畑防災倉庫			205		2,200			1,080	204
21	吉田支所内 防災倉庫	2					16			
22	大滝支所内 防災倉庫	2					30			
23	荒川支所内 防災倉庫	6					33			
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	12	4							
25	大滝中敷地内 防災倉庫	6	2							
26	花見の里敷地内 防災倉庫	18	6							
27	秩父特別 支援学校			10						
28	さやか学園	1		5						
29	荒川園									
30	白砂恵慈園			5						
31	ほのぼのマイタウン									
32	三峰区コミュニティセン ター									
33	中津川集会所									
34	大血川健康元気プラザ									
35	太田部分校									
36	福祉女性会館									
37	秩父市立病院									
38	大滝・桜の園									
39	グループホーム 楓									
40	杏子苑									
41	ピッラ・ベッキア									
42	武甲の森									
43	ケアハウス 藤の郷									
44	うらら									
45	秩父市立病院	桜木町 8-9	23-0611							
	合計	324	40	1,742	18	2,200	163	8,050	7,372	8,184

## ■防災倉庫及び防災備蓄品一覧（その3）

No	施設名称	発電機	ハロゲン 投光器	車いす	アルミブラン ケット	間仕切りセット (ダンボール)	ヘルメット	トイレット ペーパー	電池 単1	誘導灯
1	秩父第一小学校								10	
2	花の木小学校								10	
3	西小学校	1							10	
4	南小学校								10	
5	尾田蒔小学校								10	
6	原谷小学校	1							10	
7	久那小学校									
8	高篠小学校								20	
9	大田小学校	1								
10	影森小学校	1							20	
11	秩父第一中学校		ハロゲン 8						30	
12	秩父第二中学校					2				
13	尾田蒔中学校								10	
14	高篠中学校								10	
15	影森中学校								10	
16	浦山ダム うららびあ									
17	原谷体育館	1	1	2						
18	本庁防災倉庫						39		70	20
19	金室防災倉庫	3	ハロゲン 1	28		47	280	1,600		
20	大畑防災倉庫									
21	吉田支所内 防災倉庫					10				
22	大滝支所内 防災倉庫				120	10				
23	荒川支所内 防災倉庫				120	10				
24	吉田支所敷地内 防災倉庫	1	1		120					
25	大滝中敷地内 防災倉庫	1	1							
26	花見の里敷地内 防災倉庫	1	1							
27	秩父特別 支援学校			2						
28	さやか学園			2						
29	荒川園									
30	白砂恵慈園									
31	ほのぼのマイタウン									
32	三峰区コミュニテイセ ンター									
33	中津川集会所									
34	大血川健康元気プラザ									
35	太田部分校									
36	福祉女性会館									
37	秩父市立病院									
38	大滝・桜の園									
39	グループホーム 楓									
40	杏子苑									
41	ピッラ・ベッキア									
42	武甲の森									
43	ケアハウス 藤の郷									
44	うらら									
45	秩父市立病院	桜木町 8-9	23-0611							
	合計	10	3	32	360	79	319	1600	230	20

## 資料4. 2 応急給水用資器材

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-36) 参照】

[平成28年4月1日～]

資器材	容量 (ℓ)	数量	所属
給水タンク	2,000	2基	秩父広域市町村圏組合水道局
	1,800	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
緊急用飲料水袋	10	10,800袋	市総務部
	6	290袋	秩父広域市町村圏組合水道局
緊急時用浄水装置	4,000/時	1台	市総務部

## 資料4. 3 給水車等保有状況

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-36) 参照】

[平成28年4月1日～]

区分	数量	
給水車	1台 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
給水タンク積載使用車	2台 (2t車)	秩父広域市町村圏組合水道局
給水タンク	2基 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	1基 (1,800ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
ポリ容器	110個 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	200個 (20ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
飲料水袋	2,300袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	200袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
	250袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝荒川事務所)
	240袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	50袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)

## 〔資料5 輸送等関係〕

## 資料5. 1 飛行場場外離着陸場一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-17、2-28) 参照】

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立 (p3-27) 参照】

[平成29年1月1日現在]

場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	"	°	'	"	
聖地公園	大宮字東平 5635	36	0	27	139	5	54	秩父市 危機管理課
取方イベント広場	下吉田 418-2	36	2	16	139	2	37	秩父市 吉田総合支所
旧埼玉県自治研修所 (旧自治セミナーハウス 付属スポーツ施設)	荒川白久 599-1	35	57	37	138	59	23	秩父市 荒川総合支所
三峰山ヘリポート	三峰 169-9	35	56	8	138	55	10	秩父市 大滝総合支所
出会いの丘	大滝字栃本タキ川 トハ 5643-1	35	54	43	138	49	5	埼玉県秩父 県土整備事務所
影森ヘリポート	上影森 217-1	35	58	19	139	3	34	秩父市 危機管理課
吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	36	6	53	138	58	21	秩父市 吉田総合支所
大滝栃本	大滝字栃本池の平 5662	35	56	46	138	50	54	秩父市 大滝総合支所
滝沢ダム	大滝字滝ノ沢 2901	35	57	37	138	53	32	秩父市 大滝総合支所

## 〔資料6 協定〕

## 資料6. 1 秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市並びに豊島区は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行ない、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行出来るようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 秩父市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所等の経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行なう都市がこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行なう都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 秩父市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、一定の時期に、

地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 俊

## 資料6. 2 秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市と江東区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 秩父市と江東区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 秩父市と江東区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成18年1月31日

埼玉県秩父市長 栗原 稔  
東京都江東区長 室橋 昭

## 資料6. 3 荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

荒川区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、荒川区と秩父市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 荒川区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

(応援の手続)

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名及び数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、荒川区と秩父市が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 荒川区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成21年8月10日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長 西川 太一郎

埼玉県秩父市熊木町8-15

秩父市長 久喜 邦康

## 資料6. 4 埼玉県下消防応援協定

## 【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害により被害を最小限度に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

## (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

## (報告及び連絡)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関し必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

## 第2章 相互応援

## (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前条に規定する県にたいする報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

## (応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

## (消防用資器材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない市町村にあつては、市町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(通報)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

### 第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別な定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防本部をおかない市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

## 資料6. 5 埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書

【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、埼玉県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 相互応援

(緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資器材等の調達依頼等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 協定第6条の第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材の数量、出発時刻及び指揮責任者等を前条に規定する通報指定場所に通報するものとする。

(誘導及び資器材の貸与)

第4条 発生市町村等の消防長又は協定第14条に規定する消防団長（以下「消防長等」という。）は、前条に規定する応援隊を効率的に運用するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資器材を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第5条 協定第9条に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した消火剤等の資器材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受け食糧及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第1号により行うものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資器材等の調達手配は消防用資器材を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

(資器材の使用)

第7条 応援隊が第14条第1項第1号の規定により、発生市町村等が負担する資器材等を使用する場合で発生市町村等の消防長等の了解を求めるとまがない場合は、使用後速やかに発生市町村等の消防長等に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第8条 協定第10条に規定する通報は、別記様式第2号により、発生市町村等の消防長等が応援市町村等の消防長等に通報するものとする。

(会議の名称及び構成員)

第9条 協定第11条に規定する連絡会議は、埼玉県下消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」と

いう。)とし、協定機関の消防長等をもって構成する。

(幹事市町村)

第10条 応援活動と連絡会議の円滑な推進を図るため、幹事市町村等を置く。

2 幹事市町村等は埼玉県消防長会の各ブロック毎に1とし、幹事市町村等の互選により、代表幹事市町村等を選出する。

3 幹事市町村等の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(応援活動の調整)

第11条 幹事市町村等は、応援活動において必要な調整を行うものとする。

(会議の種別)

第12条 会議は、連絡会議及び幹事会議とする。

2 連絡会議及び幹事会議は必要のつど開催し、代表幹事市町村等が招集するものとする。

(消防現勢の変動)

第13条 協定第12条第2号の消防現勢について変動があった場合は、連絡会議の際又は必要のつど別記様式第3号により各協定機関に通報するものとする。

(経費負担)

第14条 協定第13条第1項の規定により、発生市町村等が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費負担については、協定市町村等間において協議して定めるものとする。

(1) 消火剤、その他の資器材を使用し、又は損傷した場合の経費

(2) 応援隊の食糧費及び長時間防ぎよの場合の補給燃料費

(3) 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29号第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

2 前項第1号による補償は、努めて当該災害に使用した資器材と同等の性能又は品質を有する物をもって行うものとする。

(他の協定との関係)

第15条 協定市町村等が、当該協定市町村等間において締結している、この協定以外の協定とこの協定が競合するため、特に必要があると認められる場合は、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(覚書の改訂)

第16条 この覚書を改訂する場合は、協定機関が協議のうえ定めるものとする。

(協定に関する事務)

第17条 協定に関する事務は、代表幹事市町村等が担当するものとする。

(覚書の保管)

第18条 この覚書を証するため、協定機関の消防長等は、記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

資料 6. 6 消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 第 2 消防活動体制の整備（p2-12）参照】

第 1 条 この協定は、秩父市と小鹿野町、横瀬村、皆野町、長瀬町、荒川村との相互応援に関して定めるものとする。

第 2 条 秩父市は上記 5 カ町村の区域内、上記 5 カ町村は秩父市の区域内の火災防ぎよのため下記方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は 1 隊を派遣するものとする。
- 2 大火災又は非常事態が発生し消防力の増強を特に必要とする場合は前号にかかわらず消防長（消防署長）又は消防団長の要請、若しくは命令により出動する。

第 3 条 応援隊の指揮は、下記に掲げる方法によるものとする。

- 1 受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮する。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行う。

第 4 条 応援に要する燃料その他賄費並びに事故を生じた場合の経費はそれぞれ追う応援側の負担とする。ただし、特別の場合はこの限りではない。

昭和 35 年 4 月 1 日

## 資料 6. 7 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 活動体制の確立 (p3-18) 参照】

災害対策基本法第57条に規定する通信施設の優先利用等に関して秩父市長と埼玉県警察本部長は、同法施行例第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。なお、同法第79条の規定に基づく警察通信施設の優先利用等に関する事務の取り扱いについても本協定を準用する。

昭和38年4月8日

秩父市長 久喜文重郎  
埼玉県警察本部長 上田明

## 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 秩父市長が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電機通信設備、若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによる。
- 第2 秩父市長が、法第57条の規定に基づき使用等することができる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。
- 第3 秩父市が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。
- 1 使用等しようとする警察通信設備
  - 2 使用等しようとする理由
  - 3 通信内容
  - 4 発信者及び受信者
- 第4 警察署長は、当該申込の内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到着可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱順序の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等をしんしゃくして決定するものとする。
- 第5 秩父市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び該当対象者に対する連絡方法等警察通信施設の使用等に関する参考事項は、あらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議会に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として、警察通信設備の新設又は増設、若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

## 附 則

本協定は、昭和38年4月8日から施行する。

## 資料6. 8 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-28) 参照】

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5

条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

## 資料6. 9 災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-26）参照】

秩父市（以下「甲」という。）、社団法人埼玉県建設業協会秩父支部（以下「乙」という。）とは、秩父市地域防災計画に基づき、災害発生時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路及び河川が災害により被害を受けたとき、甲乙間で定めた基本的事項により、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策工事を行う必要があると認めたときは、乙に出動協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに出動するものとする。

（出動体制の整備）

第3条 甲及び乙は、応急対策工事を円滑に推進するため、あらかじめ安全対策を講じるとともに、担当地域を定め、出動体制の整備を図るものとする。

（活動内容）

第4条 第2条に基づき甲が乙に出動協力を要請する活動は、概ね次の各号に掲げるものとする。

（1）地震による被害

ア 緊急通行確保のための市道啓開

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

（2）風水害による被害

ア 河川の溢水の防御

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

（3）雪による被害

ア 15センチメートル以上の積雪時の市道幹線の除雪

（請負契約）

第5条 甲と乙とは前条第1号及び第2号に規定する活動については、秩父市契約規則（昭和40年秩父市規則第27号）に基づく手続きにより、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、前条第3号に規定する活動については、毎年度秩父市建設部において契約を締結するものによる。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成9年3月1日

秩父市熊木町8番15号  
甲 秩 父 市  
秩父市長 内 田 全 一

秩父市大字上影森764-8  
乙 埼玉県建設業協会 秩父支部  
支 部 長 齊 藤 康 人

## 資料6. 10 災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備（p2-36）参照】

## 災害時における上下水道施設復旧に関する協定書

秩父市(以下「甲」という。)と秩父市給排水設備指定工事店組合(以下「乙」という。)とは、甲の上下水道施設(以下「施設」という。)の災害復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲の施設が地震等により被害を受けた場合、甲は必要に応じて復旧工事のため、乙に出動要請をするものとする。

第2条 乙は甲の要請があった場合、ただちに復旧工事に着手するものとする。

第3条 乙が甲の要請により復旧工事に着手するとき、甲と乙はすみやかに工事請負契約を締結するものとする。

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

第5条 この協定の履行に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年7月1日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 栗原 稔

秩父市寺尾2350番地1

乙 秩父市給排水設備指定工事店組合

組合長 斉藤 宗次

## 資料6. 11 火災における応急仮設住宅建設についての協定書

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-45) 参照】

秩父市（以下「甲」という。）と秩父市災害救助隊（以下「乙」という。）とは、火災における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建物をいう。

第2条 甲は火災により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、乙に出動要請をするものとする。

2 甲は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、甲は後日、速やかに前記文書を乙に送付するものとする。

第3条 乙は甲の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第4条 乙が前条の住宅建設に出動した場合、甲は補助金を1件につき50,000円支払うものとする。

第5条 甲は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫をふれあいセンター内に設置し、乙に無償で貸与するものとする。

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月1日

秩父市熊木町8番15号  
甲 秩 父 市  
秩父市長 久喜邦康

秩父市下宮地町8番4号  
乙 秩父市災害救助隊  
隊長 黒沢剛

## 資料6. 12 火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-45) 参照】

秩父市（以下「発注者」という。）と西秩父災害急援建設隊（以下「受注者」という。）とは、火災、水害等における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建物をいう。

第2条 発注者は火災、水害等により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、受注者に出動要請をするものとする。

2 発注者は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって受注者に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、発注者は後日、速やかに前記文書を受注者に送付するものとする。

第3条 受注者は発注者の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第4条 受注者が前条の住宅建設に出動した場合、発注者は補助金を1件につき50,000円支払うものとする。

第5条 発注者は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫を秩父市下吉田6536番地6に設置し、受注者に無償で貸与するものとする。

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、発注者受注者記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

平成27年4月1日

秩父市熊木町8番15号  
発注者 秩 父 市  
秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡小鹿野町下小鹿野3422番地  
受注者 西秩父災害急援建設隊  
隊 長 小 澤 幸 男

## 〔資料7 条例等〕

## 資料7. 1 秩父市防災会議条例

【第1編 第2節 第1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

平成17年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、秩父市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秩父市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(平24条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 秩父広域市町村圏組合の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が特に必要と認める機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例26・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料 7. 2 秩父市災害対策本部条例

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】  
【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-149) 参照】

平成17年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、秩父市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

## 資料7. 3 秩父市災害対策本部に関する規程

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】  
【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-149) 参照】

(平成17年4月1日)  
(訓令第20号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市災害対策本部条例(平成17年秩父市条例第21号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

(災害対策本部長付)

第3条 災害対策本部長付を置き、教育長その他の関係者をもって充てる。

2 災害対策本部長付は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長及び災害対策副本部長ともに事故があるときは、教育長がその職務を代理する。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため本部員会議を置く。

2 本部員会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて災害対策本部長が招集し、会議の議長は災害対策本部長が当たる。

(部及び班)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 部に部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 班に班長を置く。

5 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し所属職員を指揮監督する。

6 部の組織及び所掌事務並びに条例第3条第2項及び第3項の規定による部に属すべき災害対策本部員、部長となるべき災害対策本部員は別表第2のとおりとする。

別表第1(第4条関係)

市長室長、総務部長、財務部長、環境部長、市民部長、福祉部長、保健医療部長、産業観光部長、地域整備部長、地域整備部参事、吉田総合支所長、大滝総合支所長、荒川総合支所長、市立病院事務局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長

別表第2(第6条関係)

部	部長	班	班長	所掌事務
市長室	市長室長	政策班	○地域政策課長 改革推進課長	1 広域市町村圏組合との連絡調整に関する事。 2 総務部統括班との連絡調整に関する事。 3 総合支所との連絡調整に関する事。 4 室内の連絡調整に関する事。 5 室内職員の動員に関する事。 6 各協力団体の連絡調整に関する事。
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察及び見舞者の応接に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 災害広報活動に関する事。
総務部	総務部長	総務班	○総務課長 人事課長 工事検査課長	1 職員の動員に関する事。 2 職員の公務災害に関する事。 3 災害時の従事者に対する損害補償に関する事。 4 職員の手当てに関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
		情報政策班	情報政策課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事。 2 諸データの保全に関する事。
		統括班	危機管理課長	1 災害対策本部に関する事。 2 情報の整理に関する事。 3 被害状況の記録及び統計に関する事。 4 防災関係機関及び協力団体への連絡に関する事。 5 自衛隊の派遣要請及び連絡に関する事。 6 輸送機関との連絡調整に関する事。
財務・会計部	○財務部長 会計管理者	財政班	○財政課長 FM 推進課長	1 緊急予算編成及び資金調達に関する事。 2 各協力団体の連絡調整に関する事。 3 総務部統括班との連絡調整に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内職員の動員に関する事。
		管財班	管財課長	1 市所有自動車及び借上車の調達手配に関する事。 2 応急措置のための土地収用等に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。
		課税班	○市民税課長 資産税課長	1 非住家の被害調査の集計及び統括班への報告に関する事。 2 災害事情による市民税等の減免に関する事。 3 物資の調達に関する事。 4 物資の配給計画に関する事。
		収納班	収納課長	1 り災者用食料の調達に関する事。 2 り災者用食料の配給に関する事。
		契約班	契約課長	1 ボランティアの受入れに関する事。
		会計班	会計課長	1 災害経費の出納に関する事。
環境部	環境部長	環境森づくり班	○環境立市推進課長 森づくり課長	1 林業関係の被害調査に関する事。 2 林業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 3 林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。

部	部長	班	班長	所掌事務
				6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
		生活衛生上水道班	生活衛生課長	1 環境衛生に関すること。 2 感染症発生に対する防疫活動に関すること。 3 秩父広域市町村圏組合水道局との連絡調整に関すること。
		下水道班	○下水道課長 下水道センター所長	1 下水道施設等の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		清流園班	清流園所長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。
		聖地公園班	聖地公園管理事務所長	1 聖地公園施設の被害状況の調査に関すること。 2 広域避難地に関すること。
市民部	市民部長	市民班	市民課長	1 埋火葬及び霊柩車・斎場に関すること。 2 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 3 罹災証明書の発行に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。
		市民生活班	市民生活課長	1 市民団体との連絡調整に関すること。 2 災害時の市民相談に関すること。 3 交通安全に関すること。
		物資集積班	○生涯学習課長 市民スポーツ課長 歴史文化伝承館長	1 救助物資等の集積管理に関すること。 2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 3 地区協力班との連絡調整に関すること。
		地区協力班	○中央公民館長 地区公民館長 図書館長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。 2 管内における災害対応事務への協力に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉班	○社会福祉課長 障がい者福祉課長 高齢者介護課長 秩父地域包括支援センター所長 こども課長	1 救援金品の受け付け管理及び配分に関すること。 2 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。 4 被災者の援護に関すること。 5 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 6 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 7 総務部統括班との連絡調整に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 部内職員の動員に関すること。
保健医療部	保健医療部長	保健医療班	○地域医療対策課長 保険年金課長 保健センター所長	1 医薬品、医療品材等の調達整備及び輸送に関すること。 2 災害救助法適用後の医療保険との調整に関すること。 3 応急救護所の設定に関すること。 4 保健所及び関係機関への連絡調整に関すること。 5 救護活動の記録に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。
産業観光部	産業観光部長	商工班	○商工課長 企業支援センター所長 観光課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 部内の被害集計に関すること。 4 総務部統括班との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 部内職員の動員に関すること。
		農政班	農政課長	1 農業関係の被害調査に関すること。 2 農業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 3 農業関係機関との連絡調整に関すること。
地域整備部	地域整備部長	道路管理用地班	○道路管理課長 用地課長	1 部内の被害集計に関すること。 2 総務部統括班との連絡調整に関すること。

部	部長	班	班長	所掌事務
				3 部内の連絡調整に関する事。 4 部内職員の動員に関する事。 5 関係団体との連絡調整に関する事。
		道路維持班	○道路維持課長 道づくり課長	1 土木施設の被害状況の調査に関する事。 2 道路(市道・森林管理道・農道)、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事。 3 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事。 4 水防活動に関する事。
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画公園及び都市計画街路の被害調査及び災害対応策に関する事。 2 児童公園・児童遊園の被害調査及び災害対応策に関する事。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 被災建築物応急危険度判定に関する事。 2 所管施設の被害調査及び災害対応策に関する事。 3 応急避難所設営に関する事。 4 市有建築物の応急修理に関する事。
吉田総合支所	吉田総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事。 2 諸データの保全に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 非住家の被害調査、集計に関する事。 5 災害事情による市民税等の減免に関する事。 6 物資の調達、配給計画に関する事。 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事。 8 総務部統括班との連絡調整に関する事。 9 支所内の連絡調整に関する事。 10 支所内職員の動員に関する事。 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事。 12 罹災証明書の発行に関する事。 13 災害時の市民相談に関する事。 14 市民団体との連絡調整に関する事。 15 交通安全に関する事。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事。 17 被災者の援護に関する事。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事。 21 応急避難所設営に関する事。 22 救護活動の記録に関する事。 23 応急仮設住宅に関する事。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 2 観光諸施設の保全に関する事。 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 農林業関係の被害調査に関する事。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事。 6 支所内の被害集計に関する事。 7 土木施設の被害状況の調査に関する事。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事。 10 水防活動に関する事。 11 応急避難所設営に関する事。 12 市有建築物の応急修理に関する事。 13 環境衛生に関する事。 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事。
大滝総合支所	大滝総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事。 2 諸データの保全に関する事。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事。

部	部長	班	班長	所掌事務
				と。 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事 10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事 2 観光諸施設の保全に関する事 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事 4 農林業関係の被害調査に関する事 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事 6 支所内の被害集計に関する事 7 土木施設の被害状況の調査に関する事 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事 10 水防活動に関する事 11 応急避難所設営に関する事 12 市有建築物の応急修理に関する事 13 環境衛生に関する事 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事
荒川総合支所	荒川総合支所長	市民福祉班	○市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事 2 諸データの保全に関する事 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 4 非住家の被害調査、集計に関する事 5 災害事情による市民税等の減免に関する事 6 物資の調達、配給計画に関する事 7 被災者用食糧の調達、配給に関する事 8 総務部統括班との連絡調整に関する事 9 支所内の連絡調整に関する事 10 支所内職員の動員に関する事 11 罹災台帳の作成及び管理に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害時の市民相談に関する事 14 市民団体との連絡調整に関する事 15 交通安全に関する事 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関する事 17 被災者の援護に関する事 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関する事 21 応急避難所設営に関する事 22 救護活動の記録に関する事

部	部長	班	班長	所掌事務
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 2 観光諸施設の保全に関する事。 3 農林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 農林業関係の被害調査に関する事。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関する事。 6 支所内の被害集計に関する事。 7 土木施設の被害状況の調査に関する事。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事。 10 水防活動に関する事。 11 応急避難所設営に関する事。 12 市有建築物の応急修理に関する事。 13 環境衛生に関する事。 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事。
病院部	市立病院事務局長	医療班	○管理課長 医事課長 診療所事務局長	1 院内感染防止に関する事。 2 被災者に対する医療に関する事。 3 看護師の確保に関する事。 4 入院患者の看護に関する事。 5 院内の災害対策及び警備に関する事。 6 その他医療に関する事。 7 総務部統括班との連絡調整に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内職員の動員に関する事。
教育委員会	事務局長	教育総務班	○教育総務課長 学校教育課長 保健給食課長 文化財保護課長 教育研究所長	1 教育施設の災害応急対策に関する事。 2 教育施設の被害状況調査に関する事。 3 収容施設の便宜供与に関する事。 4 文化財の保護に関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
支援部	○議会事務局課長 監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 農業委員会事務局課長	業務協力班	○議会事務局課長級 監査事務局課長級 選挙管理委員会課長級 農業委員会課長級	1 災害状況の調査業務等の協力に関する事。 2 り災者の陳情受け付け等の協力に関する事。 3 り災者の救護業務等の協力に関する事。 4 総務部統括班との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 部内職員の動員に関する事。

## 備考

- 1 本部長は、災害の実情により必要があると認められるときは、本表の分掌にかかわらず部班を配置換えすることができる。
- 2 部長及び班長欄に2以上掲げてある場合は、○を正とし、他は副とする。
- 3 部長及び班長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその業務を行うものとする。
- 4 次長及び技監の職にある者は、部付として部長を補佐し、部の業務遂行にあたる。
- 5 災害対策本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの所管において行うこと。

## 資料 7. 4 被害の調査及び集計要領

【第 3 編 第 1 章 第 2 節 第 3 災害情報の収集・伝達・共有 (p3-41) 参照】

- (1) 人的被害及び住家、非住宅の被害が広範囲に多数発生した場合の調査は別表 3 の基準に従い別紙の要員で調査し、各地区責任者は総務部統括班長へ報告するものとする。
- (2) 環境部長は林業関係被害及び上下水道被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (3) 地域整備部長は公共土木被害及び公共建物被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (4) 産業観光部長は農業関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (5) 教育委員会事務局長は学校関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。

## 被害の報告

総務部長は全被害を集計し、災害対策本部長宛報告する。

報告要領は次のとおりとする。

- (1) 報告の種類
 

報告の種類は次の 3 種類とする。

  - ア 発生報告
 

災害が発生した直後に行う。(様式 2)
  - イ 経過報告
 

被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要のある場合の他 2 時間ごと。(様式 3)
  - ウ 確定報告
 

災害のあった日から 7 日以内に行う。(様式 4)
- (2) 報告先
 

次の 2 報告とする。

  - ア 秩父市災害対策本部長宛報告
  - イ 埼玉県災害対策本部長宛、秩父支部長を通じて報告。ただし、災害対策本部が設置されない小災害の報告は次のとおりである。
 

住家、人的被害	(秩父地域振興センター)
農林関係被害	(秩父農林振興センター)
公共土木被害	(秩父県土整備事務所)
公共砂防被害	(秩父県土整備事務所)
火災被害	(埼玉県消防防災課)
- (3) 報告責任者
 

総務部統括班長

様式 資料編p111『発生速報』～p114『被害状況調』に掲載

## 資料 7. 5 秩父市災害見舞金支給規則

【第 4 編 第 1 章 第 2 節 5 災害弔慰金、見舞金の支給 (p4-8) 参照】

(平成17年4月1日)  
(規則 第 75 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、罹災者に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第 2 条 この見舞金は、秩父市に住所を有する者で、火災、風水害、その他市長が認めた災害の罹災家屋居住者に対し別表に定める金額を支給する。

第 3 条 前条の見舞金を受ける家屋とは、住家のみとする。

(調査)

第 4 条 市長は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに調査、措置しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

見舞金の金額

全壊 (焼) 100,000円

半壊 (焼) 50,000円

一部破損 (焼) 30,000円

床上浸水 30,000円

災害による死亡者 50,000円

災害による重傷者 10,000円

※ 判定基準については、秩父市地域防災計画 (「5 災害弔慰金、見舞金の支給」(p4-8) 参照) による。

## 〔資料 8 その他〕

## 資料 8. 1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 第 8 災害救助法の適用 (p3-32) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内  (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2. 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり 2,620,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1. 平均 1戸当たり 29.7㎡、 2,620,000円以内であればよい 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
		全壊	夏 18,300	23,500	34,600	40,500	52,600	7,700
		全焼	冬 30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		流失	夏 6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
		半壊	冬 9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
		半焼						
		床上浸水						
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の 100分の 80 以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 ○検 査 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検査は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料 8. 2 国・県・市指定文化財建物一覧

【第2編 第2章 第1節 災害に強いまちづくり (p2-57) 参照】

(平成28年3月1日調べ)

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
1	国指定 重要文化財 (建造物)	内田家住宅	1	昭和46年6月22日	蒔田 891
2	国指定 有形民俗	秩父祭屋台六基	6	昭和37年5月23日	市内各収蔵庫
3	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場本館	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
4	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場工場棟	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
5	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場倉庫	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
6	国登録 有形	旧秩父駅舎	1	平成13年10月12日	大宮東平 5663-1
7	国登録 有形	旧柿原商店店舗及び主屋	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
8	国登録 有形	旧柿原商店土蔵A	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
9	国登録 有形	旧柿原商店土蔵B	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
10	国登録 有形	旧柿原商店土蔵C	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
11	国登録 有形	旧柿原商店石塀	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
12	国登録 有形	旧新井商店居宅兼店舗	1	平成16年2月17日	本町 1400
13	国登録 有形	旧新井商店商品倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
14	国登録 有形	旧新井商店倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
15	国登録 有形	秩父鉄道御花畑駅	1	平成16年2月17日	東町 1120-5
16	国登録 有形	藪田家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
17	国登録 有形	藪田家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
18	国登録 有形	武甲酒造柳田総本店店舗	1	平成16年2月17日	宮側町 4389
19	国登録 有形	宮前家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 993
20	国登録 有形	宮前家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 993
21	国登録 有形	秩父銘仙出張所 1	1	平成16年2月17日	番場町 1001
22	国登録 有形	秩父銘仙出張所 2	1	平成16年2月17日	番場町 1001
23	国登録 有形	秩父銘仙出張所 3	1	平成16年2月17日	番場町 1001
24	国登録 有形	カフェ・パリー	1	平成16年2月17日	番場町 1036-1
25	国登録 有形	安田屋	1	平成16年2月17日	番場町 1036
26	国登録 有形	小池煙草店	1	平成16年2月17日	番場町 1037-7
27	国登録 有形	旧武毛銀行本店	1	平成9年12月12日	下吉田 3871-1
28	国登録 有形	近藤歯科医院	1	平成18年3月2日	番場町 1026-6
29	国登録 有形	旧大月旅館別館	1	平成18年3月2日	番場町 1035-3
30	国登録 有形	松本教室主屋	1	平成18年3月2日	上町 1289-1
31	国登録 有形	逸見家住宅主屋	1	平成21年1月8日	荒川贄川 812
32	県指定 有形 (建造物)	秩父神社社殿 付天正20年の棟札1枚・神輿1基	1	昭和30年11月1日	番場町 1-1
33	県指定 有形 (建造物)	秩父札所1番観音堂	1	昭和33年3月20日	栃谷 418
34	県指定 有形 (建造物)	旧秩父橋 付初代秩父橋橋脚2基及び親柱2本	1	平成11年3月19日	阿保町 3795-1 地先ほか
35	県指定 有形 (建造物)	三峯神社本殿 付棟札1枚 柄1本	1	昭和36年3月1日	三峰 298
36	県指定 有形民俗	萩平歌舞伎舞台 付芝居道具	1	昭和55年3月29日	寺尾 1012

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
37	県指定 有形民俗	萩平精進堂 1 棟	1	昭和55年 3 月29日	寺尾 1012
38	市指定 有形（建造物）	聖神社社殿（元今宮神社本殿）	1	昭和40年 1 月25日	黒谷 2191
39	市指定 有形（建造物）	旧大宮学校校舎	1	昭和44年 1 月 8 日	解体部材保管
40	市指定 有形（建造物）	内田家住宅	1	昭和54年 1 月 8 日	黒谷 299
41	市指定 有形（建造物）	こまり門 付左右そで塀	1	平成 1 年10月23日	大野原 897
42	市指定 有形（建造物）	大林山廣見寺惣門	1	平成15年 1 月24日	下宮地町 5349 他
43	市指定 有形（建造物）	棕神社本殿	1	昭和49年12月23日	下吉田 7377
44	市指定 有形（建造物）	八幡神社旧本殿	1	昭和55年 7 月 7 日	下吉田 7377
45	市指定 有形（建造物）	平石馬頭尊堂	1	昭和55年 7 月 7 日	吉田久長 607- 2
46	市指定 有形（建造物）	米山薬師堂	1	昭和55年 7 月 7 日	上吉田 4366
47	市指定 有形（建造物）	万福寺の宝篋印塔	1	昭和55年 7 月 7 日	上吉田 2599
48	市指定 有形（建造物）	源内居	1	昭和45年11月 3 日	中津川 243
49	市指定 有形（建造物）	三峯神領民家	1	昭和58年 4 月 1 日	三峰 298
50	市指定 有形（建造物）	寺沢の寝入り観音堂	1	昭和57年12月21日	荒川日野
51	市指定 有形（建造物）	湯大権現宮	1	平成 2 年 4 月 9 日	荒川贅川 2035- 2
52	市指定 有形（建造物）	千手観音堂	1	昭和54年 4 月16日	荒川上田野
53	市指定 有形（建造物）	猪狩神社社殿	1	昭和54年 4 月16日	荒川贅川
54	市指定 有形（建造物）	大寶山圓福禅寺山門	1	平成18年 3 月28日	田村 967
55	市指定 有形民俗	恒持祭屋台・笠鉦 3 基	3	昭和40年 1 月25日	山田地内各収蔵庫
56	市指定 有形民俗	下影森 田の沢の屋台	1	昭和45年 9 月 5 日	下影森 348
57	市指定 有形民俗	諏訪神社附設舞台	1	昭和54年 4 月 6 日	上影森 255- 1
58	市指定 有形民俗	栃谷の笠鉦 3 基	3	昭和59年 6 月27日	栃谷地内各収蔵庫
59	市指定 有形民俗	川瀬祭笠鉦・屋台 8 基	8	平成20年 3 月25日	市内各収蔵庫
60	国指定 史跡	栃本関跡	1	昭和45年11月12日	大滝 1623
61	市指定 史跡	札所 1 番 誦経山四萬部寺	1	昭和40年 1 月25日	栃谷 418
62	市指定 史跡	札所 2 番 大棚山真福寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 3095
63	市指定 史跡	札所 3 番 岩本山常泉寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 1392
64	市指定 史跡	札所 4 番 高谷山金昌寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 1803- 2

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
65	市指定 史跡	札所 11 番 南石山常楽寺	1	昭和40年 1 月25日	熊木町 43-28
66	市指定 史跡	札所 12 番 仏道山野坂寺	1	昭和40年 1 月25日	野坂町 2-12-25
67	市指定 史跡	札所 13 番 旗下山慈眼寺	1	昭和40年 1 月25日	東町 26-7
68	市指定 史跡	札所 14 番 長岳山今宮坊	1	昭和40年 1 月25日	中町 25-12
69	市指定 史跡	札所 15 番 母巢山少林寺	1	昭和40年 1 月25日	番場町 7-22
70	市指定 史跡	札所 16 番 無量山西光寺	1	昭和40年 1 月25日	中村町 4-8-21
71	市指定 史跡	札所 17 番 実正山定林寺	1	昭和40年 1 月25日	桜木町 21-3
72	市指定 史跡	札所 18 番 白道山神門寺	1	昭和40年 1 月25日	下宮地町 5-15
73	市指定 史跡	札所 19 番 飛瀨山龍石寺	1	昭和40年 1 月25日	大畑町 15-31
74	市指定 史跡	札所 20 番 法王山岩之上堂	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 2169
75	市指定 史跡	札所 21 番 要光山観音寺	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 2352
76	市指定 史跡	札所 22 番 華台山童子堂	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 3595
77	市指定 史跡	札所 23 番 松風山音楽寺	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 3773
78	市指定 史跡	札所 24 番 光智山法泉寺	1	昭和40年 1 月25日	別所 1586
79	市指定 史跡	札所 25 番 岩谷山久昌寺	1	昭和40年 1 月25日	久那 2287
80	市指定 史跡	札所 26 番 岩井堂 (萬松山円融寺)	1	昭和40年 1 月25日	下影森 1450 (348-3)
81	市指定 史跡	札所 27 番 龍河山大湊寺	1	昭和40年 1 月25日	上影森 411
82	市指定 史跡	札所 28 番 石龍山橋立堂	1	昭和40年 1 月25日	上影森 675
83	市指定 史跡	札所 29 番 笹戸山長泉院	1	昭和34年 4 月10日	荒川上田野 557
84	市指定 史跡	札所 30 番 瑞龍山法雲寺	1	昭和34年 4 月10日	荒川白久 432
85	市指定 史跡	札所 33 番 延命山菊水寺	1	昭和45年 9 月24日	下吉田 1104
86	市指定 史跡	高野佐三郎遺跡 付佐三郎遺品一式・道場 (明信館本館)	1	昭和40年10月 1 日	中町 21-5
87	市指定 史跡	麻生加番所跡	1	昭和45年11月 3 日	大滝 1316

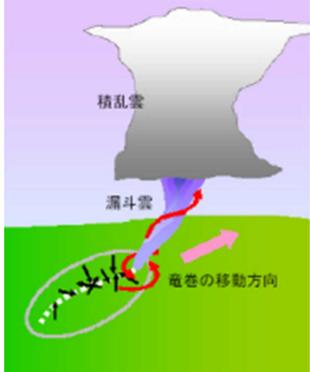
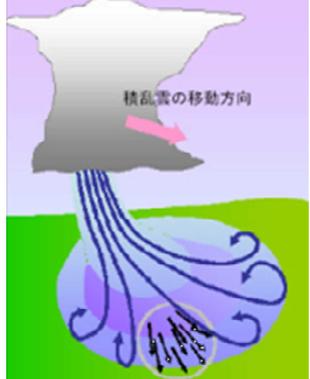
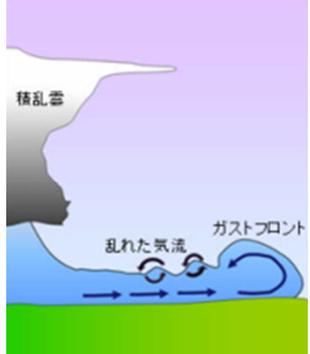
## 資料 8. 3 突風の種類

【第 2 編 第 2 章 第 6 節 竜巻等の突風対策 (p2-74) 参照】

発達した積乱雲からは、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントといった、激しい突風をもたらす現象が発生します。

主な突風の種類は以下のとおりです。この他に晴れた日の日中などに地表付近で温められた空気が上昇することにより発生する「じん旋風」などがあります。

なお、竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。

突風の種類		特徴
竜巻		<p>積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴います。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中しますが、数十キロメートルに達したこともあります。</p>
ダウンバースト		<p>積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れです。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴があります。</p>
ガストフロント		<p>積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生します。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもあります。</p>

資料) 気象庁HP「竜巻などの激しい突風とは」

## 《様式集》

## 様式1 緊急通行車両関係様式

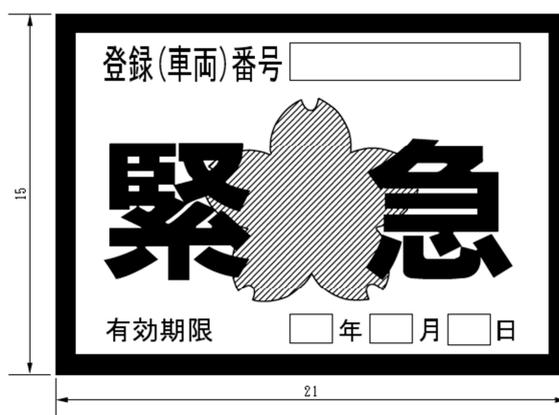
【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-27) 参照】

## (1) 緊急通行車両等確認申請書

## 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
埼玉県公安委員会 殿	
申請者 住所氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
運行日時	
運行経路	出発地
	目的地
備考	

## 【標章】



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## (2) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

## (3) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏 名 電 話 ( )		印	
		【担当係 氏名】			
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車両の所有者	住 所				
	氏 名				
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 ( )	13 広報啓発 14 その他
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

## (4) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
	年	月 日
埼玉県公安委員会		印
<p>(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。</p>		

## 様式2 発生速報

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-41) 参照】

【第3編 第2章 第3節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-169, 171) 参照】

## 発 生 速 報

秩父市

日 時 分 受信	発信者	受信者
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する措置	(1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分設置 (2) 市町村のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請または職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動機関 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)	
5 その他必要事項		

「注」内容は簡単に要を得たものとする。

## 様式3 経過速報

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-42) 参照】

【第3編 第2章 第3節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-169, 171) 参照】

## 経過速報

秩父市

				発信者		受信者					
災害の種別				発生地域							
被害報告		月 日 時		分現在							
報告区分		発生		経過							
区分		被害		区分		被害					
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失 埋没				
	行方不明者	人			冠	水 ha					
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失 埋没			
軽傷		人		冠	水 ha						
住家被害	全壊	棟		道路被害	決壊	箇所					
		(焼)	世帯			冠水	箇所				
		(流失)	人			文教施設	箇所				
	半壊	棟			その他被害	病院	箇所				
		(焼)	世帯				橋りょう	箇所			
			人				河川	箇所			
	一部破損	棟				その他被害	砂防	箇所			
			世帯					清掃施設	箇所		
			人					崖くずれ	箇所		
	床上浸水	棟					その他被害	鉄道不通	箇所		
			世帯						被害船舶	隻	
			人						水道	戸	
床下浸水	棟		その他被害	電話				回線			
		世帯						電気	戸		
		人						ガス	戸		
非住家被害	公共建物	全壊		棟	り			ブロック塀等	箇所		
		半壊		棟					り	災世帯	世帯
	その他	全壊		棟						り	災者数
		半壊		棟				火災発生	建物	棟	
						危険物		件			
						その他		件			

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 \_\_\_\_\_日 \_\_\_\_\_時 \_\_\_\_\_分設置

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応急要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況 市町村数 \_\_\_\_\_ 地区数 \_\_\_\_\_ 人員 \_\_\_\_\_ 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 \_\_\_\_\_ 名

消防団員 \_\_\_\_\_ 名

計 \_\_\_\_\_ 名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)

## 様式4 被害状況調

【第3編 第1章 第3節 救援期の災害応急対策活動 (p3-92) 参照】

## 被害状況調

秩父市

	発信者		受信者	
災害の種別	発生地域			
被害日時	自 月 日 至 月 日			
報告区分	確定			

区 分			被 害		区 分			被 害	
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失	埋没
	行方不明者		人				冠水 ha		
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失	埋没
		軽傷	人				冠水 ha		
住家被害	全壊		棟		道路被害	決壊	箇所		
	(焼)		世帯			冠水	箇所		
	(流失)		人		その他被害	文教施設	箇所		
	半壊	(焼)		棟			病院	箇所	
				世帯			橋りょう	箇所	
				人			河川	箇所	
	一部破損			棟			砂防	箇所	
				世帯			清掃施設	箇所	
				人			崖くずれ	箇所	
	床上浸水			棟			鉄道不通	箇所	
				世帯			被害船舶	隻	
				人			水道	戸	
	床下浸水			棟			電話	回線	
				世帯			電気	戸	
		人		ガス		戸			
非住家被害	公共建物	全壊	棟			り	ブロック塀等	箇所	
		半壊	棟		り		災害世帯	世帯	
	その他	全壊	棟		り	災害者数	人		
		半壊	棟		火災発生	建物	棟		
					危険物	件			
					その他	件			

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	名称	秩父市災害対策本部		
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村		団体		災 害 置 対 策 町 本 村 部 名	計 団体			
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
				災 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体			
	その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示（緊急）の状況）							

## 様式5 罹災証明書

【第4編 第1章 第2節 被災者の生活再建等の支援 (p4-6) 参照】

第 号

り 災 証 明 書

世帯主氏名		年齢	S . . . 生 職業( )	
住所				
り災の原因				
り災年月日	平成 年 月 日			
り災場所				
り災状況(該当するものに○をつけること)	死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊(焼)・半壊(焼)・流出・床上浸水 床下浸水・一部損壊・その他物的被害			
世帯構成	氏 名	続柄	年齢	備 考 ( 人的被害者はその種類等記入のこと )
証 明 書	上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日 秩父市長 久喜 邦康 印			